

博士論文

**事業承継税制の現状と課題**

—事業承継における非上場株式の評価等を中心として—

2014 年度

田中 仁美

熊本学園大学大学院

商学研究科 商学専攻

## 論文要旨

わが国の企業数の 99.7%、雇用の約 7 割を占めている中小企業は、わが国の産業基盤を支え、地域の経済・社会において重要な役割を果たしている。しかし、少子高齢化等や相続税の過重負担により事業承継が困難となっている。

中小企業の事業承継税制問題は、「個人企業の承継問題」と「中小法人、特に同族会社の承継問題」に大別される。そのポイントは、個人企業では「土地の評価」であり、中小法人、特に同族会社では「株式の評価」である。つまり、事業承継税制の課税の軽減対象は、主に、事業上の土地と非上場株式である。

そこで、本論文では、中小企業の事業承継円滑化のための「事業承継税制」について、中小企業における事業承継の現状を把握しつつ、非上場株式等を中心とした現行制度の問題点と課題を考察し、今後の事業承継税制における提言としたい。

本論文は、3 部構成となっており、第 1 部は第 1 章と第 2 章からなり中小企業の事業承継の実態を明らかにした。次いで、第 2 部は第 3 章から第 6 章までで事業承継制度における制度面を考察した。第 3 部は第 7 章から第 9 章までで事業承継の立場から見た非上場株式評価について問題点と課題について考察した。本論文の構成は以下のとおりである。

序 章 研究テーマの背景・目的および論文構成

第 1 部 中小企業の事業承継

第 1 章 事業承継の現状

第 2 章 事業承継形態の現状と課題

第 2 部 事業承継制度

第 3 章 欧米主要国の事業承継税制

第 4 章 わが国の事業承継税制

第 5 章 小規模宅地等の事業承継税制

第 6 章 非上場株式等の新事業承継税制

第 3 部 事業承継における非上場株式評価

第 7 章 非上場株式評価の問題点

第 8 章 非上場株式評価の変遷

第 9 章 非上場株式評価方式の課題

終 章 本論文の総括

第 1 章 事業承継の現状

本章では、なぜ中小企業において事業承継税制が必要なのか、中小企業の特性や役割を概観しつつ、「2013 年版中小企業白書」を基に、中小企業の事業承継を取り巻く現状を明らかにする。

中小企業は、わが国経済の発展のみならず海外においても大きな役割を果たし、さら

には経済活性化の担い手として、地域経済への貢献が期待されている。その中小企業の事業承継者にとって、事業用財産は収入の源であり、生活の基盤でもある。よって、これらの財産は生存権的財産とされ、担税力が弱く、それ故、現行の画一的な課税をするのではなく、軽減するという形で担税力に応じた課税を実現することが重要となる。

ところが、中小企業の事業承継を取り巻く現状は、経営者の高齢化とともに円滑な事業承継が困難となり、廃業に至るなど様々な理由がある。また、先代経営者と後継者との関係も年々変化しており、近年では、親族内承継から親族外承継へと変化し、親族内での後継者の確保が困難となっている。さらに、わが国の中小企業は、そのほとんどが同族会社であるとされ、「会社と経営が一致し分離していない。借入に対して経営者の個人保証や個人資産の担保を提供している場合が多い。経営者個人名義の不動産を事業のために使用するなど家業と企業が密接な関係をもっている」といった特性がある。

このような中小企業特有の事情は、中小企業の事業承継問題を考える上で、円滑な事業承継を阻害する原因となり、事業承継が進まない背景の一つとなっている。

## 第2章 事業承継形態の現状と課題

本章では、親族内承継と親族外承継の現状を踏まえ、これらが抱える課題とは何か、また、事業承継の課題とは何かについて考察する。

事業承継形態には、親族内承継、従業員等および第三者による親族外事業承継(M&A)の三つの方法がある。

中小企業においては、経営者に自社株式の多くが集中しており、さらに、家屋や土地などの経営者の個人資産を事業用に投入していることも多い。しかも、相続時における自社株式、特に自らが経営者となっている会社の「非上場株式」の評価額が、現状の評価制度では高く評価される傾向があり、納付すべき相続税を高めてしまう。すなわち、親族内承継においては、相続税の税負担が問題となってくる。

後継者難が深刻化する中小企業の現況をみると、今後M&Aの活用が増えていくことが予想される。特に後継者のいない企業は、事業売却による事業引継が、後継者難を解決する有効な手段の一つとなるからである。M&Aが事業承継手法の一つとして広く認識されるようになれば、経営者は、将来の企業売却も視野に入れた企業価値向上へ取り組み、ひいては、中小企業の生産性向上、経営安定化へとつながり、地域経済、雇用・技能伝承へと発展していくであろう。健全な企業の場合、後継者不在により廃業を考えるよりは、M&Aを考えることにより、企業存続がもたらす地域経済、地域雇用、技能伝承などへのメリットを考える方が、その効果は非常に大きい。そのためには、中小企業経営者がM&Aによる事業承継を現実的な選択肢として検討できるよう、国は税制面で、より充実した支援づくりを行う必要がある。

事業承継の課題には、後継者への議決権株式集中、株式買取資金の調達、民法上の遺留分問題、企業価値の算定等が考えられる。

### 第3章 欧米主要国の事業承継税制

本章では、欧米主要国であるアメリカ、イギリス、ドイツおよびフランスが事業承継税制についてどのような取組みをしているのか、全国法人会総連合による「わが国と主要国における事業承継税制の制度比較検討調査に係る報告書（2012年6月）」を基に、各国の事業承継税制の概要を整理するとともに、わが国と欧米主要国との事業承継税制の制度比較を概観する。

事業用資産は、欧米主要国においても、それが個人の直接保有あるいは株式等を通じた間接所有であろうと、個人の財産であるため相続税の対象となる。しかし、事業用資産は企業経営の資源を持つものであり、自由に利用・処分できる個人財産とは異なる特性から、欧米主要国においては、各種の軽減措置が設けられている。対象は、個人事業用資産や非上場会社の株式であり、多くは相続後の事業継続を要件としている。すなわち、中小企業支援・事業継続の支援という観点からの相続税軽減制度である。これらは、相続財産等から直接控除されるため、もともと非上場株式等に対する相続税と贈与税は計算されない。

一方、わが国の場合は、小規模宅地の評価減や非上場株式に係る納税猶予の特例など限定的に優遇措置が設けられてはいるが、事業用資産全体は対象となっていない。わが国の事業承継税制が欧米主要国と大きく異なるのは、この「納税猶予」となっていることである。納税猶予制度については、雇用維持要件や継続保有要件の改正があり緩和されてきたものの、中小企業支援・事業継続の支援の観点からは欧米主要国の制度と比較してその差が大きいといわざるを得ない。

中小企業の事業承継と相続税制は密接に関係するものであり、欧米主要国は相続税制の体系は多様であっても、事業承継支援を相続税制に優先させるという考え方はいずれの国も共通している。近年、国際競争力強化の観点から相続税を廃止した国・地域やそもそも相続税自体が存在しない国がある中で、わが国の中小企業が、事業承継において、国際的に劣後している状況は、早急に是正する必要があるだろう。

### 第4章 わが国の事業承継税制

本章では、まず、事業承継税制が導入された経緯を振り返り、「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の新事業承継税制が創設された背景を明らかにする。次に、新事業承継税制と密接な関係がある相続税の課税根拠を明らかにした上で、事業承継税制からみた相続税の問題点を具体的な算式により検討する。

事業承継税制の定義については確定的なものではなく、一般に、事業承継税制とは、中小企業の経営者が死亡した場合、後継者の相続税負担によって事業承継に支障が出ないよう課税を軽減する仕組みである、とされている。事業承継税制問題発生の背景には、中小企業者の高齢化と世代交代期の到来、相続資産の約7割を占める土地価額の高騰等による税負担の増大、中小企業の事業承継に関しても、農地並みの生前贈与制度を設けてほしいとの要望があった。

平成 21 年 4 月に非上場株式等についての相続税および贈与税に係る納税猶予制度(以下「新事業承継税制」という)が導入された。新事業承継税制は、中小企業の事業承継助成のために策定された円滑化法に伴い、相続税等の減免措置として設けられた。すなわち、この制度は、中小企業が、事業承継について、計画的な取組みを行い、経済産業大臣から認定を受けることで、税制面の支援をするものである。この制度を活用することにより、非上場株式等を相続、遺贈または贈与により取得した場合には、納付すべき相続税や贈与税のうち、取得した株式に係る一定の納税が猶予されるのである。

各国の相続税の現状は、大きな流れとして、相続税の負担を軽減・廃止していこうとする共通した傾向がある。この各国の相続税の傾向の中心的根拠にあるものが、「営業用財産に対する相続税(生前贈与による贈与税を含む)」の負担軽減ということである。

わが国の相続税改革の考え方は、相続税負担をより広い範囲の相続人に求めようとするものであり、相続税は、「富の集中の抑制」すなわち「課税の公平」ということに課税の役割を見出そうとしているのである。一方、事業承継税制は、「租税特別措置法」により定められた租税特別措置であり、中小企業の持続的発展と雇用の確保の実現のために、納税者の経済活動を一定の方向に誘導することを目的として、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置として設けられているのである。また、憲法第 29 条では、「財産権は、これを侵してはならない」とされており、人々の生存のために不可欠な一定の生存権的財産は担税力が弱いのであるから非課税または軽課税が要請されている。上記から、相続税の役割と中小企業の事業承継税制の役割は相反するものと考えられる。

このように、両税制が相続税制度の中で適用されている現状は、現行の相続税制度に歪みが生じているものと考えられる。なぜなら、わが国の課税方式は、「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」と呼ばれる折衷的方式が採用されており、さまざまな弊害を生み出しているからである。それは、事業承継税制の優遇措置を適用した場合、現行の課税方式では、後継者に事業承継税制の優遇措置を講じると後継者以外にも相続人の相続税を軽減することとなり、事業承継税制の趣旨から逸脱してしまうという問題である。

## 第 5 章 小規模宅地等の事業承継税制

本章では、本論文のテーマである非上場株式等の事業承継に入る前に、事業承継税制の軽減対象でもある「小規模宅地等の相続税の課税価格計算特例」について、現行税制に至る経緯を振り返りながら、その特例の概要とその課題について検討する。

中小企業の事業承継税制としての「小規模宅地等の課税の特例」制度の適用範囲は、「特定事業用宅地等」と「特定同族会社事業用宅地等」が対象となる。この制度は、小規模宅地等の評価後の相続税価額に対しての優遇措置であり、制約資産である個人の事業の用または居住の用に供する小規模宅地等については、特別の配慮をしているといえよう。それは、これらの宅地等のうち必要最小限の部分は、相続人等の生活の基盤そのものであって、相続人が事業または居住を維持していく上で必要であるからである。

小規模宅地等の課税の特例は、幾多の改正を経て現在に至っているが、現行の課税方

式では、事業等を継続しない他の共同相続人等の税負担をも軽減する効果があることなど、これらの特例の拡充は課税の公平面での不平等の増幅につながるという問題点を有している。また、民法上の課題や工場・老舗旅館等の大きな敷地を要する業種の適用対象面積の課題が考えられる。

## 第6章 非上場株式等の新事業承継税制

本章では、新事業承継税制といわれている「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」とは具体的にどのようなものなのか、改正前制度の概要を踏まえ、使い勝手の悪い部分がどのように改正され、その効果はどうあるのか、現状を踏まえつつ非上場株式等に係る事業承継税制の課題について考察する。

「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」は、円滑化法の制定を受けて、平成 21 年度税制改正により創設された制度である。それ故、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、円滑化法に定める経済産業大臣の認定を受ける必要があり、相続税制単独の制度ではない。この制度は、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税について、相続税の申告書の提出期限までに「納税猶予分の相続税に相当する担保」を提出した場合に限り、当該後継者の死亡の日まで、その株式等（相続等の前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式等の総数の 3 分の 2 に達するまでの部分に限る）に係る課税価格の 80% に対応する相続税の納税が猶予される。

なお、この新事業承継税制は、適用要件等、後継者の要件、適用会社の要件、事業継続期間の要件等に該当した事業者だけの相続税が減額できる制度である。また、事業継続期間中に毎年 1 回、報告基準日（相続税の申告期限から 1 年を経過する日）の翌日から 3 カ月以内に経済産業局に対して所定の報告書を提出する必要がある。税務署に対しても別途「継続届書」（事業継続期間中は毎年 1 回、期間経過後は 3 年に 1 回）の提出が必要となる。

このように、新事業承継税制は、適用要件の複雑さ、手続きの煩雑さに加えて、要件を満たさなくなった場合に、猶予されていた税金に一括納付を課されるというリスクの影響からその活用例が極めて少なかった。そこで、平成 25 年度税制改正において、非上場株式についての相続税の納税猶予に関して、適用要件等が緩和された。

非上場株式等に係る事業承継税制の課題としては、まず、制度の普及が重要であろう。そのためには、要件等の簡素化が必要である。次に、相続税・贈与税の納税猶予制度について、円滑な事業承継を実現するため事業承継税制の見直しを行う。それは、株式総数上限（3 分の 2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を 100% に引き上げること、

経営承継相続人等が死亡するまで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5 年経過時点で免除するよう見直すことである。

中長期的には、事業用資産を一般資産と切り離し、法律で明文化された本格的な事業承継税制を創設し、事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要があると考える。

## 第7章 非上場株式評価の問題点

本章では、株式評価がなぜ必要なのか、その場合、財産評価の基本となる「時価」とは何かについて、評価通達の判定基準が否定された非上場株式の判決事例を踏まえ、非上場株式評価を通達に通達に委ねることから生じる諸問題により、事業承継の立場での非上場株式評価のあり方を考察する。

非上場株式の評価は、相続・贈与のみならず売買・M&A等の企業再編を行う場合などのさまざまな場面で必要不可欠なものとなってきた。しかし、取引相場のない会社の株式評価が求められるのは、相続や贈与の場合が最も頻度が高い。相続や贈与の対象財産に非上場株式が含まれる場合には、上場株式と異なり、市場価格が定められていないため、株価を算定しなければならない。

相続税法においては、同法22条において、相続等により取得した財産の価額は、「当該財産の取得の時ににおける時価」によることとされ、相続税法においては、「時価」の評価が課税価格算定の重要な要件となる。「時価の意義」について、相続税に係る評価通達では、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による」（評基通1(2)）と定めている。

一般的に、実務上の評価は、評価通達に基づいて行われており、国税庁および納税者、さらに裁判所でさえも、この評価通達をあたかも法規のように扱う傾向にある、というのが実情である。しかし、「通達」とは、上級行政庁の長が、国家行政組織法の規定に従って、下級行政庁の長に対して、法令の解釈・適用および行政の運営方針等についての行政命令として発出されるものであって、行政組織の内部では拘束力を持つことになるが、納税者に対しては拘束力を持つ「法規」ではない。また、裁判所も、それに拘束されるものではない。ところが、株式保有特定会社の評価をめぐり、非上場株式の評価が評価通達によらないことが合理的であるという判決で納税者が勝訴し、その判定基準が見直された事例があった。本判決によって中小企業事業承継税制における株式保有割合の基準が改められたが、個別評価通達の改正によって、課税価格が唐突に変更されるとすれば、納税者の法的安定性や予測可能性が損なわれ、租税法律主義とは相いれないことになる。

また、中小企業の事業承継者にとっては、事業用財産等は収入の源であり、事業用土地や店舗は生活の基盤である。中小企業経営者の多くは、事業継続を前提に留保金の処分等を行うことなく資本充実に図り、金融機関の信頼を得るとともに個人資産の担保提供をしてきた。これらは、正に生活に必要な生存権的財産であり、財産権の保障として要請されている（憲法第29条1項）。すなわち、租税法律主義の原則は、租税領域における法的安定性・予測可能性を確保するための法的手段であり、それは税法の執行過程（行政課程・裁判課程）における権力の濫用を阻止することによって、納税者の

権利を擁護しようという自由権的権利保障の機能を果たしているのである。

したがって、中小企業における事業承継の立場にたって、法的安定性や予測可能性および生存的財産から勘案すれば、基本的な評価方法や評価方式については、評価通達における非上場株式の評価方法を抜本的に見直すと同時に法律または政省令に規定することを検討する必要があると考える。

## 第8章 非上場株式評価の変遷

本章では、非上場株式の評価がどのような趣旨の下に改正されていったのか、主要な評価通達改正から現在の評価方法に至った経緯を整理することで、評価通達の改正が事業承継のための非上場株式評価に与えた影響を検討する。それによって、次章における各評価方式課題の参考としたい。

評価通達改正の経緯を整理していくと、日本経済の高株価時代を経て、評価通達は、「時価とは何か」という「理論的」なものから、事業承継対策等の「政策的」なものに改正されていったように考えられる。

たとえば、類似業種比準方式の採用方法について見ると、昭和39年（1964年）導入時には1株当たりの利益・配当・純資産のみを比準するのではなく、それぞれの比準要素が突出している場合、それらを平均化して評価の適正化が図られていた。

しかし、昭和47年（1972年）になると株式評価の簡便化を図るという意図から、上場株式との格差を評価の安全性に対する斟酌率として一律「0.7」を乗ずることで、結果的には評価額を引き下げる効果があった。事業承継の上では納税者にとって有利な措置がとられたことになる。昭和58年（1983年）になると、「中小企業の実業承継税制」が創設されたことに伴い、事業承継税制対策に重点を置かれた改正が行われた。平成2年（1990年）8月には、行きすぎた節税対策に対処して株式評価の適正化を図る観点から評価通達の改正が行われた。類似業種比準方式の適用が制限されたことにより一部の事業承継会社にとっては税負担の強化となった。平成12年（2000年）には、通達改正による類似業種比準方式の斟酌率が引き下げられ、政策的に弾力化が図られた。しかし、非上場株式にも利益重視の評価方式に改められ、事業承継会社の立場からは厳しい改正となった。すなわち、非上場株式の評価については、企業価値を向上させるため企業努力して評価額を高くすれば相続税が重くなるという改正となったのである。

このように、非上場株式の評価は、評価通達に基づき公平性を保っていると考えられるが、換言すると、財産評価方法は法律で規定されず、課税庁側に委ねられていることになる。そもそも、現行相続税法22条の「時価」は、単に相続開始時の「時価」と規定しているにすぎず、一定の生存権的財産については、論理上売買が行われず、通常の意味での売買時価なるものではない。すなわち、一定の生存権的財産における相続税法22条の「時価」の法規範的意味は、「利用価額＝収益還元価額としての時価」と解せることができる。ここでの「時価」とは、当該財産を譲渡しないで、引き続き生存の用に供することとした場合の利用権の価額としての「時価」が存在しているにすぎないからであ



る。中小企業事業承継の立場に立った基本的な評価方法や評価方式については、法律や政省令に規定すること、また、一定の生存権的財産については、利用価額すなわち収益基準を導入することも検討する時期に来ているものとする。

## 第9章 非上場株式評価方式の課題

本章では、非上場株式評価の分類をした上で、各評価方式の問題点と課題について整理する。

非上場株式評価の分類には、類似業種比準方式、純資産価額方式および配当還元方式があり、非上場株式については、評価会社を大会社、中会社および小会社に区分した上でそれぞれの評価会社に応じて評価することとしている。

類似業種比準方式とは、「上場企業の業種別平均株価」である類似業種株価を基に、評価対象会社の1株当たりの「配当金額」、「利益金額」および「簿価純資産価額」と上場企業の業種別平均値とを各々比較した割合を用いて比準し、会社規模毎に異なる「斟酌率」を乗じて評価する方法を採っている。その課題としては、比準要素の問題点、斟酌率の問題点がある。

純資産価額方式とは、課税時期において評価会社が所有する各資産の相続税評価額の合計額から、課税時期における各負債の額の合計および会社資産の評価替えによって生ずる評価差額に対する法人税等相当額を控除した金額を、課税時期における発行済株式総数で除して計算した金額を1株当たりの純資産価額とする方式である。その課題としては、評価差額に対する法人税等相当額の問題点、負債性引当金計上の問題点、課税時期の問題点がある。

配当還元方式とは、評価会社の1株当たりの配当金額を一定の資本還元率「10%」で除した額に当該株式の1株当たりの資本金の額を50円で除した額を乗ずることにより求められた額を配当還元額として算出する方式である。その課題には、一物二価の問題点、対象株主の範囲の広さといった問題点、時価とすることの問題点が考えられる。

## 終章

中小企業は、なぜ、ゴーイング・コンサーンとして永続性をもって事業経営を行わなければならないか。中小企業の事業が継続されるということは、従業員の雇用維持・創出、そこから地域経済の活性化につながり、中小企業が持つ高度な技術等の承継すなわち「多様で活力ある企業を残す」ことにつながるからである。

事業承継税制とは、円滑な事業承継を行うため、相続税等の減免措置として、国が税制面の支援として設けた制度である。その背景には、中小企業の事業用財産等は生存権的財産であるが故に担税力が弱く、中小企業の雇用を維持するために必要不可欠な財産であり事業継続における一種の資本であると考えられているのである。

事業承継の立場にたつて、今後、わが国はどのように対応していくのか、あるいは対応すべきなのかについて、これまで論じてきたことを踏まえ、「中小企業事業承継税制」

および「事業承継における非上場株式評価」の2つの視点を整理することにより、本文の締めくくりとしたい。

まず、中小企業事業承継税制のあり方としては、その課題として、議決権株式の集中化、相続税課税方式の見直し、親族外承継者への対応、要件緩和・事務手続きの簡素化、事業承継税制の確立がある。

次に、事業承継における非上場株式評価のあり方としては、その課題として、一つには「評価方式の採用方法」であり、もうひとつは、「株式評価制度の法定化」であると考えられる。わが国では、実務上の評価は、評価通達に基づいて行われており、その評価を巡り、しばしば納税者と国税庁との間で争われるケースが少なくない。それは、現在の評価方法が「時価」の変動に対応できない場合や、適時・適切に改正されない場合等評価通達の合理性が問われているからである。

現状では、実務上、納税者や裁判所ですら、運用指針として通達に依存している。それは、大別すると、中小企業の事業用財産等は生存権的財産であるが故に、一定の規制または制約等があるために一定割合を控除しているものと、評価の安全性を考慮して、類似業種比準価額を計算する際の「0.7(又は0.6、0.5)」を乗じているもの等がある。この評価の安全性は、市場性・流通性に欠けるため財産評価が困難であること、事案を大量に処理するための必要性等に対する斟酌であると説明されている。

これらの評価の安全性(評価上の斟酌)が大きいということは、個々の財産の特殊性に加え、財産評価の困難性を意味していると考えられ、裏を返せば評価が不適正ともいえる。評価方法の法令化の検討とともに、評価の安全性について見直しをおこなう必要があるだろう。また、財産の評価は、財産の種類により個別性に加え、評価通達による形式基準のみならず、実態にあった評価の観点から評価することも必要であろう。すなわち、通達による形式的な要件を満たすだけでなく、同時に実質的な事実認定をも判断要素として必要とされているのである。

以上から、中小企業の雇用を安定させ、より経済的発展を目指すためには、事業承継税制のさらなる改正が必要であると考えられる。事業承継円滑化を地域経済活性化対策として重点的に位置付けるならば、将来的には、現行相続税から分離した事業承継税制の確立および財産評価の法定化が必要であろう。その法定化の具体的内容については今後の研究課題として進めていきたい。

## 【目次】

序章.....	1
---------	---

### 第1部 中小企業の事業承継

第1章 事業承継の現状.....	5
第1節 中小企業の概観 .....	5
第2節 中小企業の事業承継を取り巻く現状 .....	9
第2章 事業承継形態の現状と課題 .....	13
第1節 親族内・親族外承継の現状 .....	13
第2節 事業承継の課題 .....	20

### 第2部 事業承継制度

第3章 欧米主要国の事業承継税制 .....	28
第1節 欧米主要国における事業承継税制の現状と最近の動向 .....	28
第2節 わが国と欧米主要国事業承継税制の制度比較.....	35
第4章 わが国の事業承継税制.....	40
第1節 事業承継税制の経緯 .....	40
第2節 事業承継税制と相続税の関係.....	46
第5章 小規模宅地等の事業承継税制 .....	57
第1節 小規模宅地等の相続税の課税価格計算の特例.....	57
第2節 「小規模宅地等の特例」に係る事業承継税制の課題.....	62

<b>第 6 章 非上場株式等の新事業承継税制</b> .....	65
第 1 節 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例.....	65
第 2 節 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例.....	68
<b>第 3 部 事業承継における非上場株式評価</b>	
<b>第 7 章 非上場株式評価の問題点</b> .....	76
第 1 節 非上場株式評価の現状.....	76
第 2 節 非上場株式評価の判決事例 .....	83
<b>第 8 章 非上場株式評価の変遷</b> .....	92
第 1 節 評価通達改正の経緯 .....	92
第 2 節 評価方法の「収益基準」導入.....	105
<b>第 9 章 非上場株式評価方式の課題</b> .....	107
第 1 節 非上場株式評価の分類.....	107
第 2 節 各評価方式の課題.....	110
<b>終 章</b> .....	120
中小企業事業承継税制のあり方.....	120
事業承継における非上場株式評価のあり方.....	122
<b>参考文献</b> .....	126

## 凡 例

本論文中に引用する法令等については、次の略号を使用している。

### 1 法 令

所 法	所得税法
法 法	法人税法
会 法	会社法
法 令	法人税法施行令
相 法	相続税法
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令

### 2 通 達

所基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達
相基通	相続税法基本通達
評基通	財産評価基本通達
措 通	租税特別措置法通達

### 3 判 例

最高裁	最高裁判所判決
高 裁	高等裁判所判決
地 裁	地方裁判所判決
裁 決	国税不服審判所裁決

### 4 判例集・雑誌等

行 集	行政事件裁判例集
訟 月	訟務月報
税 資	税務訴訟資料
判 時	判例時報
判 夕	判例タイムズ
シュト	シュトイエル

LEX/DB TKC 法律情報データベース (<http://www.tkclex.ne.jp/>)

## 序 章

わが国の企業数の 99.7%、雇用の約 7 割を占めている中小企業は、わが国の産業基盤を支え、地域の経済・社会において重要な役割を果たしている<sup>1)</sup>。しかし、近年の人口減少および少子高齢化に加え、エネルギー供給制約に伴い経営の維持が困難となり、中小企業の数も減少傾向である<sup>2)</sup>。また、現行の相続制度においては、自社株式等の高い評価のために相続税の負担が過重となり、事業承継後の企業経営に支障を来し、ひいては廃業・解散に及んでしまうといった例が見受けられる。その反面、経営者の親族が事業承継しない例が増えつつある中で、M&A を活用した親族外承継が増えてきた。わが国の経済が持続的発展を続け、雇用を確保していくためには、中小企業の成長は欠かせない。

中小企業の事業承継税制問題は、「個人企業の承継問題」および「中小法人、特に同族会社の承継問題」に大別される。そのポイントは、個人企業では「土地の評価」であり、中小法人、特に同族会社では「株式の評価」である。つまり、事業承継税制の課税の軽減対象は、主に、事業上の土地と非上場株式であるといえる<sup>3)</sup>。

宅地の評価については、昭和 58 年（1983 年）の税制改正において、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（昭和 58 年法律第 11 号）として制定された。これは、中小企業者の事業承継等を容易にするために、一定の宅地等の課税価格を縮減する特例である<sup>4)</sup>。その後も改正が行われ<sup>5)</sup>、平成 13 年（2001 年）の改正により特定事業用宅地等は 400 m<sup>2</sup>まで 80%減額され、個人事業者についての事業承継対策は次第に拡充されていった。

一方、非上場株式の評価については、昭和 58 年に相続税財産評価基本通達（以下「評価通達」という）の改正により収益性が加味されるなど評価方法の改善が行われた。これも中小企業への出資者の出資分の評価のあり方に配慮することにより事業承継等を容易にしようとするものであった<sup>6)</sup>。ところが、昭和 39 年（1964 年）に制定された評価通達は今日に至るまで幾度となく改正されてきたが、いまだ十分でないとの指摘があった<sup>7)</sup>。このような中、雇用の確保や地域経済活力の維持の観点から、中小企業の事業承

---

1) 中小企業庁〔2012〕58 頁、中小企業の定義については、中小企業基本法第 2 条第 1 項に基づく「中小企業者」をいう。具体的には第 1 章第 1 節に記載。

2) 同上、69 頁。中小事業所の数は、1991 年まで増加した後、減少に転じ、1991 年から 2006 年までに 13%減少した。

3) 田中治〔2010〕86 頁。

4) 国税庁〔1983〕177 頁。

5) 昭和 58 年創設、昭和 63 年、平成 4 年、平成 6 年、平成 11 年の 5 回による改正が行われた（武田昌輔〔1981a〕4047 - 4049 の 2 頁参照）。

6) 商事法務研究会〔1990〕30 頁。

7) 岩下忠吾〔2009〕43 頁。

継に対する総合的な支援策の一環として、平成 21 年度の税制改正において、事業の後継者を対象とした「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」(平成 21 年法律第 13 号)が創設された(措法 70 条の 7)。

この制度は、中小企業の事業承継にとって、意義ある制度の確立といえるだろう。しかし、納税猶予を受けるためには、様々な適用要件を満たす必要があり、また、この制度は、納税免除ではなく、猶予であるため、偶発的な理由で適用要件から外れた際には、多額の相続税が課税される可能性もあり得る。

ところで、「事業承継」というのは、二つの観点に分類できる。第 1 は「経営の承継」である。これは、企業は常に動いているので、企業が日々前進していくためには何が必要であるかという観点から、その内容は、財務・事業・組織など経営全般の再構築である<sup>8)</sup>。第 2 は「資産の承継」である。これは、「経営」を中心に据えた上での資産承継であり、その資産の内容は、現金や自社株式、土地、建物、設備などの事業用資産で相続財産となる<sup>9)</sup>。

これらの事業用資産は、生存に必要な一定の生存権的財産であり、「完全な保障」が必要である<sup>10)</sup>。相続税においても、「相続人が引き続き生存の用に供する一定の生存権的財産については非課税とするか、課税するとしても、売却を前提として引き続き利用することとした場合の利用価格(収益還元価格)で課税し税率も低率とする。現行の画一的な評価制度自体が一定の生存権的財産については不公平税制であり、課税物件の質的担税力が考慮されなければ、憲法の意図する応能負担原則が確保され得ない」といわれている<sup>11)</sup>。しかしながら、現在の相続税実務において、財産の評価額は、特別のものを除き、評価通達に基づき、画一的な評価方法による時価評価することとされているが、その「時価」の具体的内容は明らかにされていない。

そこで、本論文では、中小企業の事業承継円滑化のための「事業承継税制」について、中小企業における事業承継の現状を把握しつつ、非上場株式等を中心とした現行制度の問題点と課題を考察し、今後の事業承継税制における提言としたい。本論文は、〔第 1 部 中小企業の事業承継〕〔第 2 部 事業承継制度〕〔第 3 部 事業承継における非上場株式評価〕の 3 部構成となっている。

第 1 章では、なぜ中小企業において事業承継税制が必要なのか、中小企業の特長や役割を概観しつつ、中小企業の事業承継を取り巻く現状を明らかにする。

<sup>8)</sup> 企業再建・承継コンサルタント協同組合(編著)[2007] 22 - 42 頁。また、中小企業庁〔2012〕『中小企業事業承継ハンドブック』6 頁において、「経営の承継」とは、会社・事業の経営方針や体制、従業員、取引先等の承継をいう。さらに、種山和夫〔2013〕38 頁において、「経営そのものの承継」とは、業務知識や経験、人脈、リーダーシップ等の「経営ノウハウの承継」と現経営者の経営に対する想いや価値観、信条等の「経営理念の承継」がある。

<sup>9)</sup> 中小企業庁・同上、6 頁。「自社株式、事業用資産の承継」とは、資産の承継で、後継者が安定して経営を行っていくには、自社株式、事業用資産を後継者に集中することが必要である(種山・同上、38 頁)。

<sup>10)</sup> 憲法第 29 条 1 項の「財産権の保障」とは、財産権は、これを侵してはならない。

<sup>11)</sup> 北野弘久〔2007〕166 頁。

第2章では、親族内承継と親族外承継の現状を踏まえ、これらが抱える課題とは何か、また、事業承継の課題とは何かについて考察する。

第3章では、欧米主要国であるアメリカ、イギリス、ドイツおよびフランスが事業承継税制についてどのような取組みをしているのか、各国の事業承継税制の概要を整理するとともに、わが国と欧米主要国との事業承継税制の制度比較を概観する。

第4章では、まず、事業承継税制が導入された経緯を振り返り、「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の新事業承継税制が創設された背景を明らかにする。次に、新事業承継税制と密接な関係がある相続税の課税根拠を明らかにした上で、事業承継税制からみた相続税の問題点を具体的な算式により検討する。

第5章では、本論文のテーマである非上場株式等の事業承継に入る前に、事業承継税制の軽減対象とされている「小規模宅地等の相続税の課税価格計算特例」について、現行税制に至る経緯を振り返りながら特例の概要とその課題について考察する。

第6章では、新事業承継税制といわれている「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」とは具体的にどのようなものなのか、改正前の制度の概要を踏まえ、使い勝手の悪い部分がどのように改正され、その効果はどうあるのか、非上場株式等に係る事業承継税制の現状と課題について考察する。

第7章では、株式評価がなぜ必要なのか、その場合、財産評価の基本となる「時価」とは何かについて、評価通達の判定基準が否定された非上場株式の判決事例を踏まえ、非上場株式評価を評価通達に委ねることから生じる諸問題により、事業承継の立場からみた非上場株式評価のあり方を考察する。

第8章では、非上場株式の評価がどのような趣旨の下に改正されていったのか、主要な評価通達改正から現在の評価方法に至った経緯を整理することで、評価通達の改正が事業承継のための非上場株式評価に与えた影響を検討する。それによって、次章で述べる各評価方式による問題点の参考としたい。

第9章では、非上場株式評価の分類をした上で、各評価方式の問題点とその課題について整理する。

終章では、事業承継の立場にたって、今後、わが国は事業承継についてどのように対応していくのか、あるいは対応すべきなのかについて、これまで論じたきたことを踏まえ、「中小企業事業承継税制」および「事業承継における非上場株式評価」の2つの視点を整理することにより、本論文の締めくくりとしたい。



**第 1 部**  
**中小企業の事業承継**

# 第 1 章 事業承継の現状

わが国では、高齢化の進展とともに中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業において、事業承継への対応は喫緊の課題となっている。このような中、ほとんどの中小企業が企業経営の多くの部分を、経営者の経営能力や意欲に依存するため、経営者の高齢化と後継者難は、業績悪化や廃業に直結する問題である。

このような問題に対処するため、中小企業における事業承継の総合的な支援の一環として事業承継税制が創設された。しかし、この税制は、改正が繰り返され、未だ制度上の問題点があるように考えられる。その課題を考察するためには、まず、中小企業の現状を踏まえる必要があるだろう。

そこで、本章では、なぜ中小企業において事業承継税制が必要なのか、中小企業の特性や役割を概観しつつ、「2013 年版中小企業白書」を基に、中小企業の実業承継を取り巻く現状を明らかにする。

## 第 1 節 中小企業の概観

### 1. 中小企業の範囲と特性

中小企業とは、各々の制度目的によって、対象とすべき中小企業が異なっている<sup>1)</sup>。たとえば、法人税法においては、資本金の額が 1 億円以下の会社（法人）を中小企業としており、法人税率の軽減を認めている（法法 66）。租税特別措置法においても、同様の基準の中小企業について、交際費の損金算入を認めている（措法 61-4、68-66）。

本論文での中小企業とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項の規定に基づく「中小企業者」をいう。小規模事業者、または小規模企業とは、同上第 5 項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。さらに、中規模企業とは、「小規模企業者」以外の「中小企業者」をいう。具体的には、おおむね【図表 1 - 1】に該当するものを指す。

【図表 1 - 1】中小企業基本法による中小企業の範囲（資本金・従業員数）

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模 企業者
	資本金	常時雇用する 従業員	常時雇用する 従業員
製造業・建設業・運輸業 その他の業種（～を除く）	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

出所：「中小企業基本法」

<sup>1)</sup> 中東正文〔2010〕1 頁。

企業と家業が密接な経営風土を持つことが多い中小企業は、大企業と異なった企業特性を持ち、その特性が、中小企業の事業承継において影響を与えている。その特性とは、次のとおりである。

経営者を中心とした少数の同族関係者が自社株式の大半を保有している。会社の所有と経営が一致し分離していない。

資金調達を借入金に頼る割合が高い。借入に対して経営者の個人保証や個人資産の担保を提供している場合が多い。

経営者個人名義の不動産を事業のために使用するなど家業と企業が密接な関係を持っている<sup>2)</sup>。

の影響とは、後継者に代表取締役社長の地位を譲っただけでは事業承継にならず、同時に会社の経営権すなわち自社株式も譲る必要がある。の影響とは、経営者の負担するリスクが大きいため、後継者を探す際に大きな障害となる。の影響とは、資産の引継ぎ・切り分けの問題で、親族外への事業承継が実質的に困難となることがある。

わが国においては、中小企業のほとんどが同族会社であるとされている<sup>3)</sup>。同族会社において安定した経営を行うためには、後継者が過半数の自社株式を保有している必要がある<sup>4)</sup>。上記のような中小企業特有の事情は、中小企業の事業承継問題を考える上で、円滑な事業承継を阻害する原因となり、事業承継が進まない背景の一つとなっている。

## 2．中小企業の生存権的財産

わが国には、財産権の保障といって、人々の生存のために不可欠な一定の生存権的財産については人権として保障されなければならないとされている（憲法 29）。その生存権的財産には、一定の住宅・住宅地、農業用施設等・農地、一定の中小企業の事業所・事業所地、一定の中小会社オーナーの持株等が考えられる<sup>5)</sup>。事業承継者にとって、事業用財産は収入の源であり、事業用土地や店舗は生活の基盤でもある。それゆえ、事業用財産等は生活に必要不可欠な生存権的財産といえるのである。

これらの生存権的財産には、憲法の「応能負担原則」(憲法 13、13 - 25、29) から非課税または軽課税の原則が要請されている。それは、課税物件が所得である場合の最低生活費非課税の原則に照応するものでもある<sup>6)</sup>。

たとえば、大企業の事業用資産は資本的財産であり担税力が強い。また、不動産業者が保有している棚卸資産としての土地等は投機的な財産であり同じように担税力が強い。これに対して、中小企業の事業用資産、農家の農業用資産、および一定規模以下のサラ

<sup>2)</sup> 中小企業庁〔2007〕43-44 頁。

<sup>3)</sup> 国税庁「平成 16 年分税務統計からみた法人企業の実態」(平成 17 年 12 月)によれば、資本金又は出資金が 1 億円未満の企業のうち、約 95% が同族会社とされている。

<sup>4)</sup> 自社株式の過半数を保有することで、株主総会の普通決議を可決することができ、2/3 以上の保有で株主総会の特別決議を可決することができる（詳細は第 2 章第 2 節後述）。

<sup>5)</sup> 北野弘久〔2004〕385 頁。

<sup>6)</sup> 北野弘久〔2007〕166 頁。

リーマンの居住用資産等は、生存権的財産であるがゆえに担税力が弱い。よって、生存権的財産については、現行の画一的な課税をするのではなく、軽減するという形で不均一課税を行うことも可能であろう<sup>7)</sup>。

また、会社法においても、会社債権者保護のため、資本維持の原則が求められている。このことは、少なくとも資本金の額に相当する財産が実際に会社に維持されなければならないことを要請している<sup>8)</sup>。事業承継とは、相続が発生した場合において、被相続人の事業を継続することを前提に財産を承継するにすぎないのである。それ故に、財産課税においては、課税物件の担税力に応じた課税を実現することが重要となるだろう。

### 3．中小企業の役割

『2013年版中小企業白書』において、過去50年の中小企業問題への対応が振り返られていた。それによると、わが国経済の発展各段階において、中小企業の果たす役割がいかに重要であるかということが分かる<sup>9)</sup>。

1964年から1968年当時の経済状況は、国民経済の急速な発展に伴い、中小企業の状況も全体として改善していたが、技術革新の進展、開放経済体制への移行等によりわが国経済の需要構造が急激に変化していた<sup>10)</sup>。このような中で、大企業との格差に見られる中小企業の「近代化の遅れ」が、中小企業の成長・発展や従業員の経済的地位の向上を妨げていた。こうした中小企業問題を総合的に解決していくため、1963年7月に「中小企業基本法」(昭和38年7月20日法律第154号)が制定された<sup>11)</sup>。その後、上述の問題を踏まえ、中小企業では、近代化設備の導入、経営の合理化、競争の適正化等中小企業問題の解決方向を明らかにすることが主題とされた。また、中小企業の代表的な形態である下請企業、小規模企業、産地企業の構造変化の進展や問題点も明らかにされてきた。

1970年代に入り、発展途上国の追い上げ等による輸出入構造の変化、立地・環境面での制約の強まり、資源・エネルギー情勢の深刻化、従業員の意識変化、消費者ニーズの多様化・高級化といった新たな経済情勢が出現したことにより、「中小企業問題」に対する意識に変化が現れた。その変化とは、わが国経済の活力の源・基盤、あるいは、地域

<sup>7)</sup> 北野弘久〔1978〕326頁。

<sup>8)</sup> 神田秀樹〔2013〕249頁。

<sup>9)</sup> 中小企業庁〔2013〕「過去50年の中小企業白書を振り返って」213 - 217頁参照、渡辺幸男・小川正博・黒瀬直宏・向山雅夫〔2004〕「第4章 戦後日本の中小企業問題の推移」第5章 戦後日本の中小企業発展の軌跡」84 - 136頁〔黒瀬執筆〕参照、西島章次・久保広正〔編著〕〔2012〕参照。

<sup>10)</sup> 大企業は1950年6月に勃発した朝鮮戦争による特需と輸出急増で生産を拡大し、重化学工業の国際水準へと走り出した。その結果、1964年までにあらゆる分野で国際競争力を備えた本格的な大量生産体制が構築された(同上、「第4章 戦後日本の中小企業問題の推移」88頁〔黒瀬執筆〕)。

<sup>11)</sup> 1963年7月20日公布・施行、「中小企業基本法」は産業構造政策の目的に従って、わが国産業の国際競争力強化と産業構造高度化のために中小企業の発展を図るとし、発展の具体的な目標を中小企業と大企業との生産性格差是正においた(同上、「第11章 戦後日本の中小企業政策の変遷」287頁〔黒瀬執筆〕)。

経済を支えるものとして、中小企業の役割を捉え、また、高度成長から安定成長へ移行するという情勢の変化が中小企業の活動領域を一層拡大する可能性があるという認識であった<sup>12)</sup>。

1980年代においては、国民所得の向上やライフスタイルの変化を背景に消費者ニーズの多様化・高級化が一段と進むとともに、1985年プラザ合意を契機とする円高が進行し、産業構造の変革が加速した。特に国際面では、技術力向上により急成長を遂げるアジア新興工業国との貿易構造の変化がもたらされた。このような状況においても、中小企業は、果敢な挑戦を行い、構造転換を円滑に実現する上で大きな役割を果たしてきた。さらに、経済社会環境の変化から、地域に根ざした小規模企業や中小企業の地域社会で果たす役割に対する期待が大きくなってきた。1980年代後半には、わが国の機械産業等を支えてきた下請中小企業への関心が高まった。すなわち、下請中小企業は高度成長期や石油危機後の安定成長期を通じて、その時々々の環境変化に対応しつつ、親企業である大企業との間で広範な分業関係を発達させてきた。そうした下請分業構造の存在がわが国経済の発展や活力維持につながり、「近代化の遅れ」から脱却し、新たな中小企業の広がりにも貢献してきた。すなわち、単一部品発注だけでなく完成品発注にも対応できる技術力・生産管理能力を高め、蓄積した技術力等を基に親企業を多角化し下請け取引を分散化するなど、下請取引依存から脱却を図ることで環境変化に積極的に対応する下請中小企業の姿があった<sup>13)</sup>。

1990年代中頃のわが国経済においては、バブル崩壊後の景気回復過程にあったが、経済のグローバル化、国際分業の深化に伴い、海外生産、海外調達等の国際展開が大企業製造業を中心に加速され、国内産業の「空洞化」の懸念をもたらした。このような中でも、中小企業は、環境変化に対応しつつ活発な開業、新事業展開を通じて、わが国産業の構造転換・活力維持に大きな役割を果たしてきたが、次第にバブル崩壊後の厳しい経済情勢や80年代以降の構造変化により、中小企業の革新的な発展が懸念されるようになっていった。その背景のひとつは、開業率の長期的な雑勢であった。70年代には6%を上回る水準で推移していた開業率は、90年代中頃には、4%程度にまで低迷し、開業率と廃業率の逆転現象が生じた<sup>14)</sup>。その要因としては、起業に必要な経営資源の高度化や起業年齢の上昇、起業資金の高額化等が指摘された。さらに、中小企業においては、経営者の高齢化、後継者難等に直面し衰退傾向が懸念されるようになった。

<sup>12)</sup> 知識集約的な中小企業の登場により、高度な専門能力を基に研究開発、デザイン開発、システム開発などに経営戦略上の重点を置き、独創的な新事業を生み出した中小企業群で、これは、「ベンチャービジネス」と呼ばれた。また、専用度の高い情報資源とME（micro electronics）技術で武装し多品種少量生産を柔軟に展開する「ソフト型中小企業」が現れた（同上、125 - 126頁）。

<sup>13)</sup> 1985年プラザ合意後の円高不況は、ソフト型中小企業に製品開発の強化を迫ることになりソフト型中小企業は製品開発を経営戦略の要とする「開発志向型中小企業」へ前進した（同上、128頁）。

<sup>14)</sup> 直近の平成16年（2004年）～18年（2006年）において、企業数ベースで開業率5.1%に対して、廃業率6.2%となっている（高田亮爾・上野紘・村社隆・前田啓一（編著）〔2013〕10頁〔高田執筆〕）。

中小企業が、自立した経営主体として、専門的知見を活かした多様な事業活動に取り組むことで、その成長・発展を図ること、すなわち、「多様で活力ある中小企業の成長・発展」を新たな政策理念として、1999年12月に「中小企業基本法」(平成11年法律第146号)が改正された<sup>15)</sup>。新「基本法」では、新たな経営理念とともに、中小企業の成長・発展段階や取り組む経営課題により、経営資源の不足や直面する課題の内容等が多様に異なっていることが示された<sup>16)</sup>。

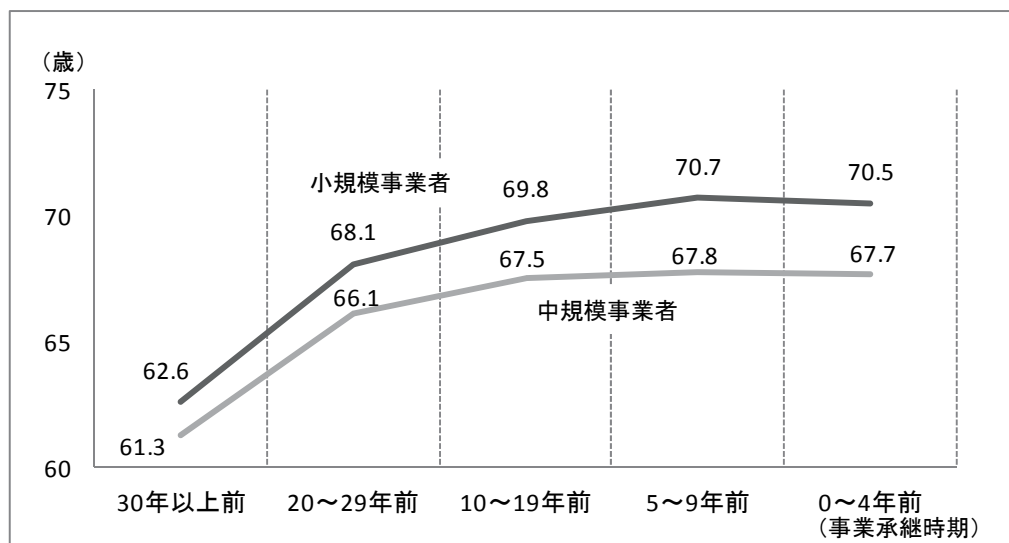
## 第2節 中小企業の事業承継を取り巻く現状

### 1. 中小企業経営者の高齢化の進展

中小企業白書 2006年版によると、「年間29万社の廃業のうち、後継者不在を第一の理由とする廃業が7万社、雇用の喪失は毎年20~35万人に上ると推定」<sup>17)</sup>され、事業承継の失敗による廃業の増加は、地域経済に与える影響も大きく、事業承継が中小企業における喫緊の課題となった。

【図表1-2】は、経営者の平均引退年齢の推移を示したものであるが、この図表から、平均引退年齢は上昇傾向にあり、経営者の高齢化が進んでいる状況にあることがわかる。

【図表1-2】規模別・事業承継時期別の経営者の平均引退年齢の推移



(資料)：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、株野村総合研究所)

<sup>15)</sup> 1999年12月3日公布・施行。

<sup>16)</sup> 具体的には、新「基本法」では、中小企業を「新産業創出の担い手」、「就業機会増大の担い手」、「市場競争の担い手」、「地域経済活性化の担い手」などとして、国民経済において積極的役割を果たしうる存在と捉えた、政策目的の転換、すなわち政策目的を“独立した中小企業者の多様で活力ある成長・発展”とした、政策手段の転換、すなわち施策群を「経営革新・創業・創造的事業の促進」、「経営基盤の強化」、「セイフティーネットの整備」に大分類した(中小企業庁・前掲注9、297頁)。

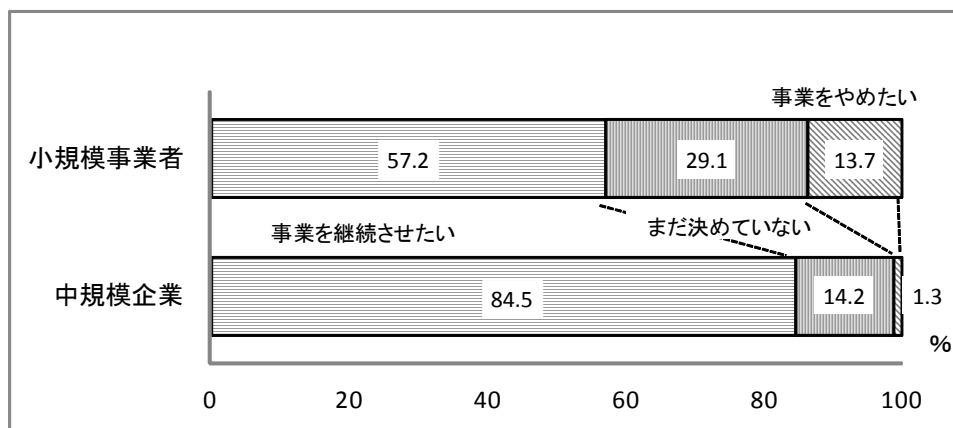
<sup>17)</sup> 中小企業庁〔2006〕、167頁。

2005年に55歳以上の経営者を対象とした調査によれば、引退を考えている年齢の平均は65.1歳であることが確認できた<sup>18)</sup>。2012年には、団塊世代（1947～49年生まれ）が65歳にさしかかり、退職時期を迎えたため「事業承継の2012年問題」として懸念されていた<sup>19)</sup>。

中小企業の事業承継は、地域経済の活力維持と雇用確保の観点から重要な問題である。なぜならば、事業承継問題を解決せずに放置しておく、経営者の突然の死去により、後継者と親族間の対立、相続（争続）紛争などの「お家騒動」に発展し、会社の信用力が毀損した結果、会社の業績が著しく悪化して従業員の生活が脅かされる事態に発展する可能性があるからである。

事業承継の対応状況における規模別の経営者引退後の事業方針についてみると、中小企業白書（2013年版）によれば、事業の継続を希望しているのは、中規模企業の84.5%に対し、小規模企業では57.2%と6割弱にとどまっている。さらに、廃業を希望する小規模企業者は13.7%と1割強に上っている（【図表1-3】）。後継者不在から事業承継が先送りとなり、その結果、経営者が高齢化し、円滑な事業承継が困難となり、ひいては、廃業を余儀なくされるということであろう。

【図表1-3】規模別の経営者引退後の事業継続についての方針



（資料）：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」（2012年11月、（株）野村総合研究所）、中小企業庁〔2013〕143頁参照。

それでは、なぜ、廃業希望または後継者が決まっていないのだろうか。廃業を希望する小規模事業者の理由をみると、後継者難に関連する理由が、個人形態では61.3%、法人形態では50%を占めている<sup>20)</sup>。中小企業では、経営者が多くの事項に関与し、意思決定を行い、さらに、経営者自らが熟練技能者として現場で重要な役割を果たしている場

<sup>18)</sup> 2005年12月、業歴が10年以上、従業員数10名以上の非上場企業15,000社を対象に実施したアンケート調査によるものである（同上、166頁）。

<sup>19)</sup> 黒木正人〔2007〕3～4頁。

<sup>20)</sup> 内訳は、「息子、娘に継ぐ意思がない」（個人形態36.4%、法人形態20.6%）、「息子、娘がいない」（個人8.3%、法人4%）、「適当な後継者がいない」（個人16.6%、法人25.4%）等の理由である（中小企業庁・前掲注9、142頁）。

合が多い。そのため、中小企業では、企業の盛衰は、経営者の能力、手腕によるところが大きいといわれる。平均寿命が延び、現役で働ける期間が長期化しているとはいえ、中小企業の経営者として求められる体力、精神的な負担は大きく、経営者の高齢化が進展することは企業活力の低下につながりかねない。このままでは、高齢化の進展に伴い、後継者の確保難による廃業の増加が懸念される。

## 2. 事業承継形態の変化

事業承継の方法として、子供や他の親族に承継する「親族内承継」、従業員や外部人材に事業を承継する「親族外承継」、第三者に企業を売却して経営してもらう「M & A」の三つの方法がある<sup>21)</sup>。

第一に、親族内承継とは、経営・財産ともに親族内の者に承継させる事業承継である。一般的には、事業を子息・息女に承継させる場合であるが、中には、子息・息女以外の親族に承継させるケースもある。第二に、親族外承継とは、親族以外への経営の承継を考えた場合、承継者は、その会社の役員や従業員（以下「従業員等」という）を社内から選定する方法と取引先や取引金融機関などの外部から経営者として招へいする方法が考えられる。第三に、親族外承継（第三者）とは、社内に後継者として適切な人材がない場合には、合併または買収（Mergers and Acquisitions 以下「M&A」という）の検討が必要になる。近年、少子化や厳しい経営環境を背景に、経営者の親族が事業を承継しない例が増えつつある中で、会社に後継者候補がない場合には、現経営者は自主廃業か、M&A を活用した外部への売却かの選択を迫られることになる<sup>22)</sup>。

事業承継への対応状況を 2008 年から 2012 年までの現経営者の承継形態を規模別に【図表 1 - 4】を見てみると、小規模事業者は親族への承継が 64.9%であるのに対し、中規模企業では 42.4%であり、中規模企業では、親族以外による承継が、親族による承継を上回っている。

近年の承継方法の傾向では、20 年以上前には 9 割以上を「親族内承継」で占めていたが、この比率が年々低下する一方で、「親族外承継」の割合が増加傾向にある<sup>23)</sup>。

親族以外への事業承継が多い中規模企業の後継者選定の理由としては、「役員・従業員の士気向上(47%)」、「役員・従業員からの理解が得られやすい(49.9%)」といったものである。また、親族を選定する理由としては、「血縁者に継がせたい(53.1%)」、自社

<sup>21)</sup> 岡田悟〔2007〕4 頁。

<sup>22)</sup> M & A とは、企業の合併、買収、事業譲渡等、事業の経営権を取得する手法の総称である（岡田悟〔2008〕1 頁）。

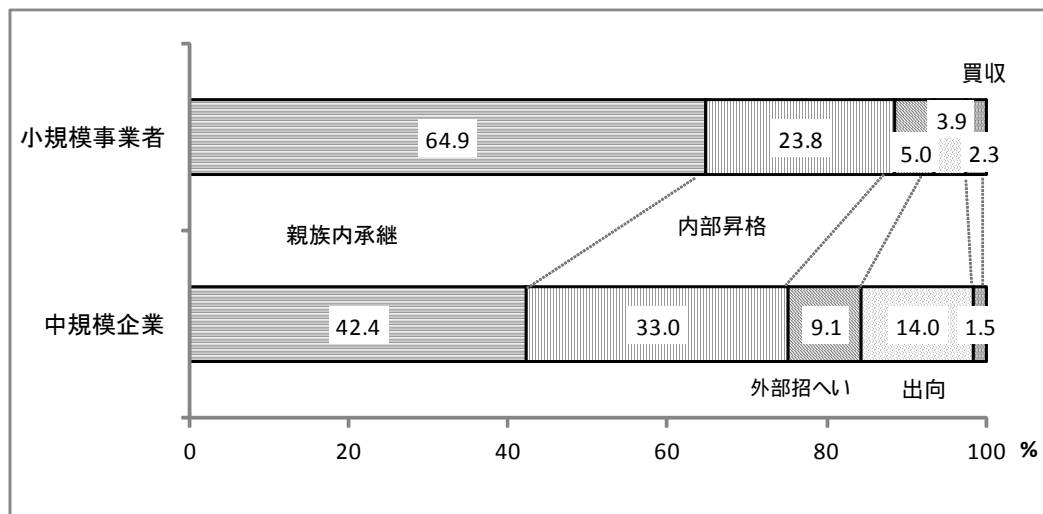
<sup>23)</sup> 2012 年 11 月の「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」によると、20 年以上前は「親族内事業承継」は、小規模事業者で 94.5%、中規模企業で 91.4%となり、「親族外承継」は、小規模事業者で 6.5%、中規模企業で 8.7%であった。9 年前になると、「親族内承継」は、小規模事業者で 75.7%、中規模企業で 54.1%となり、「親族外承継」は、小規模事業者で 24.3%、中規模企業で 46%であった（中小企業庁・前掲注 9、136 頁）。



株式等や借入金の個人保証の引継ぎが容易であること、金融機関との関係維持が容易であることといった企業の財務・経営資産に関連した項目があげられている。

一方、親族や親族以外による承継では、どのような問題があるかという点について、まず、親族に承継する際の問題点としては、「経営者としての資質・能力の不足」をあげる企業が約6割を占めているのに対し、中規模企業では、「相続税、贈与税の負担」と回答する企業が約4割となっている。次に、親族以外に事業を引継ぐ際、問題となるのは、「借入金の個人保証や資産・負債の引継ぎ」に関することである。その他に、後継者による「自社株式の買取り」が大きな問題になり得ると考えられている。

【図表1-4】規模別の現経営者の承継形態



(資料)：帝国データバンク「信用調査報告書データベース」、「企業概要データベース」再編加工、中小企業庁〔2013〕143頁参照。

以上から、中小企業の事業承継を取り巻く現状は、経営者の高齢化とともに円滑な事業承継が困難となるなど様々な理由があった。また、先代経営者と後継者との関係も年々変化しており、近年では、親族内承継から親族外承継へと変化し、親族内での後継者の確保が困難となっている。

中小企業は、一般的に資本、技術面の参入障壁が低いため、激しい競争原理のもとにあることが多く、資本規模が小さいことによる経営不安定性、資金調達の困難性、人材確保・育成の困難性等の問題を有している。他方で、経済・経営環境変化に弾力的に対応できる「小回りの良さ」、さらにはイノベーションや経済活性化の担い手として、地域経済への貢献が期待されている<sup>24)</sup>。同時に、中小企業には高い国際競争力を有する企業が多数存在することから、これらの企業の輸出への一層の進出が望まれ、わが国経済の発展のみならず海外においても大きな役割が期待されている<sup>25)</sup>。中小企業の存在は、わが国経済にとって大きな影響を与えているといえよう。

<sup>24)</sup> 高田・前掲注14、15頁。

<sup>25)</sup> 西島・久保・前掲注9、10頁。

## 第2章 事業承継形態の現状と課題

前章において、わが国経済に大きな影響を与えている中小企業は、中小企業経営者の高齢化が進み、後継者不足等で事業承継問題が深刻化していることが判明した。また、事業承継形態には三つの方法があり、親族内承継は事業承継全体に占める割合が高く、依然として中心的な位置付けにあるものの後継者難により、その比率は年々低下していた。一方、親族外承継には従業員等による事業承継と第三者による事業承継（M&A）があり、この割合は増加傾向にあった。

そこで、本章では、親族内承継と親族外承継の現状を踏まえ、これらが抱える課題とは何か、また、事業承継の課題とは何かについて考察する。

### 第1節 親族内・親族外承継の現状

#### 1. 親族内承継

既述したように、わが国中小企業のほとんどは同族企業であり、近年、親族内承継から親族外承継へと変化しているとはいうものの、小規模事業者においては、依然、親族に承継を求める割合が高く、親族内承継は最も一般的な承継方法である。

親族内承継の特徴として、後継者を親族とするメリットは、会社内外の関係者からの理解が得られやすく、また、後継者を早期に選定することにより、後継者教育の準備期間を長期的に設けることが可能な点である。さらに、相続等により財産や株式を後継者に移転できるため、親族外承継と比べて、所有と経営の分離を回避しやすいというメリットがある。一方、デメリットとしては、親族内経営者としての資質・能力があるとは限らない点である。また、相続人が複数存在する場合には、誰が後継者として相応しいか検討する必要がある、後継者へ自社株や事業用資産を集中させることにより、後継者以外の相続人との間で争続のおそれがあることである<sup>1)</sup>。

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は、株式会社についていえば、事業用不動産が30.7%、自社株式が30.6%、その他事業用資産が6.8%となり、事業用資産が個人資産の2/3強を占めていることになる<sup>2)</sup>。中小企業においては、経営者に自社株式

<sup>1)</sup> 事業承継協議会〔2006〕『事業承継ガイドライン』20-21頁。

<sup>2)</sup> 中小企業庁〔2007〕46頁。

の多くが集中しており、さらに、家屋や土地などの経営者の個人資産を事業用に投入していることも多い。しかも、相続時における自社株式、特に自らが経営者となっている会社の「非上場株式」の評価額が、現状の評価制度では高く評価される傾向があり、納付すべき相続税を高めてしまう。すなわち、親族内承継においては、相続税の税負担が問題となってくる。

後継者は、事業の継続、前経営者の事業上の債務の整理、他の相続人に対する代償金の支払（代償分割の場合）等のために、臨時に多額の資金を必要とすることが多い。その資金調達が困難となり、さらには納税資金の確保が問題となりやすい。すなわち、事業承継時における相続税等の納税資金をはじめとした現金の確保は、事業承継上の問題といえるのである。事業承継に関しては、これらの事業用資産を円滑に後継者に引継ぐことが重要であり、特に経営者保有の自社株式については、経営権の確保や事業の存続のためにも手放すことはできない自社株式となる。それ故、経営安定化のためにも、後継者に自社株式のほとんどを集中させることが必要となってくる。

2007年版中小企業白書によれば、株式会社のうち17.9%の企業経営者には、5,000万円超の相続税負担発生が予想されていた<sup>3)</sup>。相続税は、税収全体に占める割合も小さく、資産課税全般の枠の中でさえ、大きな存在ではない<sup>4)</sup>。それにも拘わらず、毎年の税制改正において相続税の負担の増減が問題とされている<sup>5)</sup>。中小企業者における後継者およびその関係者にとっては、相続税を中心とする税制の問題は最大の関心事である。このような相続による後継者の納税負担問題等が事業承継円滑化の阻害要因になっているのである。

## 2. 従業員等による親族外承継

社内へ承継する場合には専務等の役員や従業員へ、社外へ承継する場合には取引先や取引先金融機関からの招聘により後継者となる場合がある。また、将来の子息等への中継ぎとして、従業員へ一時的に承継する場合も想定される<sup>6)</sup>。

従業員等による親族外承継の現状は、現経営者に実施したアンケート結果によれば、「現経営者と先代経営者の関係」は、親族の割合が8割程度を占め、従業員等（親族以外）が

<sup>3)</sup> 株式会社のうち、相続税負担がゼロは22.4%、500万円以下は22.2%、1,000万円以下10.4%、5,000万円以下は27.1%と予想されている（同上、46頁）。

<sup>4)</sup> 「課税ベースによる税収の内訳と税目」によると、所得課税52.3%、資産課税等16.2%、消費課税31.5%であり、資産課税等のうち相続税の占める割合は1.8%となっている（中村稔〔編著〕〔2012〕17頁）。

<sup>5)</sup> 石弘光〔2012〕250頁。

<sup>6)</sup> 事業承継協議会・前掲注1、21頁。

占める割合は約 1 割である<sup>7)</sup>。

従業員等が承継するメリットは、親族内に後継者として相応しい者がいない場合でも、広く後継者を求めることができ、社内での長年の経験や事情に精通することで、経営を円滑に執り行うことが可能になる点である。一方、デメリットとしては、親族内承継以上に、後継候補者が経営への強い意志を有していることが重要となるが、適任者がいないおそれがある。また、事業承継の際に、従業員等は株式取得等の資金が必要になるが、資金力がない場合が多い。さらに、銀行からの借入金に対して従業員等は連帯保証人とならざるを得ないケースがあり、この保証債務に関し、銀行との調整が必要となる<sup>8)</sup>。

以上から、従業員等への親族外承継は、親族内承継と異なり、現経営者と従業員等との間で株式取得資金の調達が最大の課題となる。それは、従業員等には、実際に自社株式を譲り受けるには、資金調達の検討が必要となり、その場合、個人として多額の債務が発生する可能性が高い。その債務発生に対して、従業員等は躊躇しがちとなる。さらに、現経営者から従業員等に自社株式を譲渡するにあたって、自社株式を譲渡する側（現経営者）はより高い株価で、譲り受ける側（従業員等）はより低い株価で希望するため、双方の株価が折り合わないケースが多く、自社株式、事業用資産等を買取るだけの資金調達が困難となる。

### 3．第三者による親族外承継

#### (1) 中小企業における M & A の現状

後継者不在から円滑な事業承継が困難となり廃業を余儀なくされるという現状は楽観視できない。親族・社内外に後継者が不在の場合、M & A は事業を存続させる唯一の選択肢であり、中小企業の後継者問題の解決策の一つに挙げられる<sup>9)</sup>。

M & A 成立の基本的条件は、黒字型企業であり、事業に将来性があると見込まれることである。その M & A には様々な手法があるが<sup>10)</sup>、中小企業の事業承継に際して最もよく用いられるのは株式譲渡、事業譲渡の 2 つであり、希望の条件を概ね満たす買い手があれば、M & A の手法は、後継者不在を理由とした廃業を避けられる点で有益であろう。また、現

<sup>7)</sup> (独) 中小企業基盤整備機構が、現経営者(有効回答数 1,504 社(創業者を除く))に実施したアンケート結果によるものである(「事業承継実態調査」2011 年 3 月)。

<sup>8)</sup> 事業承継協議会・前掲注 1、21 頁。

<sup>9)</sup> 岡田悟〔2008〕2 頁。

<sup>10)</sup> M & A の手法には、大きく分けて、合併、株式譲渡、事業譲渡、会社分割の 4 つの手法がある(分林保弘〔2008〕75 頁)。

経営者が、売却利益を獲得できることも、経営者の引退後の生活を考えた上では大きなメリットといえる<sup>11)</sup>。

近年、中小企業における M&A の件数は、未上場企業間においても 1997 年から 10 年間増加しており、2006 年には 4 倍以上の件数に増加している<sup>12)</sup>。また、日本 M&A センター（東京）の調査によると、2013 年 3 月期の M&A の成約は 207 件と過去最高であった<sup>13)</sup>。こうした背景には、景気低迷による業績不振ではなく、資産価値の急騰で相続税が膨らみ、世代交代に行き詰った結果による後継者問題があった。その事業承継の深刻化で企業を売却する経営者が増えてきたことや、M&A という手法に対する経営者の抵抗感が薄れてきたこと、また中小企業の M&A を仲介する専門会社の存在など外部環境の変化が M&A の増えた原因として挙げられる<sup>14)</sup>。

## （２）M&A の特徴

M&A による事業承継の特徴として、メリットは、身近に後継者として相応しい者がいない場合でも、外部から候補者を広く募集することが可能、現経営者が企業売却の利益を獲得できる、従業員の雇用は確保され、廃業することなく事業を継続することができる。一方、デメリットとしては、希望条件（雇用の維持、譲渡価格）を満たす買い手を見つけることが困難、事業継続前後で経営の一貫性を保つことが困難、「身売り」「経営責任放棄」などの負のイメージを抱かれる場合があることである<sup>15)</sup>。

中小企業の M&A の譲渡側の動機は、後継者問題、事業の将来性不安の 2 つに分けられ、一方、譲受側の動機で多いのは、上場会社が優良中小企業を譲受し、新規事業として育て売上・利益の拡大を図る、中堅・中小企業が現在の業種の不安から、後継者のいない優良中小企業を譲受し、新しい事業として立ち上げる、ということである<sup>16)</sup>。

大手企業の M&A は「合併」が主流であり、その目的は主として「選択と集中」である。それに比べて、中小企業の M&A は 90%以上が「企業の譲渡・譲受」である。換言すれ

11) 岡田・前掲注 9、2 頁。

12) 未上場企業間の M&A 件数の推移は、1997 年 185 件、2006 年 752 件であった（中小企業庁〔2013〕166 頁、中小企業庁〔2006〕180 頁参照）。

13) 「中小 M&A 過去最高」『長崎新聞』2013 年 5 月 14 日参照、2012 年 11 月 19 日の日本経済新聞においても、「M&A・外部人材事業承継に活用」という見出しによる、2012 年 3 月期の M&A の成約件数は、前期比 24%増の 194 件と過去最高だった、という記事があった。2013 年度はさらにそれを上回った。

14) その他の理由に、地域金融機関や独立の M&A 仲介会社、税理士などの実務家が中小企業の M&A 仲介業務に参入していることが挙げられる（岡田・前掲注 9、3 頁）。

15) 事業承継協議会・前掲注 1、22 頁。

16) 分林・前掲注 10、21 - 22 頁。

ば、「後継者問題」を起因とし、株式の100%売買が主流である<sup>17)</sup>。

このように、M&A とは、買い手企業にとっては「企業発展」のための、売り手企業にとっては「企業存続」のための戦略的手段といえよう。また、従業員にとっても、「雇用の継続」がなされるというメリットがある<sup>18)</sup>。しかしながら、中小企業の M&A において、売買対象となる中小企業は、一社ごとに事業内容や業績が大きく異なり、売買に際して指標になりうる標準的企業というものが存在しない。さらに、未上場企業である中小企業が当事者となるため、個々の企業状況は公開されていない。こうした事情から、売り手・買い手の双方とも、限られた情報の中から意図した企業を見つけ出さなければならない状況にある<sup>19)</sup>。

また、中小企業経営者は、自らが高い売却利益を得るためというより、企業自体の存続や従業員雇用の維持のために企業譲渡を決断するケースが多い。そのため、経営者は、自社の企業価値評価が高いことを望む気持ちがありながらも、その一方で、企業存続・雇用維持のために譲渡価格の引下げに応じる場合もあり得る。よって、中小企業の M&A 交渉において、譲渡価格は必ずしも最優先事項にはならず、従業員雇用の維持や買い手企業の社風・経営方針なども重要視される傾向がある<sup>20)</sup>。

以上のような点から、中小企業の M&A における特徴としては、情報の非対称性の高さ、匿名性の確保、譲渡価格が最優先にならない事情の3つが挙げられる。

### (3) M&A における課税関係

既述したように、M&A の手法には、大きく分けて、会社株式を売却することにより会社全体を売却する方法、会社の事業だけを売却する事業売却の2種類がある<sup>21)</sup>。

#### 株式売却による方法

株式売却とは、企業オーナーが自社の株式を買い手に売却するもので、オーナー（売り手）・買い手双方にとって最も簡単な手法である。オーナー側では株式の売却益に対して源泉所得税20%（国税15%、地方税5%）の分離課税が発生する<sup>22)</sup>。株式売却代金から源泉所得税を差し引いた額がオーナーに帰属する【図表2-1】。

相続税では同族株主か否かについて、評価通達により、取得後の持株比率に応じて画一

17) 同上、41頁。

18) 同上、42頁。

19) 同上、5頁。

20) 中小企業庁〔2006〕184-185頁。

21) 杉山康弘・櫻井和儀〔2013〕87頁。

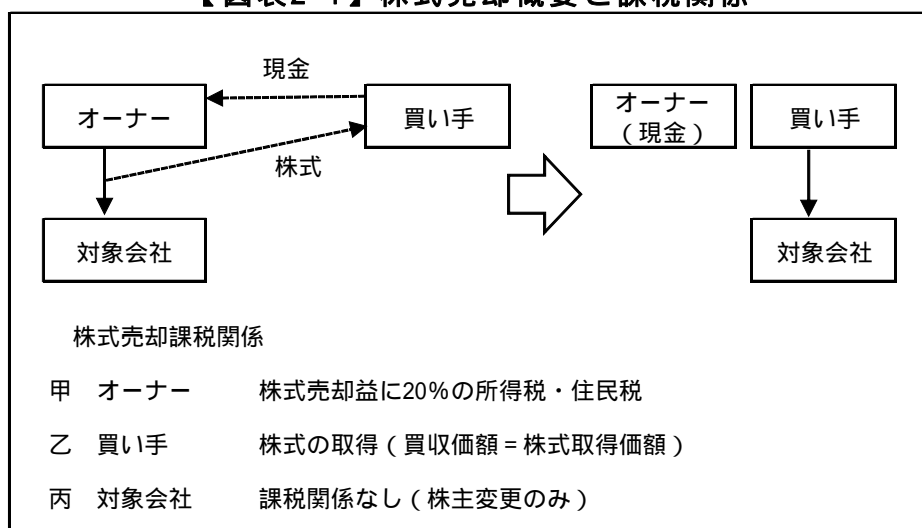
22) 平成25年1月1日～平成49年12月までは20.315%の源泉税率である。ただし、上場株式は除く。

的な評価方法が規定されているが、売買の場合には売主側が個人か法人か、さらには支配権に関する株主の属性の立場により、それぞれの適正な時価が異なる。

たとえば、イ 個人から個人への株式売買の場合、ロ 個人から法人への株式売買の場合、ハ 法人から個人への株式売買の場合、ニ 法人から法人への株式売買などである。

【図表 2 - 1】において、イ の場合には、個人から個人への譲渡であるため、オーナー、買い手共に所得税法上の時価が問題となる。この場合に、所得税法基本通達 59 - 6 (株式等を贈与した場合の「その時における価額」)の適用があるか否かであるが、同通達は、個人から法人への譲渡を前提としているので、ここでの適正な時価は相続税法上の時価、すなわち評価通達に基づく通常の相続税評価額となる<sup>23)</sup>。

【図表2-1】株式売却概要と課税関係



(出所) 杉山・櫻井〔2013〕89頁。

また、【図表 2 - 1】において、ニ の場合には、法人から法人への譲渡であるため、オーナー側の法人、買主側の法人共に法人税法上の時価が問題となる。この場合、法人税法基本通達 9 - 1 - 14 (上場有価証券等以外の株式の価額の特例)が適用される。法人税法上も非上場株式の時価について、直接規定した条文はないが、実務上、法人税法第 33 条第 2 項 (資産の評価替えによる評価損の損金算入)の通達を用いている。したがって、法人か

<sup>23)</sup> 課税関係として、a 時価で譲渡した場合、b 低額譲渡した場合、c 高額譲渡した場合により課税関係が異なる。a 時価がオーナーと買主で等しい場合には、オーナーには譲渡所得課税 20%の分離課税が発生する。b 低額譲渡した場合には、オーナー側には譲渡損、買主側には受贈益が発生し贈与税の対象となる (みなし贈与、相法 7)。ただし、買主の株式の取得価額は実際の買収価額である。それは、売買価額の時価の 2 分に 1 未満の場合には取得価額は売主の取得価額を引き継ぐことになるからである (所法 60)。c 高額譲渡した場合には、買主側の個人には課税関係は生じない。売り主側のオーナーについては、譲渡所得課税 20%と時価と譲渡価額の差額である受贈益に対して贈与税が発生する。

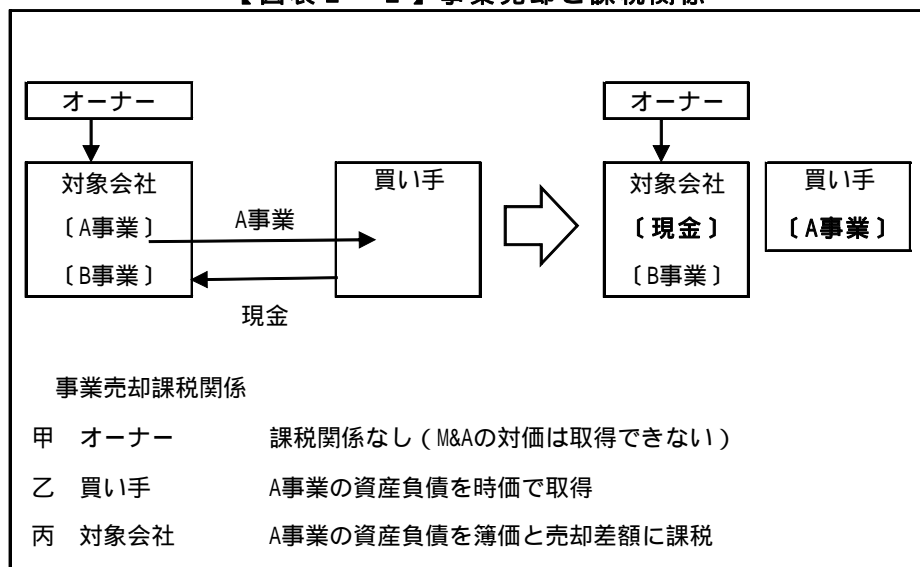
ら法人への譲渡の場合においても、a 時価で譲渡した場合、b 低額譲渡した場合、c 高  
額譲渡した場合、の各取扱いが異なる<sup>24)</sup>。

なお、株式売却の場合、株主が変わるだけで会社の事業そのものは継続しているため、  
様々な許認可、雇用を含めた契約関係などがそのまま継続されるというメリットがある。  
一方、会社そのものを取得するため、その会社の過去の取引関係を引き継ぐことになるの  
で、M&A 完了後においても損害賠償の請求や税務調査等での追徴課税などのリスクがあ  
る<sup>25)</sup>。

### 事業売却

事業売却とは、オーナーが対象会社の株式を売却するのではなく、対象会社がその会社  
で営む事業の全部または一部を直接買い手に売却する方法である【図表 2 - 2】。

【図表 2 - 2】事業売却と課税関係



(出所) 杉山・櫻井〔2013〕92頁。

売り手は対象会社そのものとなり、M&A の対価はオーナー個人ではなく対象会社の収  
入となる。対象会社では、事業売却に伴い、買い手に移転させる資産負債の帳簿価額と売  
却価額との差額が売却損益として計上し、売却益に対して法人税等の税負担が発生する。

この事業売却においても、通常、適正な時価により行われるものであるが、譲渡対価が  
適正でない場合で、その金額に合理的な理由が認められない時は、税務上の問題が生じる。

<sup>24)</sup> a 時価で譲渡した場合には、買主側の法人に課税関係は生じない。売り主側の法人については、売  
却損益が生じ、法人税等が課税される。b 低額譲渡した場合には、法人税では時価での譲渡を前提と  
するため、買主側の法人については、時価と実際の譲渡価額との差額は寄附であるとみなされ受贈益  
が計上される(法法 22 )。一方、売主側の法人については、時価と取得価額との差額は株式売却益  
が益金に計上され、時価と譲渡価額との差額は寄附金として法人税法上の損金算入限度額の申告調整  
をすることになる(法法 37 )。

<sup>25)</sup> 杉山・櫻井・前掲注 21、90 頁。



すなわち、上記株式売却時の場合と同様に低額譲渡や高額譲渡の問題である。また、事業売却に関しては、譲渡される資産または供与される経済的な利益が公正な価額に基づいているかによるので、のれん（営業権）<sup>26)</sup>の適正な価値評価が重要となってくる。よって、適正な時価をもとめるには困難が予想される。

なお、この方法は、許認可、雇用を含めた契約関係などを結び直す必要があるため手続きが煩雑になるが、会社の特定部分のみ買収する方法であるため会社に絡む過去の様々なリスク要因を遮断することができる<sup>27)</sup>。

## 第2節 事業承継の課題

### 1. 後継者への議決権株式集中

事業承継を考える上で、最も重要なのは後継者選びである。事業を誰に継がせるかによって、自社株の承継方法が異なるからである。経営者にとって最も望ましい後継者は、経営者の子息等の親族なのであろう。親族以外への事業承継が増えつつある中で、未だに、親族への事業承継、つまり経営者との血縁関係を重視しているからである<sup>28)</sup>。親族の中に後継者に相応しい人がいない場合には、従業員等による適切な人材を後継者として選択することとなる。それでもなお、従業員に経営者の資質を備えた人材がいなければ、M&A等の方法も視野に入れておく必要があるだろう。

しかし、安定的な経営を維持するためには、自社株式を集中的に保有させることが重要である。なぜ、後継者に自社株式を集中させる必要があるのか、それは、株主には権利があるからである。株主の権利とは、「自益権」と「共益権」とに分類される<sup>29)</sup>。「自益権」とは、会社から直接経済的な利益を受けることを目的とする権利であり、剰余金配当請求

<sup>26)</sup> のれん（営業権）とは、一般に「超過収益力」が通説とされている。営業権の意義について、東京高裁は、「企業会計上、営業権とは、ある企業が同種の事業を営む他の企業が獲得している通常の収益（いわゆる平均収益）よりも大きい収益、つまり超過収益を獲得できる無形の財産価値を有している事実関係と解されている。この超過収益を獲得できる要因としては、当該企業の長年にわたる伝統と信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等の多様な条件が考えられ、これらを総合包含して他の企業を上回る企業収益を獲得する場合、超過収益すなわち営業権の存在が認められる」と判示している（東京高裁昭和50年5月28日判決・昭和48年（行コ）第37号・税資70号208頁）。

<sup>27)</sup> 杉山・櫻井・前掲注21、92頁。

<sup>28)</sup> 「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」によれば、「組織形態別の後継者を決定する際に重視すること」を見てみると、「親族であること」と回答する割合が、個人形態では71.5%、法人形態では55.6%にのぼり、いずれにおいても第1位となり、経営者との血縁関係を非常に重視している（中小企業庁〔2013〕142頁参照）。

<sup>29)</sup> 神田秀樹〔2013〕、65頁。

権( 会法 105 一 )と残余財産分配請求権( 会法 105 二 )が中心である。「共益権」とは、会社の経営に参与することを目的とする権利であり、株主総会における議決権( 会法 105 三 )が中心である<sup>30)</sup>。すなわち、財産権と議決権を有することになる。

会社の重要事項は、株主総会で決議されるため、議決権割合が多ければ、会社の経営権を握ることになる<sup>31)</sup>。したがって、後継者だけで、重要事項を決定できるだけの議決権を有しておく必要がある。そのためには、種類株式を活用するのも有効である。

種類株式とは、株式会社が権利の内容の異なる複数の種類の株式発行をする場合の各株式をいい( 会法 108 ) 会社法がこれらの株式発行を認める趣旨は、一定の条件のもとで株式の多様化を認めることにより、株式による資金調達が多様化と支配関係の多様化の機会を株式会社に与えるためである<sup>32)</sup>。

種類株式として認められているのは、 剰余金の配当、 残余財産の分配、 株主総会において議決権を行使できる事項( 議決権制限種類株式 )、 譲渡制限( 譲渡制限種類株式 )、 株主から会社へ取得請求権( 取得請求権付種類株式 )、 会社による強制取得( 取得条項付種類株式 )、 総会決議に基づく全部強制取得( 全部取得条項付種類株式 )、 種類株主総会の承認( 拒否権付種類株式 )、 種類株主総会での取締役・監査役の選任( 選解任種類株式 )の事項について限定されている( 会法 108 )。

株式を承継する方法としては、売買、贈与、相続・遺贈といった手法が考えられるが、これ以外に、上述した会社法を活用することで、後継者の経営権安定化を図ることができる。その場合の種類株式は、以下の方法である。

#### ( 1 ) 議決権制限株式

後継者には、議決権のある株式を、非後継者には議決権制限株式を承継させることにより、会社の経営権を後継者に集中させ、後継者は株主の意向を問うことなく、重要な意思決定を行うことができる。ただし、議決権制限株式を会社側で新規に発行する場合には、株主総会の特別決議で定款変更を行う必要がある。

後継者以外の者に議決権を制限した株式を承継させるのであれば、経営権を後継者へ集

<sup>30)</sup> 同上、62 頁。

<sup>31)</sup> 一般的に普通決議と特別決議に分類される。普通決議とは、議決権の過半数を有する株主の出席かつ出席株主の議決権の過半数の賛成が必要である。主な決議事項は、役員等の選任・解任、役員等の報酬決定、計算書類の承認、剰余金の配当等である( 会法 309 )。特別決議とは、議決権の過半数を有する株主の出席かつ出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。主な決議事項は、株式の合併、新株予約権の募集事項の決定、定款の変更、解散、清算、組織変更、合併、会社分割、株式交換等である( 会法 309 )。

<sup>32)</sup> 神田・前掲注 29、67 頁。

中させるため、完全無議決権株式を活用する。また、親族間の「公平」を考慮するのであれば、議決権がないかわりに配当を厚くした株式、すなわち配当優先無議決権株式を後継者以外の者へ承継させ、議決権のある普通株式を後継者へ集中させることも有効である。

## (2) 譲渡制限付株式

株式が分散し経営権確保が困難になると考えられる場合には、発行会社または後継者を譲渡制限付株式の譲渡先としておく方法もある(会法 155)。譲渡承認の請求が譲渡制限株式の株主からあった場合には、第三者への譲渡の承認請求を拒否して、発行会社または後継者が買い取ることになる。

## (3) 取得条項付株式

複数の後継者候補がいる場合には、議決権制限が付いた取得条項付株式を各候補者に発行し、後継者が確定した時点で発行会社はその後継者の株式を取得して議決権株式を普通株式に変換することにより、後継者だけに議決権を集中させる<sup>33)</sup>。

## (4) 新株予約権の活用

後継者が議決権を確保するだけの資金がない場合や後継者の経営の安定性確保に支障が生じる可能性がある場合には、新株予約権を活用する<sup>34)</sup>。新株予約権を付与することで、後継者は権利行使時の株式価額を固定できるため、株式取得資金に乏しい後継者にとって中長期的に資金計画を立て、資金を確保できた時に新株予約権の権利を行使し、大量の議決権(株式)を取得することで経営権を安定させることができる。

したがって、中小企業においては、できるだけ後継者に議決権株式を集中させ、経営の機動性を確保することが望ましい。そうしなければ、経営にかかる重要な意思決定の都度、株主総会を開催しなければならなくなり、迅速な意思決定を行うことが難しくなるからである。

## 2. 株式買取資金の調達

従業員等が後継経営者となり、オーナーから経営権の移動として株式を買い取ろうとすると、従業員等はサラリーマンのため、多くの場合、準備資金に限りがある。一般的には第三者である金融機関等に頼らざるを得ない。ところが、銀行においては、債権の保全や

<sup>33)</sup> 取得条項付株式とは、決められた時期や条件が整うと、株主の同意がなくても会社が強制的に買い取ることができる株式である。

<sup>34)</sup> 新株予約権とは、それを有する者が、会社に対して、会社が発行する新株をあらかじめ定められた価格で行使した時に会社から株式の行使を受ける権利をいう(神田・前掲注 29、137 頁)。新株予約権については、原則として、株主総会の特別決議によって決定される(会法 309 六)。

金利収入を考えると、承継会社の財務体質や経営計画、個人保証・担保物による債権保全により容易に貸付を行うことはできない。したがって、後継経営者となる従業員等にとつて、株式買取資金の調達は最大の課題となるだろう。

そこで、円滑化法の支援策の一つである金融支援において、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫の特例が設けられた。これは、経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者とその代表者に対して、親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、株式、事業用資産の取得資金、信用力の低下時の運転資金、相続税負担などの幅広い資金ニーズに対応するために設けられたものである。

### 3．民法上の遺留分問題

中小企業のオーナー経営者にとって事業の円滑な承継は最大の関心事であろう。親族内への事業承継においては、生前贈与や遺言によってある程度事業用資産を後継者に集中させることができる。しかし、実際問題として、事業の円滑な承継には様々な支障がある。

たとえば、民法の遺留分制度<sup>35)</sup>である。後継者は生前贈与や遺言により事業用資産（個人事業の場合）または企業の株式（法人企業の場合）を取得した場合に、経営者の死後、他の相続人からの遺留分減殺請求<sup>36)</sup>に基づき、現物弁償または価格弁償を行うことで事業用資産および株式の一部が失われ、事業の円滑な継続が阻害されかねない。すなわち、相続財産の大半が事業用資産である場合において、そのほとんどを後継者に集中させると、他の相続人の遺留分を侵すことになり、遺留分をめぐる親族間の紛争により、経営の安定を損ないかねず、円滑な事業承継の障害となることがある<sup>37)</sup>。

このような遺留分による相続争いを防止するために<sup>38)</sup>、平成 20 年（2008 年）5 月に制

<sup>35)</sup> 遺留分とは、相続財産に対する最低限の取り分を一定の割合により法定相続人に保障する制度をいう。遺留分は、民法に定められた権利であり、遺言によっても侵すことはできない（我妻榮・有泉亨・遠藤浩・川井健〔編著〕〔2013〕416 頁）。

<sup>36)</sup> 民法第 1028 条（遺留分の帰属及びその割合）兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の区分に応じてそれぞれの割合に相当する額を受ける。

1 直系尊属のみが相続人である場合には、被相続人の財産の 3 分の 1

2 その他の場合には、被相続人の 2 分の 1

民法第 1031 条において、遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、遺留分の減殺を請求することができる。ただし、遺留分の減殺請求は、遺留分権利者が相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った日から 1 年以内に行使しなければ時効により消滅する（民法第 1042 条前段、同上、430 頁）。

<sup>37)</sup> 金子宏〔2013〕583 頁。

<sup>38)</sup> その他の防止方法としては、後継者に自社株式を譲渡する方法、後継者に対して贈与により自社株式を譲渡する方法、後継者に対して遺言により自社株式を相続させる方法、遺留分の事前放

定された円滑化法の中で、「遺留分に関する民法の特例」(以下「遺留分特例」という)が規定された<sup>39)</sup>。遺留分特例とは、先代経営者が後継者に自社株式を生前贈与することを前提として、推定相続人の全員の合意により、先代経営者の相続開始時における遺留分算定基礎財産<sup>40)</sup>を算定する際の当該贈与に係る自社株式の取扱いに関し、遺留分算定の基礎財産から除外することができる制度「除外合意」(円滑化法 4 一)、遺留分の算定の基礎財産に算入する際の価額を固定することができる制度「固定合意」(円滑化法 4 二)という特例制度である<sup>41)</sup>。

その結果、「除外合意」を用いることにより、その除外合意の対象となった株式については遺留分の減殺請求はできなくなり、後継者は安定して事業を継続・発展させ、株式や議決権の分散化を防止することが可能となった。また、「固定合意」を用いることにより、株価上昇分が遺留分減殺請求の対象外となり、経営意欲を阻害する要因が排除された。

よって、これまでの遺留分制度は、兄弟姉妹を除く相続人の最低限の権利として保護されていたが、円滑化法により相続財産に対して遺留分の主張をしないという合意を行うことができるようになった。

#### 4 . 企業価値の算定

事業承継において、株式売却を考えた場合、株式の売却価額の算定が必要となり、また事業売却を考えた場合には、その企業価値の算定が必要となる。

中小企業の企業価値の算定については、目安はあるものの絶対的な基準が存在せず、売り手と買い手の交渉次第で価格水準は変化しうる。売り手側経営者は自社に対する評価を高く提示したいし、逆に、買い手側は投資効果を見ながら合理的な買収価値を評価したい。そのため、実際に企業売却できる価額が事前に予測しにくく、経営者が M&A の決断を躊躇する一因となっている<sup>42)</sup>。

評価方式の中には、相続税の財産評価に用いる非上場株式の評価(国税庁方式)も含まれるが、この国税庁方式は、企業評価という視点で考えた場合の一つの評価方式である。

---

棄が考えられる(柏原智行〔2013〕63 - 64 頁)。

<sup>39)</sup> 遺留分特例の対象となる会社は、中小企業のうち、一定期間(3年)以上継続して事業を行っている会社(上場会社または店頭登録会社を除く)である(経営承継法 3 )。

<sup>40)</sup> 遺留分算定基礎財産とは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除してこれを算定する(民法 1029 )。

<sup>41)</sup> これらの合意は、経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可を受けることによって効力が発生する(経営承継法 7 、 8 )。

<sup>42)</sup> 岡田・前掲注 9、7 頁。

親族外承継の場合、経営の承継だけでなく経営権としての株式の移転が伴うので、企業の現在価値を評価せざるを得ない。国税庁方式の評価方法である時価純資産価額方式や類似業種比準価額方式は、過去の蓄積した純資産や利益等をベースに計算するので、一般的に、その価額は、贈与税や相続税を計算する上での価額であり、将来の収益性は一切加味されない<sup>43)</sup>。

一方、銀行等の金融機関は、投資先会社回収可能性を吟味するので、将来収益性を重視した企業評価やキャッシュフロー等を重視する傾向にある。企業が現実的に採用できる評価方式は、過去の実績に基づく収益還元方式に将来の実現可能な見込み額を加味して算定した評価額および現時点の財産価値を表現している時価純資産方式により算定した評価額を考慮して求めることになるだろう。考慮する割合は、業績が安定している又は成長している企業であれば、収益還元方式を多く取り入れ、業績よりも財産を多く持っている企業であれば、時価純資産価額方式を多く考慮すべきであろう<sup>44)</sup>。

以上、述べてきたように、事業承継の選択肢としては、親族内承継、従業員等への承継、M&A の 3 つがあった。中小企業に関するこれまでの事業承継に対する支援策は、相続税の軽減措置などを中心として、経営者の親族内承継を前提とした事業承継税制が多かったように考えられる。しかし、後継者難が深刻化する中小企業の現況をみると、今後 M&A の活用が増えていくことが予想される。特に後継者のいない企業は、事業売却による事業引継が、後継者難を解決する有効な手段の一つとなるからである。

M&A が事業承継手法の一つとして広く認識されるようになれば、経営者は、将来の企業売却も視野に入れた企業価値向上へ取り組み、ひいては、中小企業の生産性向上、経営安定化へとつながり、地域経済、雇用・技能伝承へと発展していくであろう。健全な企業の場合、後継者不在により廃業を考えるよりは、M&A を考えることにより、企業存続がもたらす地域経済、地域雇用、技能伝承などへのメリットを考える方が、その効果は非常に大きい。そのためには、中小企業経営者が M&A による事業承継を現実的な選択肢として検討できるよう、国は税制面で、より充実した支援づくりを行う必要がある。たとえば、非上場自社株式の譲渡益に対する税率を軽減することも一つの案である。

また、民法上の遺留分制度であるが、この制度により、相続人が遺留分を主張し、減殺

---

<sup>43)</sup> 具体的な評価方式については第 9 章において記述している。

<sup>44)</sup> 鹿志村裕〔2012〕103 頁。

請求を行うことができることから、後継者は、円滑化法に定める遺留分特例を用いることで、株式や議決権の分散化を防止することが可能となった。一方で、非上場株式等についての納税猶予制度は推定相続人以外の者にまで適用が可能である。たとえば、公正証書による遺言等により、遺贈によって推定相続人以外の者が株式を取得した場合には、相続税の対象となり、相続税の申告にあたり、その内容が相続人の間に周知されることになる。よって、推定相続人以外の者を後継者として、非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例を利用したとしても、減殺請求の問題は解消されない。すなわち、民法に定める遺留分の規定は、推定相続人の間での相続争いに対して有効なものであり、いかに非上場株式等における納税猶予の特例の範囲を広げようとしても、推定相続人以外の者については効果が生じないものとして理解する必要があるだろう。

**第 2 部**  
**事業承継制度**



## 第3章 欧米主要国の事業承継税制

第1章と第2章において、わが国の中小企業事業承継の現状とその課題について考察した。わが国事業承継税制の内容に入る前に、欧米主要国の事業承継税制はどのような状況にあるのか、その状況を観察し、わが国の諸措置について検討したい。しかしながら、海外諸国においては、固有の歴史や論理があり、それを直ちにわが国の制度と比較するのは困難かつ不適切であると思われるが、種々の考え方や制度の動向を知ることは、わが国の事業承継税制のあり方を考えていく上での参考となるであろう。

そこで、本章では、欧米主要国であるアメリカ、イギリス、ドイツおよびフランスが中小企業の事業承継税制についてどのような取組みをしているのか、全国法人会総連合による「わが国と主要国における事業承継税制の制度比較検討調査に係る報告書（2012年6月）」を基に、各国の事業承継税制の概要を整理し、わが国と欧米主要国との事業承継税制の制度比較を概観する。

### 第1節 欧米主要国における事業承継税制の現状と最近の動向

#### 1. アメリカの場合<sup>1)</sup>

アメリカにおいて相続税は、「相続税」ではなく「遺産税 (estate tax)」とされ、その評価方式は、遺産課税方式<sup>2)</sup>を採用している。2011年におけるアメリカ遺産税の税率は、最高税率40%、最低税率18%であり、2010年の統計上、歳入に占める相続税の割合は1.6%である【図表3-1】。

ブッシュ税制改革において、遺産税は、2009年にかけて次第に縮小し、2010年に一時廃止されている。さらに、2013年オバマ政権では、富裕層向けを含めた「ブッシュ減税」の2年間延長などが盛り込まれた包括減税法案が賛成多数で可決した<sup>3)</sup>。遺産税廃止の理

<sup>1)</sup> アメリカについては、神山弘行〔2010〕32 - 66頁、川端康之〔2005〕21 - 43頁、渋谷雅弘〔2002〕47 - 49頁、芳賀真一〔2010〕27 - 44頁参照。また、歴史的経緯については、McNulty, J.k.〔1994〕参照。

<sup>2)</sup> 遺産税方式とは人が死亡した場合にその遺産全体を対象として課税する制度であり、英米系の国々で採用されている。人は生存中に蓄積した富の一部を死亡にあたって社会に還元すべきである、という考え方に基いている。このタイプの相続税は、本来の意味における財産税である（金子宏〔2013〕536頁）。

<sup>3)</sup> ブッシュ減税法案は、ブッシュ前政権が2001年~03年に導入した所得税や配当の減税を全所得層を対象に延長するほか、失業保険の給付拡充、社会保障税の税率引下げ等が柱である。海外ニュースアーカイブス、<http://world003news.blog133.fc2.com/blog-entry-334.html>, 2013年3月15日。

由としては、「遺産税、贈与税及び世代跳躍税は、特に、被相続人の遺産、被相続人の生存配偶者等のすべての納税者や小規模事業や家族所有企業、農業事業者にとって不当なほどに負担が多い。また、ある納税者の死亡を原因として租税を課することは不当である」<sup>4)</sup>として、負担自体の問題と死亡を負担のきっかけとすることの不当性が説かれていた。遺産税に対する批判の背後には、財産形成（消費と貯蓄との間の選択）は個人の自由に属することであり、また、財産獲得の多くは個人の努力の結果である、という自由主義的な思想が存した<sup>5)</sup>。さらに、遺産税廃止は、キャピタル・ゲイン課税にも影響した。遺産税を廃止することで、相続財産の取得価格の引継ぎを原則とし、相続財産の含み益（未実現キャピタル・ゲイン）に対する課税を繰延べ、相続人が売却した時点で含み益に課税する機会を確保したと考えられた<sup>6)</sup>。

2001年ブッシュ減税法において、被相続人の課税資産の時価から、認定家族経営事業（qualified family-owned business）の権利に係る一定の調整額を控除することができるものと規定されている。当該規定がいわゆる事業承継税制に該当する。この規定では、被相続人の課税資産の時価から、認定家族経営事業の価値相当額に係る一定の調整額を控除することができるものとされている。その控除額は、事業用資産について、最高で675,000ドルとされている<sup>7)</sup>【図表3-2】。

認定家族経営事業の特例とは、その主たる事務所がアメリカに所在する事業であること（個人経営か法人経営かを問わない）、対象株式が相続前3年間市場で取引されていないこと、相続人または被相続人の家族が相続前8年間のうち合計で5年間実質的に経営に従事し、その権利を所有していること（実質的従事要件）、1つの家族でその会社を保有している場合には50%以上の保有が要件とされ、2つの家族の場合は70%、3つの家族の場合は90%とされていること、相続の発生した年において、被相続人の個人経営事業所得が総所得金額の35%を超えてはならないこと等の要件を満たした場合に適用できる特例である。この規定は、大企業と中小企業との区別の基準を家族による所有において

<sup>4)</sup> HR法案（The Death Tax Elimination Act of 2000）（単独時限法）が1999年2月25日に提出された時の委員会の提案であった。このHR法案8が、遺産税廃止理由としてそのまま採用された（川端・前掲注1、35頁参照）。

<sup>5)</sup> 同上、35頁。

<sup>6)</sup> 神山・前掲注1、46頁。

<sup>7)</sup> 認定家族経営事業の特例による控除は、2001年ブッシュ減税法に基づき、また、2010年減税法による延長を受けて、2003年12月31日以降の相続については不適用とされている。当該特例は再び2013年1月1日以後に死亡する者の資産に適用されることとなった（全国法人会総連合〔2012〕14頁）。

いるととらえることができる<sup>8)</sup>。

評価方法については、遺産税法では被相続人の総遺産の価値は適正な市場価格によって評価され、適正な市場価格とは、「購入希望者と販売希望者が互いに十分な情報が与えられた状況下で取引される価格である」(連邦遺産税法 20 - 2031 - 1)と規定されている。

## 2. イギリスの場合<sup>9)</sup>

イギリスの相続税の課税方式は、遺産課税方式である。イギリスの相続税の税収は全歳入の1%に満たない【図表 3 - 1】。これは、主に相続税の免税・軽減税制の影響が大きいとされている<sup>10)</sup>。

イギリスは、王権の強い国家であり、私有財産権を獲得した貴族階級や庶民階級が強大にならないようにするという配慮から、国王がそれらの者の富を遺産承継税により回収する目的で、遺産課税方式に重きをおく制度が導入され定着した<sup>11)</sup>。

イギリスの相続税の課税対象となる移転 (chargeable transfer) は、生前贈与と死亡であり、死亡時よりさかのぼって7年内になされた生前贈与相当額が累積加算される。1988年に相続税の累進構造の簡素化が図られ、税率は、基礎控除額 (325,000 £) を控除した評価額に、単一税率 40% が採用され、現在まで続いている<sup>12)</sup>【図表 3 - 1】。

配偶者または社会的パートナーに対する移転は、移転された価値がこれらの者の遺産を構成する財産に属する場合にはその全額が非課税とされる (配偶者がイギリスに居住していない場合には 55,000 £ までが免税)<sup>13)</sup>。

イギリスの事業承継税制としては、「事業用資産の評価減の特例 (Business Property Relief: BPR)」(遺産税法 1984) があり、生前贈与と死亡時の移転のいずれも適用対象とされている。その対象事業用資産の範囲および評価減割合は、事業そのもの (ただし、単一の事業用資産の移転を除く)、パートナーシップへの出資、非上場会社の出資 (最低限の保有割合の制限はない) の場合には 100% 評価減、上場株式 (贈与者が議決権を保有している場合に限る)、土地、建物、工場または機械 (個人が所有する場合および個人が経営する会社やパートナーシップへの出資を通じて使用される場合) には、50% 評価

<sup>8)</sup> 同上、14 頁。

<sup>9)</sup> イギリスについては、吉村政穂 [2010] 7 - 29 頁を参照。また、歴史的経緯については、Tiley .J. & D. Collison [2003] 参照。

<sup>10)</sup> 小林和也・塩谷洋子 [2012] 66 頁。

<sup>11)</sup> 岩崎政明 [2005] 184 頁。

<sup>12)</sup> 全国法人会総連合・前掲注 7、16 頁。

<sup>13)</sup> 同上、16 頁。

減である。なお、投資会社への出資、資産管理会社（property dealing companies）不動産を主に管理している事業は、当該特例の対象外とされている<sup>14)</sup>。

当該特例の主な要件は、贈与者がその財産の移転の2年以上前から所有している場合に限り適用される。ただし、贈与者の死亡前にその財産が受贈者によって売却された場合や贈与者の死亡の時には当該特例の要件を待たさなくなった場合には、贈与の際に当該特例が適用された場合であっても死亡時には適用対象外となる。また、その財産が移転前の2年間に事業用の目的として使用されていない場合などには当該特例の適用が制限される<sup>15)</sup>。

評価方法について、死亡時の財産の価値はその公開市場価格とされ、公開市場価格とは、「その時点で市場により取引された場合に仮定した価格である」（Inheritance Tax, IHTA1984, s160）とされている<sup>16)</sup>。

### 3. ドイツの場合<sup>17)</sup>

ドイツは、遺産取得課税方式<sup>18)</sup>の相続税を採用している。相続税の課税割合は12.78%（2010年）、相続税等の税収割合は0.8%（2010年）に過ぎないとされる【図表3-1】。

ドイツの制度について再検証することは、わが国の事業承継税制問題解決の糸口となると思われる。なぜならば、ドイツ連邦裁判所（Bundesverfassungsgericht:以下「BverfG」という）の1995年6月22日判決により、ドイツにおける事業承継税制について、次のような見解が示されているからである。

「立法者は租税負担の形成にあたって、一定の事業 特に中規模企業 の存続が、相続税によって生じる追加的な財政負担によってその存続の危機にさらされることを考慮しなければならない。それらの企業はある特定の目的のために独立しているが、経済的機能単位として組織化された事業は、特別な形式で公共の利益に拘束され、公共サービスの提供を義務付けられている。つまり生産力や労働場の保証人として、特に雇用者に対する義務があり、営業基本法、経営管理法、及び長期間の投資によってもより高い法的拘束性を受

---

<sup>14)</sup> 同上、17頁。

<sup>15)</sup> 同上、17頁。

<sup>16)</sup> 同上、16頁。

<sup>17)</sup> ドイツについては、山田ちづ子〔2010〕68 - 111頁、奥谷健〔2011〕155 - 177頁、渋谷雅弘〔2004〕155 - 185頁、渋谷雅弘〔2002〕50 - 54頁を参照。また、条文に関する解説については、Tiedtke(Hrsg.)〔2009〕参照。

<sup>18)</sup> 遺産取得課税は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度であり、ヨーロッパ大陸諸国において採用されている。この制度は偶然の理由による富の増加を抑制することを目的としており、この類型の相続税は、実質的には所得税の補完税である（金子・前掲注2、536頁）。

けている。その結果として相続人が相続によって事業財産が増加しても、事業と個々の事業関連資産は、他の資産に比べて処分可能性が制限されるため、相続税額に対しその担税力が見合わない。平等原則（Gleichheitssatz, principle of equality；ボン基本法第3条）は相続税負担に伴い事業譲渡や廃業が行われることを要求しているのではなく、相続によって財産や収益力が増加することがないまま、社会拘束性の中で事業を継続する相続人について、事業を継続することによる担税力の減少を考慮しなければならないことを求めている。相続税負担は、事業が継続できるように財政的に危機に瀕することがないように算定されなければならない<sup>19)</sup>。

つまり、事業承継税制は、事業継続に伴う相続税負担の減少による優遇税制ではなく、むしろ平等原則に従ったものであり、特に雇用の確保の観点から必要不可欠なものであるということになる。

現行のドイツ相続・贈与税法（Erbschaft-und Schenkungsteuergesetz; ErbStG）では、事業承継優遇制度は第13a条から第13c条までの評価に関する優遇措置、第二区分、第三区分の取得者における第19a条による税負担の軽減、第28条の延納の3つの規定を基軸として構成されている<sup>20)</sup>。2009年に刷新された第13a条および第13b条により、農林業資産、事業資産および特定の株式に関する事業承継税制では、相続人または受遺者は85%相当額が評価減（相続・贈与税法；ErbStG第13b条第4項）とされ、結果として15%が課税対象となるが、その15%についても15万ユーロを限度額として評価額から控除を受けることができる（相続・贈与税法；ErbStG第13a条第2項）<sup>21)</sup>。

当該特例の対象資産は、5年間の事業の継続等を要件として、事業資産、農林業資産および直接保有割合が25%を超える株式等である。ただし、通常取引価格ベースによる総資産に占める管理資産の割合が50%を超える事業資産は、原則として当該特例の対象外とされている。なお、農林業資産、直接保有割合が25%を超える株式等についても同様の規定が適用される<sup>22)</sup>。

この評価減の適用要件としては、取得後5年間の人件費総額を一定額に維持するという

<sup>19)</sup> BverfG von 22.6.1995 (2BvR 552/91) BStBl. 1995 S. 671 Grunde: C.1.2.b):bb)。この訳については、谷口勢津夫〔1996〕173頁を参考にした。

<sup>20)</sup> ドイツ相続税における相続人の区分は、第一区分（配偶者、子、継子、子および継子の卑属、死亡による取得の場合の父母および祖父母）、第二区分（贈与の場合の父母および祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の1親等の卑属、継父母、義父母、義理の息子、娘、元配偶者）、第三区分（その他）に区分される（全国法人会総連合・前掲注7、19-20頁）。

<sup>21)</sup> 同上、19頁。

<sup>22)</sup> 同上、22-23頁。

要件ならびに 5 年間の株式等保有要件がある。人件費総額は、相続が発生する直前に終了した事業年度から数えて過去 5 年間の平均年間人件費総額の 400% (1 年当たり平均で 80%) を下回ってはならず、下回った場合に応じて減額され、遡及的に税額の再計算が行われる。なお、事業者本人のみで従業員のいない個人事業や従業員 20 人以下の事業所については、5 年間の株式等保有期間のみを適用し、人件費基準は適用されない。

さらに、上記特例措置は、納税者の選択により、取得後 7 年間、人件費総額を 700% に維持する、保有期間を 7 年間とする、管理資産割合が 10% を超えないものとする、といった場合には、85% 評価減に代えて 100% 評価減の適用を受けることが可能である(相続・贈与税法; ErbStG 第 13a 条第 8 項)<sup>23)</sup>。

ドイツには、資産評価のために「評価法 (Bewertungsgesetz; BewG)」という法律が体系化されている。ドイツでは、相続・贈与税法第 12 条 1 項により、財産の評価に関して、評価法がほぼ全面的に適用される。全ての資産は、基本的には簿価ではなく市場取引価格に基づく評価方式で評価される(評価法; BewG 第 109 条第 1 項)。非上場株式は、原則として、1 年間に取引があった場合はその価格、取引がない場合は資産や収益状況を考慮した評価額である(評価法; BewG 第 11 条第 2 項)。ただし、公開株式、非上場株式のいずれも特定個人に対する株式保有の集中等の特例の事情により、通常取引価格が上記価格を上回る場合には、通常取引価格を評価額とする(評価法; BewG 第 11 条第 2 項)。また、事業承継における新たな資産評価方法として、単純収益価格方式 (Dasvereinfachten Ertragswertverfahren) という、事業資産を事業経営の収益観点から評価する手法が 2009 年に規定され、施行されることとなった(評価法; BewG 第 199 条)。この単純収益価格方式は、一定の条件のもとに今後継続して見込まれる年間収益に資本化係数を乗じて、事業資産の収益価値を計算する評価方式である(評価法; BewG 第 200 条第 1 項)<sup>24)</sup>。

#### 4. フランスの場合<sup>25)</sup>

フランスでは、相続や贈与を原因とする無償の財産移転に対して課税される登録税の一

---

<sup>23)</sup> 同上、22 頁。

<sup>24)</sup> 年間収益は、原則として、評価期日における過去 3 事業年度における事業成果に基づく収益実績の和を 3 で除して得られる平均値を用いる(評価法; BewG 第 201 条第 1 項、第 2 項)。資本化係数は、国債の長期利回りをベースにした基礎金利、すなわち、ドイツ連邦が直近の金利動向を基に各年初に設定し連邦財務省が公表する金利に下方調整されて確定する(評価法; BewG 第 203 条第 2 項、第 3 項)。

<sup>25)</sup> フランスについては、中里実〔2010〕114 - 205 頁、平川英子〔2010〕45 - 64 頁、全国法人会総連合・前掲注 7 参照。外国文献として Frédéric Douet〔2009〕参照。

つとして、一般租税法典の無償移転税が考えられており、その法律の中で相続税と贈与税という表現が使われている。

フランスは、人民革命により王政が廃止された国であり、当初、国家による人民の遺産相続に対する経済的介入を極力制限すべきであるとの観点から遺産承継税が導入された。しかし、後に新たな富裕層が生じ、特定の階級や一族の長による富の集中・持続を排除し、その再分配を促進して、固定的な支配階層を生み出さないようにするという観点から、遺産取得課税方式が採用されたと解されている<sup>26)</sup>【図表 3 - 1】。

フランスの相続・相続税制度の特色は、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは、法定の夫婦財産共有性（夫婦双方の共有財産と夫または妻の特有財産が併存する制度）が採用される点である。すなわち、フランスは、夫婦を一体のものとして扱うのに対して、日本は、基本的に、夫婦を別のものとして扱い、所得税の配偶者控除と夫婦間の相続・相続税における生存配偶者の優遇という点において違いがある。その結果、フランスにおいては、一定の財産は、夫婦財産制のために、そもそも被相続人の相続財産とされず、それ故に、相続税を課されない場合がある。

事業承継税制としては、相続時と贈与時の企業の株式および財産の譲渡に関する制度（2000年導入の企業の株式及び財産の移転に関する相続税及び贈与税の軽減特例）がある（一般税法典；Code générale des impôts 787 B、C条）。雇用創出と競争強化の観点から、2000年に創設された事業用資産に係る相続税の軽減措置は、2001年に要件緩和が行われた上で、当初50%であった軽減割合が2005年の中小企業振興法で75%に拡充された。

個人企業の場合の適用要件としては、被相続人が有償でその企業を取得した場合は、被相続人により最低2年間その企業が保有されていなければならない、各相続人、受遺者または受贈者は、相続税もしくは贈与税の申告書において、企業の事業の用に供されている財産の移転から4年間保持することを保証しなければならない、相続人、受遺者または受贈者の1人が実際に企業の事業に3年間従事しなければならない。

会社の株式または持分（以下「株式等」とする）の場合の適用要件としては、株式等が最低2年間の株主共同保持契約の対象とならなければならない、上場企業は議決権の20%以上、非上場企業は議決権の34%以上が保持されなければならない、各相続人、各受遺者または各受贈者は、株主共同保持契約の満了から4年間移転された株式等を保有しなければならない、相続人、受遺者、受贈者または株主共同保持契約に署名した共同経営者

<sup>26)</sup> 岩崎・前掲注 11、184 頁。

の1人が3年間会社を経営しなければならない。

非上場株式の評価方法としては、原則として、相続開始日の実勢価額により評価する。実勢価額とは、財産の固有の性質、経済や市場の状況、法制度等を勘案し、適切なあらゆる価額を参照した所有者が一定の財産の売買を行うことができる通常の需給取引価額のことである<sup>27)</sup>。

【図表 3 - 1】主要国における相続税制度等の概要

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	法定相続分課税方式	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最低税率	10%	18%	40%	7%	5%
最高税率	55%	40%		30%	45%
税率の刻み数	8	12	1	7	7
基礎控除等	3,000万円+法定相続人×600万円 (2014年~) 配偶者に係る税額軽減措置	配偶者：免税 基礎控除：500万ドル(約4.75億円) インフレ調整あり	配偶者：免税 基礎控除：32.5万ポンド (約5,233万円)	配偶者：剰余調整分+500,000ユーロ(約6,750万円) 子：400,000ユーロ(約5400万円)	配偶者：免税 子(直系血族)：10万ユーロ(約1,350万円)
相続税課税割合(課税件数/死亡者)	4.1% (2011年)	0.1% (2008年)	2.8% (2010年)	12.78% (2010年)	14.5% (2009年)
相続税等の税収割合	3.0% (2010年)	1.6% (2010年)	1%未満 (2009年)	0.8% (2010年)	1.5% (2009年)

備考)

- 1 基礎控除等の邦貨換算レートは、1ドル95円、1ポンド161円、1ユーロ135円(2014年1月)
- 2 フランスの税率は、直系血族の税率、ドイツの税率は、配偶者、子供等(クラス1)の税率によった。
- 3 ドイツの剰余調整分とは、死亡配偶者の婚姻中の財産増加分が生存配偶者の財産増加分を上回る場合、生存配偶者はその差額の1/2相当額を非課税とする制度。
- 4 アメリカは、一旦遺産税の課税が停止されていたが、2011年から復活している。
- 5 課税割合は、日本は人口動態統計、国税庁統計年報書の2011年データから、アメリカは2008年の死亡者数(UScensus bureau web サイト)と2012年の相続申告件数(IRSweb サイト)のデータ、イギリスはHMRCweb サイトの2010年~2011年のデータ、フランス、ドイツは「諸外国における事業承継税制」における2010年のデータ(フランスは2009年)。

(出所)中小企業庁『諸外国の相続・贈与税、事業承継税制等』平成26年3月参照。

## 第2節 わが国と欧米主要国事業承継税制の制度比較

事業用資産は、欧米主要国においても、それが個人の直接保有あるいは株式等を通じた間接所有であろうと、個人の財産であるため相続税の対象となる。しかし、事業用資産は企業経営の資源であり、自由に利用・処分できる個人財産とは異なる特性を有する。よって、このような事業用資産の特性から、欧米主要国においては、各種の軽減措置が設けられている。欧米主要国の制度比較を一覧にすると【図表 3 - 2】のとおりである。

<sup>27)</sup> 全国法人会総連合・前掲注7、27頁。



【図表 3 - 2】主要国の事業承継税制の制度比較

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
軽減措置	非上場株式等に 係る納税猶予(事 業承継税制)	認定家族経営事 業の特例 (連邦遺産税法)	事業用資産の評 価減の特例 (遺産税法 1984)	相続・贈与税法第 13a 条、13b 条	企業の株式及び 財産の移転に関 する軽減特例
対象会社の 要件	・中小企業基本法 に規定する中小 企業であること ・非上場会社であ ること ・資産保有会社で ないこと	・非上場であるこ と ・家族で株式の 50%以上を保有 すること	・資産管理会社で ないこと ・移転前の2年間 事業用の目的で 使用されている こと	資産管理会社で ないこと	・工業、商業、手 工業、自由業又は 農業活動を行う 事業用資産又は 株式等であるこ と ・最低2年間の株 式共同保持契約 の対象であるこ と
先代経営者の 要件	・会社の代表者で あったこと ・筆頭株主であっ たこと	規定なし	移転の2年前か ら保有すること	規定なし	規定なし
後継者の要件	・会社の代表者で あること ・筆頭株主である こと	規定なし	規定なし	規定なし	株式共同保持契 約期間満了後4 年間株式等を保 有すること
事業用資産に 係る相続税の 軽減措置	・非上場株式、持 分の2/3に達す るまで80%の納 税猶予 <u>小規模宅地特例</u> ・個人の所有する 特定事業用宅地 (土地)は80% 評価減	認定家族経営事 業の権利につい て675千ドルま で免税	非上場株式、出資 持分100%評価 減、個人が持つ土 地、建物、工場、 機械は50%評価 減	非上場株式、事業 用資産、農林業用 資産を対象に 85%の評価減(残 り15%については 45万ユーロま では負担が漸減 する控除制度あ り)	株式、持分、事業 用資産(ヨットな ど奢侈資産を除 くB/S上の資産 全部)を対象に 75%評価減 2005年に拡充
事業等継続の 要件	・取得後5年間は 平均で雇用人数 の8割を維持 ・代表権を維持 ・持株比率を維持 ・後継者5年間代 表者であり続け ること	相続人または非 相続人の家族が 相続前8年間の うち合計で5年 間実質的に経営 に従事し、その権 利を所有している こと	規定なし	・5年間事業継続 ・人件費総額要件 (従業員20人超 の場合には、5年 間で過去の年間 平均人件費の 400%を支給)	相続人等又は共 同経営者のうち 一人は3年間経 営に従事するこ と
相続税の免除 時点	相続した本人が 事業継続要件期 間終了後に死亡 した場合、また は、納税猶予及び 免除特例を利用 して次の後継者 に贈与した場合		贈与者の死亡時 もしくは相続発 生時	事業継続要件期 間終了時非課税 が確定、要件に抵 触した場合には、 一部あるいは全 額が課税	

(出所) 中小企業庁『諸外国の相続・贈与税、事業承継税制等』平成26年3月、筆者一部加工。

アメリカの場合は、認定家族経営事業に係る権利について、その株式が相続前3年間市場で取引されていないこと、相続人または被相続人の家族が相続前8年間のうち合計で5年間実質的に経営に従事していること、一つの家族で保有している場合には50%以上保有していること等の要件を満たした場合に、675,000ドルまで免税とされている。

イギリスにおいては、事業用資産・非上場株式の相続または贈与について、移転者が移転前2年間保有していること、資産管理会社株式ではないこと、過去2年間事業用の目的で使用されていること等の要件を満たした場合には、100%控除対象とされている。すなわち、事業用財産は非課税財産ということになる。

ドイツにおいては、事業用資産・非上場株式の相続について、取得後5年間の人件費総額を一定額(1年あたり平均で80%)維持すること、取得後5年間の保有等の要件を満たした場合には原則85%の評価減が認められている。なお、承継された事業が7年間継続する場合には、賃金総額が承継時の賃金総額の700%を下回らないことを条件に、承継した事業資産の評価額の100%減額が認められる。

フランスの場合は、事業用資産・株式の相続または贈与について、最低2年間の株主共同保持契約の対象とすること、相続人により議決権の34%以上を保持すること、株主共同保持契約満了後4年間保有すること、相続人等または共同経営者のうち一人が3年間経営に従事すること等の要件を満たした場合に75%が非課税とされている。

このように、欧米主要国は事業用資産について、処分が困難であることに配慮し、円滑な事業承継のために、また、産業維持や雇用維持の観点から各種負担軽減措置を設けている。対象は、個人事業用資産や非上場会社の株式であり、多くは相続後の事業継続を要件としている。すなわち、中小企業支援・事業継続の支援という観点からの相続税軽減制度である。これらの動向をみると、グローバル化の流れの中で、自国の企業を維持・発展させる政策の重要性が窺える。

一方、わが国の場合は、小規模宅地の評価減や非上場株式に係る納税猶予の特例など限定的に優遇措置が設けられてはいるが、事業用資産全体は対象となっていない。納税猶予特例は、その適用要件として、事業承継後5年間は平均して80%以上の雇用を維持することを求めている。つまり、承継に伴う雇用機会の喪失を防止することを条件にして優遇措置が与えられている(詳細は第5、第6章にて後述)。わが国の事業承継税制が欧米主要国と大きく異なるのは、この「納税猶予」となっていることである。税制の優遇制度には、納税の「猶予」の他に「減額」、「免除」、「控除」制度がある。猶予は、減額や免除および

控除と異なり、あくまでも一定期間支払いを猶予されるだけのことであり、適用要件等を満たさなければ、その全額が遡って取り消され、利子税を加算して納付するという厳しい内容になっている。この点が、減額や免除と大きく異なり、優遇の制度としては、「納税猶予」より「減額」のほうが手厚いということになる。

欧米主要国の事業承継税制では、減額や特別控除を採用しているケースがほとんどであり、これらは、相続財産等から直接控除されるため、もともと非上場株式等に対する相続税や贈与税は計算されない。わが国の場合は、相続財産に対する相続税等が一旦計算され、それを一定期間猶予する形をとっている。納税猶予制度については、雇用維持要件や継続保有要件の改正があり緩和されてきたものの、中小企業支援・事業継続の支援の観点からは欧米主要国の制度と比較してその差が大きいといわざるを得ない。

以上、述べてきたように、中小企業の事業承継と相続税制は密接に関係するものであり、欧米主要国は相続税制の体系は多様であっても、事業承継支援を相続税制に優先させるといふ考え方はいずれの国も共通している。たとえば、アメリカでは、事業承継税制特例は、「納税資金の調達を排除すること、『家族』や『共同体』といった価値観に基づいたものであり、雇用の維持を確保する」といった3つの目的が考えられている<sup>28)</sup>。また、ドイツでは、「適切な優遇制度 (Zielgenaue Verschonungsregelungen) によって、特に公益に資する財産は相当程度優遇される。よって、事業承継を行う際により広く雇用の確保を行うような企業は、税負担の軽減を受ける。なぜなら、ドイツにおける中小企業や従業員を有する家族企業については、その承継の際に従業員にとってもしばしば重要な局面を与えるからである」とされており、事業承継税制の必要性として特に「雇用の確保」があげられている<sup>29)</sup>。さらに、フランスにおいては、「事業承継は、企業経営者やその相続人などの個人的な利益にかかわる問題ではなく、国家の利益にかかわる問題でもあるのだ」という考えが根底にあると考えられるからであり<sup>30)</sup>。ましてや、近年、相続税制の縮小・廃止の傾向が進んでおり、わが国は相続税率の引き上げや課税ベースの拡大強化などにおいて、世界の動向とは逆行しているといえる<sup>31)</sup>。また、最近の国際的相続税廃止傾向とし

---

28) 芳賀真一〔2010〕35頁。

29) 平野秀輔〔2014〕104頁。

30) 平川英子〔2010〕58 - 59頁。

31) 相続税を廃止した主要な諸外国は、カナダ(1971年に廃止)、オーストラリア(1979年)、ニュージーランド(1992年)、イタリア(2001年)、スウェーデン(2005年)スイス(2006年)がある。相続税・贈与税のない国としては、中国、インド、マレーシア、タイ、ベトナムがある(渡辺裕

ては、これまでの相続税廃止とは異なる目的をもったものといえる。それは、富裕層を自国に移住させるという政策に基づいて相続税を廃止する国があるということである<sup>32)</sup>。したがって、今後、相続税廃止は、他国の富裕層を自国に取り組みするための政策としての意義を持つことになるであろう。

わが国の場合、相続税制は、基本的には「富の集中の是正・資産の再分配」の観点から、課税公平を図る手段として位置付けられているが、特に、わが国の最高税率は55%と各国の中で最も高い水準であり、配偶者についても一定額までの免税とされ、欧米主要国と比較して税負担の大きい課税体系となっている。現時点において、「財政上の観点」から考えると、相続税を廃止する可能性は極めて低いと思われる。社会の安定を揺るがしている格差を是正するうえでも、相続税・贈与税の資産再分配機能を回復し、富裕層に一定の負担を求め、税収を確保したいという相続税強化の政策は国家財政再建の一助としてやむを得ないであろう。

しかしながら、相続税等の存在、特に非上場株式の評価額が高く評価され、相続税の税負担問題が事業承継に大きな障害となっていることは明らかであり（第2章第1節14頁既述）適切な事業承継税制が存在しない限り、相続税等は事業承継に影響を与え続けることになるだろう。そもそも、事業承継税制はなぜ必要なのか、ドイツ連邦憲法裁判所の判決で示されているように、事業を継続することによって納税義務者の担税力が低下しないよう相続税の負担を軽減することである。その背景には、中小企業は非上場会社における社会的協働の負担としての「雇用の維持」、つまり、非上場株式の相続という事態が生じても、従業員の雇用を維持するならば、雇用の安定という明確な負担を担っているのである。

また、世界の相続税の流れに鑑みると、わが国は、自国の政策のみを重視しては、相続税の過重な負担によって、中小企業の国際競争力強化に対して、相続税が足かせとなり事業継続を困難ならしめる事態にもなりかねない。近年、国際競争力強化の観点から相続税を廃止した国・地域やそもそも相続税自体が存在しない国がある中で、わが国の中小企業が事業承継において国際的に劣後している状況は、早急に是正する必要があるだろう。

次章より、わが国の事業承継税制について、具体的な制度の内容や諸課題について整理し、あるべき中小企業事業承継税制のあり方について考察していきたい。

---

泰〔2012〕18 22頁）

<sup>32)</sup> シンガポールでは、2008年2月15日以降相続税を廃止した結果、35%増で富裕層が増加している。シンガポールは、アジアにおける経済活動等で競合する香港が2006年2月以降富裕層の移住等のために相続税を廃止したことへの対抗措置として、同税制の廃止に踏み切ったといえる（矢内一好〔2011〕122頁）

## 第4章 わが国の事業承継税制

第3章では、欧米主要国が事業承継税制についてどのような取組みをしているのか概観した。欧米主要国は自国の企業を維持・発展させるため、相続税制に優先し、事業承継税制に係る各種の軽減措置を設けていた。

わが国では、個人事業者に対しては「小規模宅地等の特例制度」、法人企業に対しては、事業の後継者を対象とした「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」という新事業承継税制の制度を設けている。この両制度は、事業承継者の相続税負担に一層の配慮を要請しようとするものである。しかし、現行相続税制においては、相続税が「富の集中の是正・資産の再分配」の観点から基礎控除が引下げられるなど課税強化が行われている。事業承継税制と相続税制はそれぞれ異なる政策効果を想定しながら制度が改正されているのである。また、「小規模宅地等の特例制度」が、個人事業者に対する事業承継税制であるとすれば、「非上場株式等に係る相続税納税猶予制度」との間における軽減額の開差が大きく、両制度を同じ事業承継税制という枠内に置くのであれば、相互の均衡をはかるべきではないかとの意見がある<sup>1)</sup>。

そこで、本章では、まず、事業承継税制が導入された経緯を振り返り、「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の新事業承継税制が創設された背景を明らかにする。次に、新事業承継税制と密接な関係がある相続税の課税根拠を明らかにした上で、事業承継税制からみた相続税の問題点を具体的な算式により検討する。

### 第1節 事業承継税制の経緯

#### 1. 事業承継税制導入の背景と沿革

昭和25年(1950年)に制定された当時の相続税制は、あくまで自然人の死亡を前提とした制度であり、その後の制度改正を経て整備されてきたものの、経済社会の大きな変化に即応できていないという問題点を抱えていた。それは、「戦後からの自由経済体制の進展のなかで、個々の企業はそれぞれの事業発展を通じて、日本経済の成長発展に貢献してきた。これら企業の『事業承継』という問題は、単に個人の私的欲望の充足や、私的財産の

---

<sup>1)</sup> 小池正明〔2009b〕292頁。

蓄積手段ということではなく、社会経済的な存在価値を有する『企業』そのものの継続性にかかわる問題である<sup>2)</sup>ということである。当時の相続税の課税に際しては、企業の事業承継に伴う事業用財産の評価に当たっても、一般の個人の財産と同様、画一的に個別財産の清算価値としての評価が強制されるなど不合理な点を有していた。すなわち、当時の相続税の課税理念のなかには、「財産承継」という考え方はあるが、「事業承継」もしくは「企業承継」という概念は配慮されておらず、事態の変化と進展に不対応であるという問題が生じていた。このため、昭和40年(1965年)代の後半頃から「事業」ないし「企業」というものを相続税制において、如何に考えるかという「新しい問題」すなわち非上場株式の評価問題と事業用土地の評価問題が発生した。これらの問題点が発生したことから、相続人のための事業承継税制を制定し中小企業を保護しようとする意見があり、その後の税制に影響を与えた。これが、中小企業事業承継税制問題であり、現行の相続・贈与税制改革へと発展していったのである<sup>3)</sup>。

事業承継税制の定義については確定的なものではなく、一般に、事業承継税制とは、中小企業の経営者が死亡した場合、後継者の相続税負担によって事業承継に支障が出ないように課税を軽減する仕組みである、とされている<sup>4)</sup>。

事業承継税制が税制問題として提起されたのは、戦後にできた中小企業、特に企業の所有者である「オーナー型企业」の創業経営者が高年齢化し、世代交代期を迎え企業経営の継続維持と事業後継者の円滑な事業承継を図るためであった。つまり、現行の相続税と贈与制度を見直し、その改善・改革を求める声が強まったことが背景にあった<sup>5)</sup>。それを受けて、昭和56年(1981年)3月に中小企業庁の「中小企業承継税制問題研究会」<sup>6)</sup>が「中小企業の事業承継を保護するために、税制(主として相続税・贈与税)がいかにあるべきか」について報告書をまとめた<sup>7)</sup>。

その報告書によると、「相続税の理念は、自然人の生存中に形成された私的財産に対し、死亡時に清算し、社会に還元するという自然人の相続財産に対する課税の理念としては、

---

<sup>2)</sup> 富岡幸雄〔1981〕2頁。

<sup>3)</sup> 同上、2-3頁。

<sup>4)</sup> 田中治〔2010〕86頁。

<sup>5)</sup> 富岡幸雄〔1983〕26頁。

<sup>6)</sup> 富岡幸雄中央大学教授を座長に、同研究会は、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、中小企業事業団、商工組合中央金庫、東京商工会議所、大阪商工会議所、全国法人会総連合、全国青色申告会総連合など関係団体の代表、各新聞社の代表、学界から金子宏東京大学法学部教授が加わり、これに通産省・中小企業庁の当局者など40名による委員で構成された(富岡幸雄〔2001〕26頁)。

<sup>7)</sup> 同上、18頁。

それなりに妥当性を有するものと考えられる。ゴーイング・コンサーンといわれるごとく永続性をもって事業経営を行わなければならない個人企業の事業用財産に対する課税理念としては、きわめて妥当性を欠くものといえよう。すなわち、『財産の清算による富の再配分』は、個人企業にとっては事業用財産の処分（清算）そのものに連なり、事業の継続をきわめて困難とするからである。特に、個人の私的生活用財産が流動性をもち比較的処分可能であるのに比し、事業用財産は、本来的に処分（分割）不能の拘束性財産であり、その処分は直ちに事業の縮小、廃止をもたらすこととなる。このように、現行相続税の課税理念は、自然人に対する理念としては妥当性があるものの、継続性を持った企業の事業用財産に対しては著しく合理性を欠いたものとなっている<sup>8)</sup>と提言されている。

また、株式については、「株式についても証券市場に上場されているため株式価値が市場を通じて社会的、客観的に決められ、また流通性を有するため株式の換金も容易なものとなっている。他方、中小企業、特に同族会社の場合は、大企業法人に比べてその実体はかなり異なったものとなっている。すなわち、同族的色彩が強い中小の法人企業の場合は、資本と経営が未分離であるため、経営後継者となるべき者に対して課せられる相続税の負担が、場合によっては企業の継続に重大な支障を及ぼしている。また、株式が上場されておらず、したがって株式の流通性はなく、換価性もきわめて乏しいことが、評価に当たっても、納税に当たっても大きな問題となっている。特に、小企業の株式が、もともと市場性のないこと等を理由として、その評価が企業の清算を前提とした評価方式（純資産価額方式）となっていたため、土地の高騰等を反映し評価額が異常に高くなり、税負担が重くなっている。このように、中小企業の場合は大企業に比べて、企業経営の実態は異なり、相続税の課税が不合理なものとなっており、税制面でこうした不合理な面の是正を図ることが強く求められているわけである<sup>9)</sup>と提言されている。

この「報告書」の提言内容を整理すると、法人企業に関する事業承継税制への提案、個人企業に関する事業承継税制への提案、土地の評価上の斟酌制度の整備の提案<sup>10)</sup>、その他相続制度の共通的事項の改善の提案であった。その後、各方面から、この「研究会」の「報告書」の考え方に対する具体化を望む要求がなされるとともに、新聞報道でも

<sup>8)</sup> 中小企業庁〔1981〕第2章。

<sup>9)</sup> 同上、第3章。

<sup>10)</sup> 居住用または事業用土地の評価の改善である。相続財産の67%は土地のため、地価の高騰に伴い、相続税の負担が大きくなっている点も改善が必要としていた。当時の税制では、相続面積200㎡までは20%の評価減額が認められていたが、報告は適用面積の拡大、評価減額率の引上げが必要だとしていた（同上、第3章）。

報じられた<sup>11)</sup>。

このような事業承継税制への統一的な問題提起を受け、通産省・中小企業庁は、昭和 57 年度(1982 年)の税制改正要求として「中小企業の事業承継の円滑化に資する税制の創設」を掲げ、非上場株式の評価方式の改善、個人の事業用または居住用土地の評価の改善を提案するに至った<sup>12)</sup>。

昭和 57 年(1982 年)12 月 23 日(政府・自民)両税制調査会は、昭和 58 年税制改正についての答申と大綱を決め、自民党は、「自由民主党・昭和 58 年度税制改正大綱」として発表した。中小企業の事業承継の円滑化のための 58 年度税制改正〔概要〕の主な項目としては、同族会社の株式評価方法の改善<sup>13)</sup>、個人事業者の事業用土地の評価減額率を引き上げる<sup>14)</sup>、という内容であった。

以上から、事業承継税制問題発生の背景には、中小企業者の高齢化と世代交代期の到来、相続資産の約 7 割を占める土地価額の高騰等による税負担の増大があった<sup>15)</sup>。すなわち、個人企業の場合、被相続人の遺産である事業用資産(事業用土地を含む)を相続人が相続し、その相続税の負担ゆえに事業承継が困難となっていた。また、中小法人企業の場合、被相続人であるオーナーの持株(出資分)を相続人が相続し、その相続税の負担ゆえに事業承継が困難となっていた。土地価額は個々の企業の事業活動の成長発展と無関係に高騰しておりこれがそのまま相続税負担の増大につながっていたからである<sup>16)</sup>。さらに、

中小企業の事業承継に関しても、農地並みの生前贈与制度を設けて欲しいとの要望があった。これは、非上場株式も、農業を継続しようとした場合の農地と同じく、まさに生存権的財産であるという考え方によるものであった<sup>17)</sup>。

---

11) 研究会の報告書が、全国誌に一齐に報道された。毎日新聞では、今回の報告は、個人事業について、後継者が早めに事業を受け継いだ方が経営ノウハウ、信用力などがスムーズに引き継がれるとして「生前贈与制度」を提唱している、さらに、相続税の負担を大きくしている土地の改善が必要である、すなわち、減額のための適用面積の拡大や評価減額の引上げが必要だとしている。中小同族法人企業については、相続される株式の評価方式がかなり厳しい評価方式で評価されていたため、会社の収益力を重視する「収益還元方式」を提唱している、というものであった(毎日新聞昭和 56 年 4 月 2 日)。また、同じく、「讀賣新聞」でも、後継者の経営意欲を高める一方、地価高騰に伴う税負担の増大を防ぐためには、生前贈与制度の創設、株式評価方式の合理化、相続税の前納制度創設などを図る必要があるということ、などであった(讀賣新聞昭和 56 年 4 月 2 日)。

12) 中小企業庁・前掲注 8、第 3 章。

13) 税制調査会〔1984〕288 頁参照、具体的には第 8 章第 1 節昭和 58 年改正で後述。

14) 同上、288 頁参照、小規模宅地等の課税価格の計算の特例についてであるが、これについては第 5 章第 1 節 2 で後述。

15) 富岡・前掲注 5、38 頁。

16) 公示地価の対前年は、52 年～54 年の 3 年間に 24.8%増(3 大都市圏)と消費者物価を上回る上昇率であった(国土庁統計、総理府統計)参照。

17) 川越憲次・大野正道〔編著〕〔1989〕103 頁。



## 2. 平成 21 年改正による新事業承継税制導入の背景

既述したように、昭和 58 年（1983 年）に創設された「中小企業の事業承継税制」は、今日の事業承継税制に影響を与えてきた。その結果、個人企業に対する税制措置<sup>18)</sup>は設けられたものの、法人企業に関しては、専ら、評価通達における非上場株式評価の改正で措置されてきた<sup>19)</sup>。

平成 13 年（2001 年）には、中小企業庁内に事業承継・第二創業研究会が設けられ、法人企業の事業承継の円滑化についての法的措置として、特定同族会社株式の課税特例<sup>20)</sup>が実現し、今回の新事業承継税制の先駆となるものであった<sup>21)</sup>。

こうした中で、平成 19 年（2007 年）11 月の税制調査会は、事業承継税制について、「中小企業の事業承継においては、事業の将来性に対する不安や後継者不足などの問題が生じているが、これに関連して、相続税負担についても、雇用確保や経済活力の維持の観点から一層の配慮が必要であるとの意見がある。他方、事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続（世襲）による事業承継を支援することの必要性の観点から、十分な吟味が必要であるとの指摘もある。また、同族株式を遺産として残す者は、平均的にみれば、相続税の課税対象者の中でも富裕層に属していることにも留意する必要がある。加えて、事業承継における相続税負担の影響等に関する実態の分析も必要である。こうした点を踏まえれば、事業承継税制については、課税の公平性の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある」<sup>22)</sup>と答申した。

しかし、平成 16 年（2004 年）以降、景気の回復が続いている中でも、中小企業の廃業率が開業率を上回り<sup>23)</sup>、中小企業の承継問題が深刻化してきた。その廃業の原因については、相続税のほかに後継者問題、遺留問題、金融問題および経営問題が影響していた<sup>24)</sup>。

そこで、上記の問題に対応するため、平成 20 年（2008 年）5 月 9 日に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（平成 20 年法律第 33 号、以下「円滑化法」とい

---

18) 主な措置としては、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措法 69 の 4）が挙げられる。

19) 主な改正内容としては、第 8 章の非上場株式評価の変遷（昭和 58 年改正）参照。

20) この特例（旧措法 69 の 5）は、特定同族会社株式等の課税価格を減額（10%）するものであるが、小規模宅地の課税特例（措法 69 の 4）と選択性が採用されていて、かつ、同特例よりも減税規模が小さいため、その政策効果は乏しいものとなっていた（品川芳宣〔2008a〕43 頁）。

21) 同上、38 頁。

22) 税制調査会〔2007〕27 頁。

23) 廃業率について、2004 年 3 月 7.0%、2005 年 7.4%、2006 年 7.3%、開業率は、2004 年 3 月 4.7%、2005 年 4.8%、2006 年 4.6%と事業所数の減少傾向は続いた（資料：エヌ・ティ・ティ情報開発㈱「タウンページベース」により特別集計、中小企業庁〔2007〕25 頁参照）。

24) 同上、85 頁。

う)が成立した<sup>25)</sup>。同法の施行を受けて、事業承継時の金融支援措置が動き始めるとともに、翌21年3月には、民法における「遺留分の特例」が盛り込まれた民法特例法も施行された<sup>26)</sup>。

円滑化法は、遺留分に関する民法の特例<sup>27)</sup>、金融支援等<sup>28)</sup>、新事業承継税制の3つの区分により構成されている。また、この円滑化法は、中小企業等の事業継続要件<sup>29)</sup>は経済産業省が判断し、これに基づき税制は税務署が措置する。さらに、事業承継後は政府関係金融機関等が支援するといった行政・金融が分業として関わり、これらが融合して機能しているところに意義を見出すことができるだろう<sup>30)</sup>。

これらの流れに併せて、平成21年(2009年)の通常国会に税法の一部改正案が提出され、円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた中小企業の株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設され(措法70の7)、21年4月に施行された。その趣旨として、税制調査会は、平成19年(2007年)12月13日において、「わが国経済の基盤となるべき中小企業の事業承継は、雇用の確保や地域経済活力の維持の観点から極めて重要であり、相続時の遺産分割や資金需要、税負担の問題等の様々な課題に対応するため、総合的な支援策が必要である。その一環として税制面では、相続税の特例措置の大幅な拡充が急務となっている。また、遺留分の問題を解決するための民法特例である中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律の制定を踏まえ、平成21年度の税制改正において、事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設する」と答申し、中小企業の事業承継税制に非上場株式等についての納税猶予制度の導入を提案していた。

これを、実現するために、税制調査会は、「平成21年度税制改正においては、相続税制における喫緊の課題に対応するため、中小企業の事業承継の円滑化に通じた雇用の確保や

<sup>25)</sup> 同年5月13日公布、平成20年10月1日施行された。

<sup>26)</sup> 民法特例については、平成21年3月1日に施行された。

<sup>27)</sup> 遺留分に関する民法の特例は、先代経営者の生存中に後継者を定め、後継者に経営支配力としての株式を承継するために推定相続人の合意に基づき株式の分散を防止するために、除外合意(円滑化法4)および固定合意(円滑化法4二)を行い、スムーズに後継者に経営権を委譲させるために創設された(円滑化法1後段)。それは、家庭裁判所の許可を得てその効力が生じる(円滑化法8)。

<sup>28)</sup> 事業承継後の信用低下等により事業継続に支障が生じた場合には、政府関係金融機関等が経済産業省の認定の下に融資または保証ならびに助成を行い、事業承継を支援する(右山研究グループ〔2009〕86頁参照)。これらの特例を受けるためには、経済産業大臣の認定を受ける必要がある(円滑化法12~14)。

<sup>29)</sup> 新事業承継税制は、相続税と贈与税のいずれについても、申告期限の翌日から5年間を「経営承継期間」(贈与税の場合は「経営贈与承継期間」とし、その期間中は、事業継続要件が求められている。この事業継続要件を満たさなかった場合には、納税猶予の全部確定となり、猶予税額的全額を利子税とともに納付することとなる(措法70の7の2、同70の7の2六)。

<sup>30)</sup> 右山研究グループ・前掲注28、86頁。

地域経済活力の維持を図る観点から新たな事業承継税制を導入する。その際、株式等の生前贈与による事業承継を促進する観点から、贈与税の納税猶予制度をあわせて創設する<sup>31)</sup>と答申した。

この答申に基づいて、非上場株式等についての相続税および贈与税に係る納税猶予制度（以下「新事業承継税制」という）が導入されることとなった。新事業承継税制は、中小企業の事業承継助成のために策定された円滑化法に伴い、相続税等の減免措置として設けられた。すなわち、この制度は、中小企業が、事業承継について、計画的な取組みを行い、経済産業大臣から認定<sup>32)</sup>を受けることで、税制面の支援をするものである。この制度を活用することにより、非上場株式等を相続、遺贈または贈与により取得した場合には、納付すべき相続税や贈与税のうち、取得した株式に係る一定の納税が猶予される。従来の事業承継税制には、税額負担を軽減するという効果はあっても、事業自体を助成するという措置はなかった<sup>33)</sup>。このことは、近年いかに事業承継問題が重要であるか、ということがいえよう。

## 第 2 節 事業承継税制と相続税の関係

### 1 . 相続税の課税根拠

相続税は、人の死亡によって、その相続や遺贈により取得した財産に対する課税であり<sup>34)</sup>、相続税法の規定により納税義務者となったものは相続税を納める義務がある(相法1の3)。わが国の相続税は、明治 38 年(1905 年)、日露戦争の最中、戦費調達の入源の一つ

<sup>31)</sup> 税制調査会、平成 20(2008)年 12 月 12 日。

<sup>32)</sup> 贈与税と相続税の納税猶予制度において、適用対象となる認定贈与承継会社または認定承継会社は、経済産業大臣の認定を受けた会社をいう。この場合の経済産業大臣の認定は、円滑化法第 12 条第 1 項のうち同項第 1 号(会社である中小企業者)に係るものに限った認定をいう。また、認定事由は、円滑化法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号において相続に係る事由をいう(措法 70 の 7 四、70 の 7 の 2 四)。

<sup>33)</sup> 「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」(旧措法 69 の 5)は、平成 14 年度改正において、土地に関連のない中小企業の株式等についての事業承継に関連する議論の結果、相続税においては、土地以外の事業用資産として、一定規模以下の会社の資産について事業の承継の観点から軽減措置を講ずるため、一定の非上場株式について軽減措置を導入することとされた。なお、この軽減措置は、小規模宅地等の課税の特例との選択により適用された。この特例の概要は、一定の要件を満たす相続人等が、相続または遺贈により取得した一定の要件を満たす特定同族会社株式等に該当するもので、この特例の適用を受けるものとして選択したものについて、相続開始のときから相続税の申告書の提出期限まで引き続きその選択した特定同族会社株式等のすべてを有している場合は、相続税の課税価格に算入すべき価額は、通常の方法により評価した価額に 100 分の 90 を乗じて計算した金額とする(武田昌輔〔1981a〕4069 の 301)。

<sup>34)</sup> 金子宏〔2013〕534 頁。

として創設された<sup>35)</sup>。明治末期から大正初年にかけて家族制度維持の立場から相続税の廃止論が唱えられたが、軽減されたのみで廃止はされなかった<sup>36)</sup>。

明治 38 年から戦後の昭和 23 年（1948 年）の改正民法にいたる時期を相続税の第 1 期とすると、その間、明治 43 年（1910 年）および大正 3 年（1914 年）に税率の引下げが行われた以外は、昭和期の戦時に入り昭和 15 年（1940 年）以降、毎年税率引上げがなされた。しかし、財政需要に応じた税収確保は望めなかった。このように、戦前の相続税は、国庫の必要に応じて導入され、維持されてきたところに課税根拠を見出すことができるのである<sup>37)</sup>。

昭和 24 年（1949 年）の「シャウプ使節団日本税制報告書」（2 巻 143 頁）は、「相続税の主たる目的の一つは、根本において、不当な富の集中蓄積を阻止し、合わせて国庫に寄与せしめるにある」（傍線 - 筆者）と、富の集中抑制効果を強調していた。この時、相続税は、昭和 25 年（1950 年）のシャウプ勧告税制において大きな転換を迎え、相続税を「富の分配の促進」と「国庫への寄与」という角度から基礎づけた。このように、相続税は、相続税の「民主化」を財閥という富の集中形態を念頭におきつつ、富の集中を抑制しようとしたものである<sup>38)</sup>。また、シャウプ勧告は、相続税の申告数の減少、税務行政の効率化を図りつつ、中小財産階層への適用税率を急激に引上げ、税収確保という課税目的を追求した<sup>39)</sup>。

さらに、昭和 32 年（1957 年）の「相続税制度改正に関する税制特別調査会答申」では、「相続税課税の本質にかえりみて個人生活の経済的基盤をある程度強化することとし、そのため課税最低限を大幅に上げるとともに中小財産階層の負担を軽減することが適当で

---

<sup>35)</sup> 日露戦争は、戦費の大部分は国債によって賄われ、その割合は約 82.5%に及んだ。しかし、国債だけでは戦費を賄えないので、これに合わせて増税が行われた。非常事態に際して、浮かび上がったのが相続税の創設であった。相続税法は、明治 38 年（1905 年）1 月 1 日法律第 10 号をもって公布され、同年 4 月 1 日から施行された（大村巍〔1975〕125 頁、157 頁）。

<sup>36)</sup> 家督相続に対する相続税廃止論者の代表的なものとして、大正 3 年（1914 年）の相続税改正に際して、花井卓蔵氏が衆議院の特別委員会で述べた意見があげられる。同氏は、「日本の民法は家族主義により編みだてられており、日本の如き祖先崇拜の国において、家督相続に税を課することは、租税は国風までも犠牲にしてよるしいという考えであろうか。しかしながら、戦時においてはやむを得ることであるからして、一種の国民が義勇奉公のために、寄付の観念をもって、- 強行寄附の観念をもって - 税なる名に甘んじて認めたのである。この改正案が現れるに当たり、これを減税にあらずして、常々廃税という事柄が至当と思うのである。祖先崇拜の日本帝国の国風は、税のためには犠牲にならなければならないという御観念であるのであるか」と政府委員に迫った。このことに対する議論が行われた結果、中産階級、特に農家の相続税課税の実態等を考慮して、家督相続に対する税率を半減するという思い切った減税を行った。これが相続税 70 年の歴史の中で、その存廃に関する最大の危機であった（同上、137 - 138 頁）。

<sup>37)</sup> 佐藤進〔1993〕5 頁。

<sup>38)</sup> 神野直彦〔1984〕30 頁。

<sup>39)</sup> 同上、46 頁。

ある・・・反面、ある程度以上の財産階層については、富の集中を抑制するという見地を十分にとり入れてその負担を定めることが適当である」(3頁)として、相続税の不当な富の集中蓄積阻止の目的が示されていた。

その後、昭和41年(1966年)の税制調査会「長期税制のあり方についての中間答申」(16-17頁、28頁)においては、相続税と贈与税について、富の再分配機能を重視すべきことが謳われていた<sup>40)</sup>。

平成12年度(2000年)の税制調査会答申「わが国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択」は、「相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得(無償の財産取得)に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。」<sup>41)</sup>と述べている。すなわち、相続税の根拠としては、遺産の取得による担税力、富の再分配、被相続人の生前所得の清算課税、資産の引継ぎの社会化などが挙げられている<sup>42)</sup>。

以上、述べてきたように、わが国の相続税は、明治38年(1905年)の相続税創設時には、日露戦争の戦費調達为目的であり、「偶然所得の発生」に担税力を見出し課税していた。その後、第二次大戦後の占領下においては、「財閥解体」という占領政策から「富の集中排除」が意義を持つようになった。しかし、占領からの解放後、「富の集中抑制」、換言すれば、富の社会への還元である「富の再分配」という意義と、被相続人の生涯における税の

<sup>40)</sup> 相続税の歴史的変遷については、大村・注35・111-159頁、佐藤・前掲注37・5-6頁、神野・前掲注38・26-65頁を参照した。

<sup>41)</sup> 税制調査会〔2000〕290頁。

<sup>42)</sup> 渋谷雅弘〔2008〕23頁。

清算というもう一つの意義をもつこととなった。21世紀に向け、相続税は、その税制が財産の分配を促し、経済を活性化させることで、経済政策的な機能を要求されるようになったといえよう。

## 2．相続税の現状

### (1) 相続税の課税実態

わが国の相続税は、【図表4-1】に示したように、昭和63年(1988年)12月の抜本改革以降、平成15年度(2003年)改正に至るまで、課税最低限の引上げと累進税率の緩和が行われてきた。このため、死亡者のうちに占める被相続人の課税割合<sup>43)</sup>については、昭和62年(1987年)に7.9%であったものが、平成22年(2010年)には4.2%まで低下している。また、相続税の課税対象となっている場合の負担率<sup>44)</sup>も昭和62年には17.4%だったものが、平成22年には11.2%まで低下している。このように、【図表4-1】からも、相続税の課税最低限が引き上げられてきたことがわかる。

このような改正は、昭和61年(1986年)12月から平成3年(1991年)2月頃までのバブル景気による地価高騰に伴う急激な税負担の増加を避けるために、相続税の減税が行われたことが背景にあった。しかし、1992年以降のバブル崩壊による地価の大幅な低下に伴い、相続税の適正な負担水準の見直しが必要であろうとの意見がある<sup>45)</sup>。

このような中、平成25年(2013年)1月29日に閣議決定された「平成25年度税制改正大綱」において、基礎控除を縮小し、課税対象を広げる方向で相続税に関する増税措置が打ち出され平成27年から実施される<sup>46)</sup>。平成25年4月の消費増税に伴い、格差是正のために富裕層への増税が必要とのことであろう。

43) 課税割合とは、死亡者のうちに占める課税被相続人の割合をいう。昭和62年 死亡者数751千人 被相続人(課税分)59千人 / =7.9%、平成3年 830千人 57千人、平成5年 879千人 53千人、平成14年 982千人 44千人、平成22年 1,197千人 50千人(財務省:相続税の課税状況の推移参照:<http://www.mpf.go.jp/>平成26年1月18日)。

44) 負担率とは、相続税の課税価格のうち占める相続税額の課税対象額をいう。平成62年 課税価格82,509億円 相続税額14,343億円 / =17.4%、平成3年 178,417億円 39,651億円、平成5年 167,545億円 27,768億円、平成14年 106,397億円 12,863億円、平成22年 104,630億円 11,753億円(同上)。

45) 橋本恭之・鈴木善充〔2012〕261-262頁。

46) 平成25年法律第5号税制改正が平成25年3月29日に成立。平成25年税制改正大綱で示された相続税制の改正は基礎控除の引下げによる相続税増税と事業承継税制の機能不全の回復による相続税の軽減という二つの異なるベクトルで構成されているといえる(首藤重幸〔2013〕42頁参照)。

【図表 4 - 1】相続税改正の推移

区 分	昭和 63 年 12 月改正前	昭和 63 年 12 月改正（昭和 63 年 1 月 1 日以降適用）	平成 4 年度改正（平成 4 年 1 月 1 日以降適用）	平成 6 年度改正（平成 6 年 1 月 1 日以降適用）	平成 15 年度改正（現行）（平成 15 年 1 月 1 日以降適用）
税率構造	14 段階 5 億円超（最高税率 75%）	13 段階 5 億円超（最高税率 70%）	13 段階 10 億円超（最高税率 70%）	9 段階 20 億円超（最高税率 70%）	6 段階 3 億円超（最高税率 50%）
基礎控除等	2,000 万円 + 400 万円 × 法定相続人数	4,000 万円 + 800 万円 × 法定相続人数	4,800 万円 + 950 万円 × 法定相続人数	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数	同左 〔相続時精算課税制度の創設〕
年 分	昭和 62 年	平成 3 年	平成 5 年	平成 14 年	平成 22 年
課税割合	7.9%	6.8%	6.0%	4.5%	4.2%
負担割合	17.4%	22.2%	16.6%	12.1%	11.2%

（出所）財務省、<http://www.mof.go.jp/>より引用。

相続税の税収は、欧米主要国を含め、租税収入に占める割合は共通して低いことが分かる（第 3 章【図表 3 - 1】参照）。それにも拘わらず、相続税が廃止された国を含め、相続税に関する議論は活発であり、多様な租税をめぐる議論の中でも重要な位置を占めている。各国の相続税の現状は、大きな流れとして、相続税の負担を軽減・廃止していこうとする共通した傾向がある。この各国の相続税の傾向の中心的根拠にあるものが、「営業用財産に対する相続税（生前贈与による贈与税を含む）」の負担軽減ということである<sup>47)</sup>。

わが国の相続税改革の考え方は、欧米主要国の動向に同調したものではなく、平成 12 年度の税制調査会答申で示されているように、相続税負担をより広い範囲の相続人に求めようとするものである。相続税制の差異は、各国の政治社会的事情や経済的事情、特に民法の差異によるところが大きく異なって当然だと思われるが、事業承継税制に至っては、世界の動向を無視することはできないと考える。

相続税は、「富の集中の抑制」すなわち「課税の公平」という課税の根拠を有する租税である。しかし、一方で、憲法第 29 条では、「財産権は、これを侵してはならない」とされており、人々の生存のために不可欠な一定の生存権的財産は担税力が弱いのであるから、非課税または軽課税が要請されているのである。事業承継時の相続税の場合、これまで、

<sup>47)</sup> 首藤重幸〔2005〕6 - 7 頁。

地方の雇用を支え、技術確保、革新を遂げてきた中小企業の承継者は、相続が発生したからといって、被相続人の生前所得における個人所得課税負担を清算するものでもなく、単なる被相続人の事業を継続するために事業用財産を承継するにすぎない。そもそも、事業承継税制は、「租税特別措置法」により定められた租税特別措置であり、この特別措置とは、

特定の経済・社会政策目的を実現するためのものであり、課税の公平や中立を犠牲にする税負担の軽減であること（租税誘因措置）が実質的に定義付けされている<sup>48)</sup>。すなわち、事業承継税制は担税力がある納税者であるにもかかわらず、中小企業の持続的発展と雇用の確保の実現のために、納税者の経済活動を一定の方向に誘導することを目的として、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置として設けられているのである<sup>49)</sup>。

上記の租税原則の観点から、租税特別措置等は常に見直され、その政策効果が限定的となっていることに留意しなければならない。さらに、経済社会が急速に変化し多様化する現況においては、個人・企業の自由な活動を通じて、効率的な資源配分が可能となる環境を整備することが重要である<sup>50)</sup>。

以上より、相続税の役割と中小企業の事業承継税制の役割は相反するものと考えられる。これまで税制を政策的に活用した結果、両税制が相続税制度の中で適用されている現状は、現行の相続税制度に歪みが生じているのではないだろうか。効率的な資源配分が妨げられているとすると、租税特別措置等の見直しを通じて税制を個人・企業の経済活動に対して中立的なものとするのが求められるだろう。それは、事業承継税制からみた相続税の問題点ともいえる。そこで、次にその問題点について、具体的事例の算式により検討する。

## （２）事業承継税制からみた相続税の問題点

わが国の課税方式は、「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」と呼ばれる折衷的方式が採用されている<sup>51)</sup>。この方式では、遺産取得税方式と異なり、相続人それぞれの課税が徹底されず、相続人の税負担が各相続人の相続財産だけでなく被相続人の遺産額にも影

<sup>48)</sup> 末永英男〔編著〕〔2012〕6頁。

<sup>49)</sup> 金子・前掲注34、85頁。

<sup>50)</sup> 税制調査会〔2002〕3頁。

<sup>51)</sup> 相続税の課税方式には、遺産税と遺産取得税の方式がある。遺産税方式とは人が死亡した場合にその遺産全体を対象として課税する制度であり、遺産取得税方式とは人が相続によって遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を対象として課税する制度である。わが国の課税方式は、法定相続分課税方式といって遺産取得税を基本としつつ、これに遺産税を取り入れた折衷方式が採られている。それは、遺産総額から相続人の数に応じた遺産に係る基礎控除額を控除して税額を計算し、その税額を実際の相続税に応じて配分するという方式である。すなわち、相続税の総額を計算するに当たって、実際の遺産分割に関わりなく、遺産総額および法定相続人の数とその法定相続分（民法第900条、第901条）という客観的基準によっている（金子宏・前掲注34、536頁）。



響を受け、さまざまな弊害を生み出している。なぜ、このようなことになるのか。それは、法定相続分課税方式では、まず、はじめに共同相続人が全体として負担すべき相続税額の総額を計算し、これを相続人全員の各課税価格に応じて按分する仕組みになっているからである。

平成 21 年度の税制改正に関する答申において、「現行の課税方式については、同じ額の財産を取得しても税額が異なる可能性がある（財産取得者の水平的公平が損なわれる）こと、一人の相続人等の申告漏れにより、他の共同相続人等にも追徴税額が発生すること、居住等の継続に配慮した現行の各種特例は、現行方式のもとでは、居住等を継続しない他の共同相続人等の税負担をも軽減する効果があるため、これらの特例の拡充は課税の公平面での不平等の増幅につながること」<sup>52)</sup>といった現行方式のあり方について、問題点が指摘されている。これは、法定相続分課税方式が純粋な遺産取得税方式でないことから生じる問題なのである。

たとえば、事業承継税制の優遇措置を適用した場合、現行の課税方式では、後継者に事業承継税制の優遇措置を講じると後継者以外にも相続人の相続税を軽減することとなり、事業承継税制の趣旨から逸脱してしまう<sup>53)</sup>。それは、事業承継税制の一環といわれている小規模宅地等の軽減特例（第 5 章にて後述）を被相続人の事業用土地に対して適用した場合、現行の相続税課税方式では、まず、軽減後の事業用土地評価額と他の相続財産の合計額によって相続税の総額が計算され、それを相続人の法定相続分により負担額が確定する。その結果、後継者以外にも相続税を軽減することになるからである。

そこで、まず、納税猶予税額とはどのように計算されるのか、また、非上場株式等の軽減割合が 80% というのは、小規模宅地等の減額割合 80% を踏まえて最大限の措置として設定されている（第 6 章にて後述）。それが、実際はどの程度の軽減割合になっているのか、具体的算式をもって、非上場株式等の納税猶予額税額の計算をしてみることにする。

相続税の場合、非上場株式の全部が納税猶予の対象であっても納付税額が生じる。納税猶予対象税額は、非上場株式等の 100% のみを相続するものとして計算した場合の通常の課税価格による経営承継相続人等の相続税額から非上場株式等の 20%（80% 軽減による為）のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人等の相続税額を控除した差額として計算する。この計算を【図表 4 - 2】の設例で説明すると以下のとおりとなる。

<sup>52)</sup> 税制調査会〔2008〕5 頁、この点については、三木義一〔1995〕1 頁、同〔2002〕29 頁等を参照。

<sup>53)</sup> 小池・前掲注 1、286 頁。

**【図表4-2】納税猶予税額および納付税額**

〔設例〕 相続財産の総額 3億円  
 相続人 子A（経営承継相続人）：子B  
 遺産分割 子A 1億5,000万円（うち1億円が納税猶予対象株式）  
 子B 1億5,000万円

単位：千円

		子A	子B	合計
納税猶予対象株式		100,000		100,000
その他の財産		50,000	150,000	200,000
課税価格		150,000	150,000	300,000
相続税の総額				58,000
相続税額		29,000	29,000	58,000
内訳	納付税額	14,880	29,000	43,880
	猶予税額	14,120		14,120

（出所）：小池（2009b）290頁

**【計算】**

通常の課税価格に基づいて相続人全員の算出相続税額を計算する。

- (1) 相続税の課税価格の合計額 300,000 千円
- (2) 相続税の総額の計算
- $$300,000 \text{ 千円} - (50,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} \times 2 \text{ 人}) = 230,000 \text{ 千円}$$
- $$\text{法定相続分} \quad 230,000 \text{ 千円} \times 1/2 = 115,000 \text{ 千円}$$
- $$\text{相続税の総額} \quad (115,000 \text{ 千円} \times 40\% - 17,000 \text{ 千円}) \times 2 \text{ 人} = 58,000 \text{ 千円}$$
- (3) 各相続人の算出相続税額
- $$\text{子A} \cdot \text{子B} \quad 58,000 \text{ 千円} \times 150,000 \text{ 千円} / 300,000 \text{ 千円} = 29,000 \text{ 千円}$$

経営承継相続人等の納税猶予対象額の計算

- 1 子Aの非上場株式等の100%を課税価格とし、子Bの150,000千円を課税価格とした場合の子Aの非上場株式等に係る相続税額を計算する。

- (1) 相続税の課税価格の合計額 100,000千円 + 150,000千円 = 250,000千円
- (2) 相続税の総額の計算
- $$250,000 \text{ 千円} - (50,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} \times 2 \text{ 人}) = 180,000 \text{ 千円}$$
- $$\text{法定相続分} \quad 180,000 \text{ 千円} \times 1/2 = 90,000 \text{ 千円}$$
- $$\text{相続税の総額} \quad (90,000 \text{ 千円} \times 30\% - 7,000 \text{ 千円}) \times 2 \text{ 人} = 40,000 \text{ 千円}$$
- (3) 非上場株式等の100%に対する相続税額
- $$\text{子A} \quad 40,000 \text{ 千円} \times 100,000 \text{ 千円} / 250,000 \text{ 千円} = 16,000 \text{ 千円}$$

- 2 子Aの非上場株式等の20%を課税価格とし、子Bの150,000千円を課税価格とした場合の子Aの非上場株式等に係る相続税額を計算する。

(1) 相続税の課税価格の合計額  $100,000 \text{ 千円} \times 20\% + 150,000 \text{ 千円} = 170,000 \text{ 千円}$

(2) 相続税の総額の計算

$170,000 \text{ 千円} - (50,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} \times 2 \text{ 人}) = 100,000 \text{ 千円}$

法定相続分  $100,000 \text{ 千円} \times 1 / 2 = 50,000 \text{ 千円}$

相続税の総額  $(50,000 \text{ 千円} \times 20\% - 2,000 \text{ 千円}) \times 2 \text{ 人} = 16,000 \text{ 千円}$

(3) 非上場株式等の 20%に対する相続税額

子 A  $16,000 \text{ 千円} \times 20,000 \text{ 千円} / 170,000 \text{ 千円} = 1,882,352 \text{ 円}$

### 3 納税猶予税額および納付税額

(1) 子 A の納税猶予税額および納付税額

納税猶予税額  $16,000 \text{ 千円} - 1,882,352 \text{ 円} = 14,117,600 \text{ 円}$       14,120 千円

納付税額  $29,000 \text{ 千円} - 14,117,600 \text{ 円} = 14,882,400 \text{ 円}$       14,880 千円

(2) 子 B の納付税額 29,000 千円

経営承継相続人である子 A の相続税額 (29,000 千円) のうち納税猶予になる税額は 14,120 千円であり相続税額の 50%にも満たない(【図表 4 - 2】参照)。「納税猶予対象株式の 80%相当額に対応する相続税額を猶予する」ということであれば、【図表 4 - 2】の設例では、納税猶予対象株式割合は 67%(1 億円 ÷ 1.5 億円)であるから、相続税額のうち 53%(67% × 80%)に相当する税額が納税猶予と思われる。実際には 49%(14,120 千円 ÷ 29,000 千円)の割合となる<sup>54)</sup>。また、その他の財産の中に小規模宅地等特例の事業用宅地等が含まれている場合、小規模宅地等特例は課税価格からの減額方式となるので、事業承継税制による税負担軽減の効果が本来対象となる子 A 以外の被事業承継者である子 B にも及んでしまうという弊害が生じてしまう。

次に、もう一つの事業承継税制からみた相続税の問題点について、下記設例計算を基に検討してみたい(【図表 4 - 3】参照)。「小規模宅地等の特例制度」が、個人事業者に対する事業承継税制であるとすれば、「非上場株式等に係る相続税納税猶予制度」との間での軽減額の開差が大きいといわれている。

**設 例**      相続財産の総額 3 億円

上記のうち小規模宅地等の相続税評価額 1 億円 (特定事業用宅地等 400 m<sup>2</sup>)

小規模宅地等の減額金額 8,000 万円 (1 億円 × 80%)

<sup>54)</sup> これは、株式のみを抜き出して税額計算をしていることと、納税猶予税額には超過累進税率の下積み部分が反映されているからである (同上、289 - 290 頁)。

遺産分割 子 A 1億 5,000 万円 (うち 1 億円が特定事業用宅地等)  
子 B 1億 5,000 万円

**【計 算】**

1 相続税の課税価格の合計額 300,000 千円 - 80,000 千円 = 220,000 千円

2 相続税の総額の計算

$220,000 \text{ 千円} - (50,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} \times 2 \text{ 人}) = 150,000 \text{ 千円}$

法定相続分  $150,000 \text{ 千円} \times 1 / 2 = 75,000 \text{ 千円}$

相続税の総額  $(75,000 \text{ 千円} \times 30\% - 7,000 \text{ 千円}) \times 2 \text{ 人} = 31,000 \text{ 千円}$

3 各相続人の算出相続税額

子 A :  $31,000 \text{ 千円} \times (15,000 \text{ 千円} - 8,000 \text{ 千円}) / 220,000 \text{ 千円} = 9,863,600 \text{ 円}$  9,860 千円

子 B :  $31,000 \text{ 千円} \times 15,000 \text{ 千円} / 220,000 \text{ 千円} = 2,113,600 \text{ 円}$  21,140 千円

**【図表4-3】 納税猶予制度および小規模宅地等の特例との比較**

		非上場株式の納税猶予	小規模宅地等の特例
事業承継者 (子A)	相続税額	29,000千円	9,860千円
	内訳	納付税額	9,860千円
		猶予税額	14,120千円
被事業承継者 (子B)	納付相続税額	29,000千円	21,140千円

(出所) : 小池 (2009 b) 292頁

このように、事業承継者 (子 A) が非上場株式の納税猶予を適用した場合の納付税額は 14,880 千円に対して、小規模宅地等の特例を適用した場合の納付税額は 9,860 千円になる。非事業承継者 (子 B) にいたっては、29,000 千円に比べ 21,140 千円となり、約 8,000 千円の税負担の軽減を受けることになるのである<sup>55)</sup>。

以上から、相続財産の価額も相続人数も同一でありながら負担総額が変わってくることは公平とは考えにくい。また、事業承継の支援・促進という趣旨からすれば、承継人だけが負担軽減を受ければよいはずであるが、他の相続人まで軽減を受けることになっている。これは、既述したように、そもそも問題の原因は相続税の課税方式の問題であるといえる。すなわち、遺産税方式で遺産総額を計算すると評価額の減額などの措置を講じることで遺産総額が影響を受ける。その結果、相続税の総額が減少することになる。これを、相続割合に応じて分配することで、上記のような問題が生じてくるのである。このような現行の

<sup>55)</sup> 設例については、小池・前掲注 1、289 - 292 頁を参照した。

課税方式制度のもとでは税負担が全体として減少することとなる。これでは、事業承継人を考慮するという趣旨から逸脱し、承継人以外の相続人も税負担を軽減することになる。

さらに、小規模宅地等の特例措置が個人事業者に対する事業承継税制であるとするれば、非上場株式の納税猶予制度との間での軽減額の開差があまりにも大きいといわざるを得ない。経済産業省・中小企業庁は8月29日、「平成27年度税制改正に関する経済産業省要望」<sup>56)</sup>の中で、持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継の課題を踏まえ、その振興を図る観点から、個人と法人に対する課税のバランス等にも配慮しつつ幅広い観点から検討するとしている。事業を継続し雇用を維持することを支援するための事業承継税制であると考えれば、事業の承継人のみが税負担を軽減されるような統一的な制度が望ましいであろう。すなわち、事業を継続する承継人が相続税の負担を軽減されるべきだという考え方によれば、現行課税方式では、遺産分割前に相続税を軽減してしまうので、その結果、税額全体が減り、事業承継人以外にも税負担軽減の影響を受けることになり適切ではない。事業承継のための承継人への課税軽減措置という事業承継税制を考える場合には、遺産取得税方式の方が妥当であると考えられる。

---

<sup>56)</sup> 国税速報〔2014〕 6328、4頁。

## 第5章 小規模宅地等の事業承継税制

前章において、現行税制の課税方式では、小規模宅地等としての要件を満たせば大幅な減額が認められるが、課税価格の合計額に変動が生じると他の共同相続人にもその影響が及びかねないという問題点があることを記した。

中小企業の場合、事業承継税制の課税の軽減対象は、主に事業上の土地と非上場株式会社である。現在、相続財産の約5割が土地によって占められており<sup>1)</sup>、個人事業者にとって、相続時の事業用資産における税負担によっては、事業経営の継続に問題が生じかねない。これらの事業用資産は、相続税負担のために換価処分することは事実上困難であるため、税負担の適正、合理化が必要となるだろう。

そこで、本章では、本論文のテーマである非上場株式等の事業承継に入る前に、事業承継税制の軽減対象とされている「小規模宅地等の相続税の課税価格計算特例」について、現行税制に至る経緯を振り返りながら特例の概要とその課題について考察する。

### 第1節 小規模宅地等の相続税の課税価格計算の特例

#### 1. 特例の概要

個人が相続または遺贈（死因贈与を含む。以下同じ）により財産を取得した財産のうち、その相続の開始の直前において、被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」という）の事業（準事業を含む）の用または居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう）で、建物または構築物の敷地の用に供されているもので棚卸資産に該当しない宅地等（以下「特例対象宅地等」<sup>2)</sup>という）がある場合には、個人が取得した特例対象宅地等の適用を受けるものとして選択をしたものについて、限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」という）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、その小規模宅地等の相続税評価額から【図表5-1】に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる割合を乗じて計算した金額を減額する。この特例を「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（措法69の4）（以下

<sup>1)</sup> 国税庁による平成22年分の相続財産の構成比は、土地48.4%（前年49.7%）、現金・預貯金23.2%（前年22.3%）、有価証券12.1%（前年12.0%）の順となっている（相続財産に占める各資産、国税庁、<http://www.nta.go.jp/平成24年4月参照>）。

<sup>2)</sup> この特例の対象となる宅地等とは、特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等および貸付事業用宅地等のいずれかに該当する宅地等である。

「小規模宅地等の課税の特例」という)という。

なお、この「小規模宅地等の課税の特例」制度は、相続または遺贈により取得した宅地等のうち遺産分割により取得したものに限り適用があり、未分割遺産については適用がない(措法 69 条の 4 )。ただし、申告期限までに分割されていない宅地等が、申告期限後 3 年以内に遺産分割された場合、申告期限後 3 年以内に分割できないことについてやむをえない事情があり、所轄税務署長の承認を受けた場合で、分割できることとなった日として定められた一定の日から 4 カ月以内に分割されたとき、のいずれかに該当することとなったときは、特例を適用することができる(措法 69 の 4 ~ )。

中小企業の事業承継税制としては、同制度の適用範囲は、「特定事業用宅地等」および「特定同族会社事業用宅地等」が対象となる。

#### (1) 特定事業用宅地等

「特定事業用宅地等」とは、被相続人等の事業(不動産貸付業を除く)用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族が相続または遺贈により取得したものをいい、その場合には、その選択した特例対象宅地等の面積の合計額が 400 m<sup>2</sup>以下であるときは 80%の減額ができる(措法 69 の 4 、 一【図表 5 - 1】イ)。

その親族が、相続開始の時から申告書の提出期限(申告期限)までの間にその宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を所有し、かつ、その事業を営んでいること。

その親族が被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を所有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の事業の用に供していること。

#### (2) 特定同族会社事業用宅地等

「特定同族会社事業用宅地等」とは、相続開始の直前から相続税の申告期限まで、法人<sup>3)</sup>の事業の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件の全てを満たす被相続人の親族が相続または遺贈により取得した場合におけるその宅地等をいい、その場合には、その選択した特例対象宅地等の面積の合計額が 400 m<sup>2</sup>以下であるときは 80%の減額ができる(措法 69 の 4 三【図表 5 - 1】ロ)。

相続税の申告期限においてその法人の役員(法法 2 に規定する役員、ただし清算人

<sup>3)</sup> 被相続人およびその被相続人の親族その他その被相続人と特別の関係がある者が有する法人の発行済株式または出資の総数または総額の 10 分の 5 を超える数または金額の株式または出資を有する法人に限り、清算中の法人を除く(措法 69 の 4 三)

を除く)であること。

相続税の申告期限までにその宅地等を有していること。

【図表5-1】小規模宅地等の特例による減額割合等

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件		限度面積	減額割合	
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	イ	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%	
	貸付事業用の宅地等	□	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%	
			貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%	
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	ハ	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
			ニ	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の貸付事業用の宅地等	ホ	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%		
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		ヘ	特定居住用宅地等に該当する宅地等	240㎡	80%	

(注)1 この減額割合は、平成22年4月1日以後に相続の開始があった被相続人等に係る相続税について適用する。ただし、平成27年1月1日以後に開始する相続から特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積は330㎡(改正前は240㎡)までの部分に拡充される(新措法69の4二)。

(注)2 「貸付事業」とは、「不動産貸付業」、「駐車場業」、「自転車駐車場業」および事業と称するに至らない不動産の貸付その他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」をいう。

(注)3 「限度面積」については、「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」、「特定居住用宅地等」および「貸付事業用宅地等」のうち、いずれか2以上についてこの特例の適用を受けようとする場合は、次の算式を満たす面積がそれぞれ宅地等の限度面積になる。

$$A + (B \times 5 / 3) + (C \times 2) \leq 400 \text{ m}^2$$

A: 「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」の面積の合計(イ+ハ)

B: 「特定居住用宅地等」の面積の合計(ヘ)

C: 「貸付事業用宅地等」の面積の合計(ハ+ニ+ホ)

ただし、現行(居住用240㎡、事業用400㎡)は最大400㎡限定併用であったが、25年度改正により平成27年1月1日以後の相続・遺贈については、それぞれの限度面積(居住用330㎡、事業用400㎡)最大730㎡の完全併用に適用される(新措法69の4四)。

(注)4 郵便局の敷地の用に供されている宅地等は特定事業用宅地等となる<sup>4)</sup>。

(出所): 財務省、<http://www.mof.go.jp/>、2014年7月29日。

## 2. 小規模宅地等の相続税の課税価格計算特例の経緯

### (1) 特例措置の新設

本特例は、昭和50年(1975年)6月20日付直資5-17「事業又は居住の用に供されて

<sup>4)</sup> 郵政民営化法第180条第1項の要件をすべて満たす一定の土地または土地の上に存する権利については、特定事業用宅地等とみなされる。



いた宅地の評価について」の個別通達で取り扱われていた<sup>5)</sup>。個別通達の趣旨は、「被相続人の事業の用または居住の用に供されていた宅地のうち面積200㎡までの部分のいわゆる小規模宅地については、それが相続人等の生活の基盤の維持のために必要不可欠のものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であるところから、最小限度、相続税の財産評価の上で保護されるべきものである<sup>6)</sup>とされていた(傍線 - 筆者)。

この場合の「制約」とは、被相続人の事業または居住の用に供されていた宅地のうち必要最小限の部分は、憲法25条の「生存権」「最低限度の生活を保障する国の債務」規定により、人間としての最低限度は保証できるという生存権保障の観点からの配慮が求められているのである<sup>7)</sup>。

昭和57年(1982年)12月23日の「昭和58年度の税制改正に関する答申」において、「株式評価について改善合理化を図ることとの関連で、個人が事業の用又は居住の用に供する小規模宅地についても所要の措置を講ずるのが適当である」とされたことから、昭和58年に「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」(昭和58年3月法律第11号)として法定化された(旧措法70条)。いわば、事業承継税制の先駆的なものである。昭和58年の税制改正は第8章で述べているように、「中小企業の事業承継税制」が創設されたことに鑑み、中小企業の事業承継といった観点から改正が行われたのである。

58年当時の立法担当者は、「最近における地価の動向にも鑑み、個人事業者等の事業の用又は居住の用に供する小規模宅地の処分についての制約面に一層配慮し、特に事業用土地については、事業が雇用の場であるとともに取引先等と密接に関連している等事業主以外の多くの者の社会的基盤として居住用土地にはない制約を受ける面があること等に顧み、従来の通達による取扱いを発展的に吸収して相続税の課税上特別の配慮を加えることとし、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例として法定化することとされました<sup>8)</sup>(傍線 - 筆者)と説明されていた。

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え(第2章第1節参照)

<sup>5)</sup> 「小規模宅地等の相続税の課税価格計算特例」の創設に伴い、昭和58年3月31日付直評4、直資2-95により廃止された。

<sup>6)</sup> 財務省〔1983〕177頁。

<sup>7)</sup> 北野弘久〔2004〕383-385頁。

<sup>8)</sup> 財務省・前掲注6、177頁。また、「発展的に吸収して」ということは、「事業又は居住の用に供されていた宅地の評価について」は、従来、個別通達により、通常の方法によって評価した価額の80%相当額によって評価することに取り扱われてきた(昭和50年6月20日付直資5-17)。この通達は、廃止され(前掲注5記載)、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」として法定化された。このとき、従来の通達を吸収するとともに、さらに、「事業の用」のなかには、「事業に準ずるもの用」を含むものとして発展していった(武田昌輔〔1981a〕4047の2参照)。

所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。また、法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。個人企業にとって、事業用財産は、本来処分（分割）不能の拘束性財産であり、その処分は直ちに事業の縮小、廃止をもたらすことになる<sup>9)</sup>。よって、上記のような制約のある財産について通常取引価格を基とする評価額をそのまま適用することは、必ずしも実情に合致しないので、これについて評価上、所要の斟酌を加えることとしたものである<sup>10)</sup>。

したがって、被相続人等が、事業の用または居住の用に供していた宅地等のうち 200 m<sup>2</sup> までの部分については、通常の方法により評価した宅地等の価額に一定の割合（40%又は30%）を減額した金額を課税価格の金額に算入することとされた（旧措法 70）。その結果、通常の相続税評価額よりも縮減されたのである。

## （２）小規模宅地等課税の特例の拡充状況

この特例措置は、地価高騰の動きと連動する形で常時見直され、適用対象面積の拡大とともに、評価減の割合（減額率）も、しだいに引き上げられてきた。この変化の状況を表示すると【図表 5 - 2】のようになる。

昭和 58 年（1983 年）の特例では、宅地の一部が事業用、一部が居住用という場合の事業用部分は 40%の減額割合であるが、居住用部分の減額割合は 30%であった（旧措法 70）。

昭和 63 年度（1988 年）の改正（昭和 63 年 12 月法律第 109 号）より、減額割合は、事業用宅地については 40%から 60%へ、居住用宅地については 30%から 50%にそれぞれ引き上げられ、昭和 63 年 1 月 1 日より適用された（旧措法 69 の 3）。

平成 4 年度（1992 年）の改正（平成 4 年 3 月法律第 14 号）では、減額割合は、事業用宅地については 60%から 70%へ、居住用宅地については 50%から 60%へそれぞれ引き上げられ、平成 4 年 1 月 1 日以後より適用されることになった（旧措法 69 の 3）。

平成 6 年度（1994 年）の改正（平成 6 年 3 月法律第 22 号）では、減額割合は、事業用宅地等および居住用宅地等を区別せず小規模宅地等として各々最高 80%に引き上げられた。それにより、事業と称するに至らない不動産の貸付の用に供されていた宅地等について、特例の適用が認められた（旧措法 69 の 3）。

<sup>9)</sup> 北野・前掲注 7、383 - 385 頁。

<sup>10)</sup> 武田・前掲注 8、4047 の 2 頁。

【図表 5 - 2】小規模宅地等の課税特例の推移

区 分		昭和 58 年	昭和 63 年	平成 4 年	平成 6 年	平成 11 年	平成 13 年	平成 27 年
事業用宅地	減額割合	40%	60%	70%	80% (注 1)			
	適用対象面積	200 m <sup>2</sup>				330 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup> (注 2)	
不動産貸付	減額割合	40%	60%	70%	50%			
	適用対象面積	200 m <sup>2</sup>						
居住用宅地	減額割合	30%	50%	60%	80% (注 1)			
	適用対象面積	200 m <sup>2</sup>				240 m <sup>2</sup>	330 m <sup>2</sup> (注 2)	

(注 1) 本特例の適用を受けるには、相続人等が相続税の申告期限(相続開始後 10 ヶ月)まで事業又は居住を継続する必要がある。なお、事業又は居住を継続しない宅地等については、上記の表に準じた減額が認められていたが、平成 22 年度改正において、相続人等による事業又は居住の継続への配慮という本特例の制度趣旨を踏まえて廃止された。

(注 2) 25 年度改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈については、居住用宅地と事業用宅地(不動産貸付を除く)の完全併用が可能となった。

(出所): 財務省、<http://www.mof.go.jp/>、2014 年 7 月 29 日。

このような改正を経て、「小規模宅地等の課税の特例」制度が確立し現在に至っている。

「小規模宅地等の課税の特例」制度は、小規模宅地等の評価後の相続税価額に対しての優遇措置であり、制約資産である個人の事業の用または居住の用に供する小規模宅地等については、特別の配慮をしているといえよう。それは、これらの宅地等のうち必要最小限の部分は、相続人等の生活の基盤そのものであって、相続人が事業または居住を維持していく上で必要であるからである。

しかし、この特例の対象者は、相続または遺贈により小規模宅地等を取得した個人に適用があるため、相続人のみでなく、相続人以外の者が遺贈により取得した場合においても特例の適用が受けられる<sup>11)</sup>。このことから、事業承継税制の趣旨から逸脱しているのではないかとの疑問が残る。

## 第 2 節 「小規模宅地等の特例」に係る事業承継税制の課題

既述したように、小規模宅地等の特例は、幾多の改正を経て現在に至っているが、現行の課税方式では、事業等を継続しない他の共同相続人等の税負担をも軽減する効果がある

<sup>11)</sup> 相続人以外の者とは、たとえば長男の妻が遺贈により取得した場合や相続人不存在の場合に成立する民法第 958 条の 3 (特別縁故者に対する相続財産の分与) の規定により、相続財産法人から分与を受けた特別縁故者が遺贈により取得したものとみなされる場合などである (武田・前掲注 8、4051 頁)。

ことなど、これらの特例の拡充は課税の公平面での不平等の増幅につながるという問題点を有している。また、次のような課題が考えられる。

第一は、民法上の課題である。現行の民法において、相続人は平等に相続できるようになっており、そのために様々な問題が生じている。その打開手段として生前贈与や遺言書の作成があるが、それでも遺留分という権利保護があり問題解決には至っていない。さらに、相続税法における小規模宅地等の評価減額制度は、自宅や事業承継者を支援する制度となっており、より問題が複雑になっている。なぜならば、小規模宅地等の特例と非上場株式等に係る納税猶予制度とは、それぞれ別個独立した制度として適用されるからである。それ故、中小企業者である会社の経営者の相続に際しては、特定同族会社事業用宅地等について 400 m<sup>2</sup>まで 80%減額の適用を受け、一方非上場株式等の完全議決権株式を相続により 3分の2 取得して相続税額のうち非上場株式等に係る納税猶予の適用を受けることが重要なポイントになる。よって、事業承継者が自社株式と事業用不動産を取得できるよう、他の相続人に納得させることが現代表経営者の生前からの課題といえよう。

第二は、適用対象面積の課題である。特定事業用宅地等の限度面積は 400 m<sup>2</sup>であるが、工場や老舗旅館等は大きな敷地を要する業種である。特に、老舗旅館等は歴史的な建物が多く、地域経済にとっては不可欠な財産ともいえよう。これらの財産を代々守り事業を引き継いでもらうためにも、業種により使用面積が異なるよう限度面積に特別の配慮が必要であろう。

以上、小規模宅地等の減額割合は、【図表 5 - 2】で示すように、地価の高騰とともに引き上げられていったが、地価の鎮静化後も高止まりしていることへの批判があった。たとえば、平成 14 年（2002 年）の政府税制調査会答申では、「小規模宅地等の課税の特例をはじめとした事業承継関連の特例措置については、長期にわたる地価の低下等を踏まえ、将来的には事業用資産全体に適用される特例措置への改組も含め、そのあり方について検討する必要がある」<sup>12)</sup>として事業承継税制への拡充が図られようとしていたが、制度は改正されなかった。なぜならば、優遇措置は、事業の円滑な承継を通じて中小企業の活性化につながる点は認められるが、次のような問題点、すなわち、自ら起業するものと事業を承継するものとの間で機会の均等を害する、次世代の経営能力の如何を問わず事業資産が移転され、資源配分の効率性を損なう、企業経営者層を過度に優遇し、事業用資産

<sup>12)</sup> 税制調査会〔2002〕16 頁。

以外の財産を相続した者との間で相続税負担の不公平をもたらす等の問題点が、存在するからである<sup>13)</sup>。一方で、「一定規模以下の居住用宅地建物の相続については非課税とすること」という意見もあった<sup>14)</sup>。それは、被相続人から継承した居住用宅地建物は、相続人が生活を維持するために必要な財産であり、納税のために処分すれば生活の基盤が脅かされるという理由によるからである<sup>15)</sup>。

なお、小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例の併用は原則的には不適用であったが（旧措法 69 の 5 ）、平成 15 年（2003 年）度の税制改正により、一定の要件を満たす場合、すなわち小規模宅地等の特例で選択した資産の特例対象面積が、限度面積に満たない場合には、一定の算式で計算された価額を上限として特定事業用資産の特例の適用が選択できた（旧措法 69 の 5 ）。この措置により、小規模宅地等の特例と非上場株式等についての相続税の納税猶予特例はそれぞれの上限まで完全併用が可能となり、中小企業経営者にとっては、相続税の納税猶予特例の適用を検討する可能性が広がったといえるだろう。

---

13) 税制調査会〔2001〕6 頁。

14) 日本税理士連合会〔2000〕19 頁。

15) 同上、19 頁。

## 第6章 非上場株式等の新事業承継税制

前章では、事業承継税制の軽減対象とされている「小規模宅地等の相続税の課税価格計算特例」について、特例の拡充はなされているものの、現行課税方式では課税の公平面における不平等の増幅につながる等の問題点や課題があることが判明した。

昭和58年（1983年）に創設された「中小企業の事業承継税制」は、現在までの事業承継に効果をもたらし、平成21年度（2009年）において、事業の後継者を対象とした「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の税制改正に至った。

そこで、本章では、新事業承継税制といわれている「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」とは具体的にどのようなものなのか、改正前の制度の概要を踏まえ、使い勝手の悪い部分がどのように改正され、その効果はどうあるのか、非上場株式等に係る事業承継税制の現状と課題について考察する。

### 第1節 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例

#### 1. 制度の概要

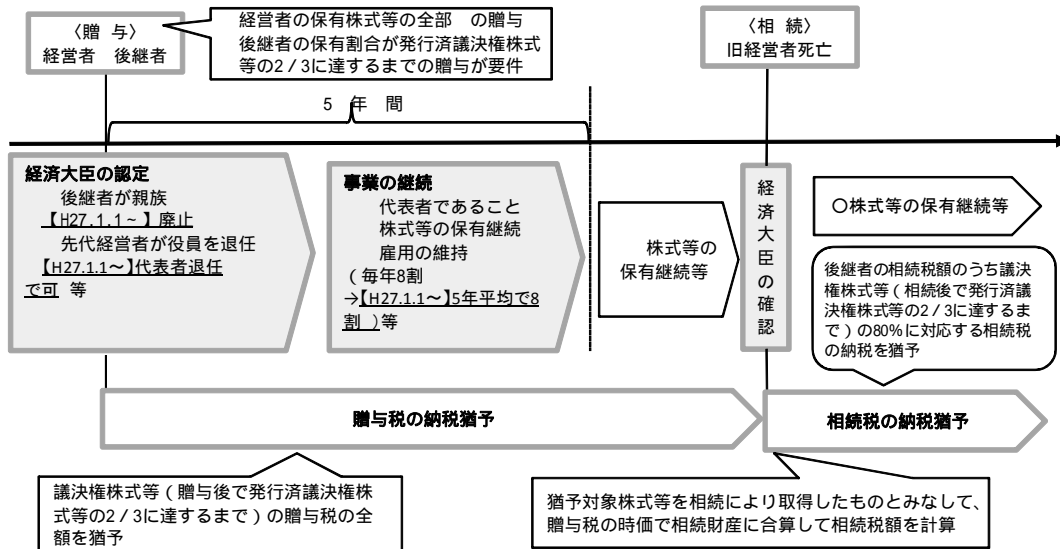
##### (1) 基本的考え方

後継者である受贈者が、贈与により、円滑化法に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部または一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分に限る）に対応する贈与税の全額の納税が猶予される（措法70の7）。

ただし、先代経営者（贈与者）が死亡すれば、贈与税の猶予税額は免除され、先代経営者から後継者に当該株式の相続があったものとみなされて相続税が課税される（措法70の7の3）。また、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、相続によって取得したとみなされた当該株式については、相続税の納税猶予の適用を受けることができる（措法70の7の4）。すなわち、贈与税の納税猶予の適用を受けた株式等については、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けることができるので、贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予については、組み合わせて税負担の軽減を行うことができるのである。なお、その際の評価額は、贈与時の時価によることとされている。

この非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の概要は【図表6-1】のとおりである。

【図表6-1】非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度



出所：財務省、<http://www.mof.go.jp/>、2014年7月29日。

## (2) 適用要件等

贈与税の納税猶予制度の基本的手続きは、まず、贈与前において「経済産業大臣の確認」を受ける、贈与後において、円滑化法に基づき、会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者の（贈与者）の要件等を満たしたることについて「経済産業大臣の確認」を受ける、認定取得後から贈与税の申告期限<sup>1)</sup>までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書および一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税および利子税の額に見合う担保を提供する、といったことが必要である。

この制度の適用要件としては、以下のとおりである。

先代経営者（贈与者）の要件

- (ア) 会社の代表者であったこと
- (イ) 贈与の時に、役員を退任していること
- (ウ) 贈与の直前において、先代経営者およびその同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の議決権数を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと

後継者（受贈者）の要件

<sup>1)</sup> 贈与税の申告は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に提出しなければならない。

- (ア) 先代経営者の親族であること
- (イ) 会社の代表者であること
- (ウ) 20歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること
- (エ) 後継者および同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の議決権数を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること

対象会社の要件としては、第2節1(2)で後述する相続税の納税猶予制度の対象会社の要件と同じである。

事業継続期間の要件は、上記の相続税の納税猶予制度の対象会社の要件と同様であり、贈与を受けた対象株式を保有していることが必要となる。事業継続期間中は、毎年1回、報告基準日(贈与税の申告期限から1年を経過するごとの日)の翌日から3カ月以内に経済産業局に所定の報告書を提出し、また、税務署に対しても、別途、「継続届書」(事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回)の提出が必要となる。

## 2. 平成25年度における改正の目的と効果

「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予」の適用を受けることを躊躇する原因の一つに「役員退任要件」があった。それは、後継者への承継直後の一定期間は後継者の信用力が弱いことが多いため、取引先や金融機関との関係などから先代経営者が必要とされることが多々あるにもかかわらず、先代経営者は役員を退任し、会社の経営から離れなくてはならない等の理由があるからである<sup>2)</sup>。

そこで、贈与税の納税猶予制度において、先代経営者に係る役員退任要件が緩和された。それは、贈与税の納税猶予における贈与者の要件のうち、「現経営者は贈与時において役員を退任すること」(旧措令40の8三)とあったが、今回の改正で、「贈与時の役員退任要件を代表者退任要件とする(有給役員として残留可能)」ことに改められた(傍線 - 筆者)(新措法70の7十七)。

中小企業においては、先代経営者が株主総会議決権と同時に会社の経営権の全てを手放すことは、中小企業の円滑な事業承継を阻害するものとなるだろう。その意味においても、退任要件が撤廃されたことは、事業承継後においても、先代経営者の経営ノウハウを活用できるため、企業の成長にとって意義ある改正といえるだろう。

<sup>2)</sup> 大蔵財務協会〔2013〕607 - 608頁参照。



## 第2節 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例

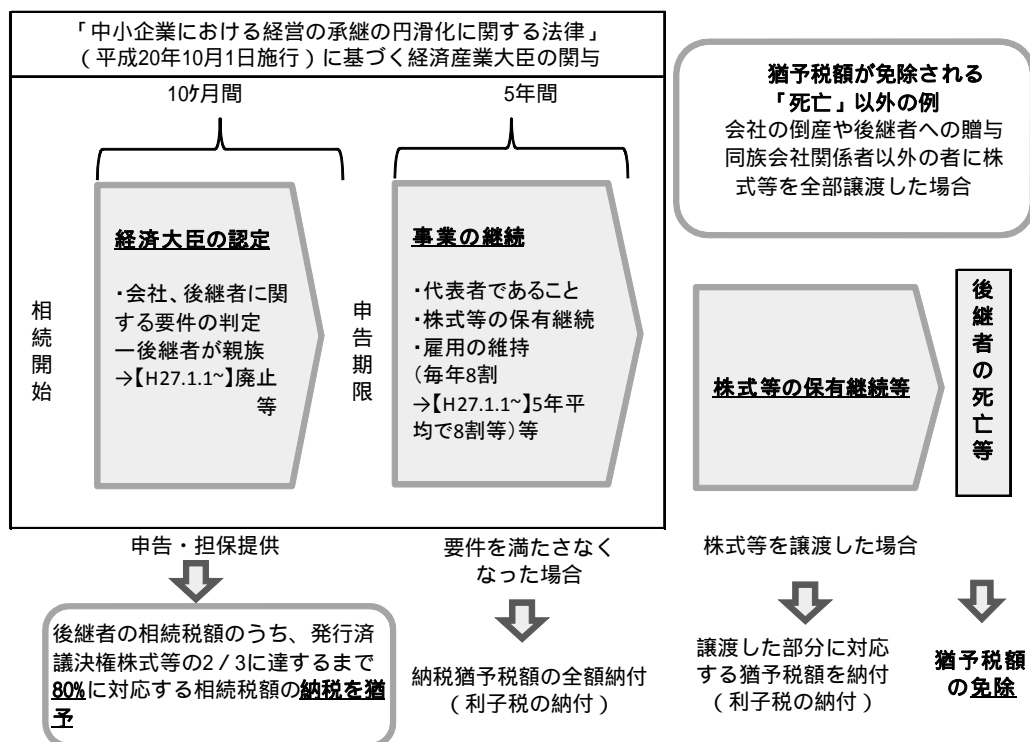
### 1. 制度の概要

#### (1) 基本的考え方

相続税の納税猶予制度は、円滑化法の制定を受けて、平成21年度税制改正により創設された制度であり、平成20年10月1日以後に開始した相続または遺贈から遡及して適用された。したがって、相続税の納税猶予制度の適用を受けるためには、円滑化法に定める経済産業大臣の認定を受ける必要があり、相続税単独の制度ではない。

この制度は、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を営んでいく場合には、その後継者が納付すべき相続税については、相続税の申告書の提出期限までに「納税猶予分の相続税に相当する担保」を提出した場合に限り<sup>3)</sup>、当該後継者の死亡の日まで、その株式等（相続等の前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分に限る）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される（措法70の7の2【図表6-2】）。

【図表6-2】非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度



出所：財務省、<http://www.mof.go.jp/>、2014年7月29日。

<sup>3)</sup> この特例の適用を受けるためには、申告期限までに納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供しなければならない（措法70の7の2、措令40の8の2、措規23の10）。

この場合の「納税猶予分の相続税に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額とその本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいう（措通 70 の 7 の 2-11 前段）<sup>4)</sup>。

では、なぜ軽減方式が課税価格の減額ではなく納税猶予とされたのか。それは、円滑化法は、中小企業が雇用を確保しつつ、事業活動を継続することを目的として事業支援を行うものであり、税制面においても、この目的に資するため、相続後の事業の継続等を要件として税負担の軽減を行うことが適当である。そこで、相続税の申告時に納税を求めず、将来事業継続等の要件を満たさなくなった時点で納税させる納税猶予方式の方が相応しいと考えられたからである<sup>5)</sup>。

また、軽減割合が 100%ではなく、80%とされたことについては、「経済活力の維持」と「課税公平の確保」の調和を図る観点から、個人の事業用宅地の軽減割合（措法 69 条の 4）を踏まえ、最大限の措置として軽減割合を 80%としたものである<sup>6)</sup>。

さらに、この事業承継税制は、ある特定の要件（以下で説明する）に該当した事業者だけの相続税が減額できる制度であるため、株式の 3 分の 2（66.7%）ということは、一人で特別決議ができるので経営権が承継できるということになる<sup>7)</sup>。

## （２）適用要件等

相続税の納税猶予を受けるためには、まず、円滑化法に基づき、後継者が特定されていることや計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」<sup>8)</sup>を受ける必要があった。この確認は、各地域の経済産業局へ申請し、相続開始後 8 カ月以内の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となる。では、この要件がいかに厳しく複雑なものであるかを確認したい。主な適用要件は以下のとおりである。

先代経営者の（被相続人）の要件（措法 70 の 7 の 2 、措令 40 の 8 の 2 ）

<sup>4)</sup> 特例非上場株式等の全部を担保として提供した場合には、法律の規定（措法 70 条の 7 の 2 第 6 項）により生じる効果であるため、特例非上場株式等について相続税の額に優先する担保権が設定されているという特別の場合を除き、相続税の額に相当する担保の提供があったものとみなされる（武田昌輔〔1981a〕5223 の 19）。

<sup>5)</sup> 同上、5219 の 8。

<sup>6)</sup> 「80%減額」というのは、現行の小規模宅地等の特例と同列に扱うという趣旨である（同上、5219 の 8）。

<sup>7)</sup> 平川忠雄・尾崎三郎・後宏治〔2009〕4 頁。

<sup>8)</sup> 「経済産業大臣の確認」とは、相続開始前に確認される事項のことである。その具体的事項は、その中小企業者が会社であること、その中小企業者が上場会社等または風俗営業会社に該当しないこと、その中小企業者に「特定後継者」がいること、特定代表者が有する株式等および事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画があること、特定後継者が死亡したことが見込まれる者（特定代表者または特定後継者の親族に限る）がいること（省令 14）である。ただし、この事前確認制度は、平成 25 年改正において廃止された。

- (ア) 会社の代表者であったこと
- (イ) 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数 50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと
- 後継者（相続人）の要件（措法 70 の 7 の 2 三、措規 23 の 10 ）
- (ア) 先代経営者の親族であること<sup>9)</sup>
- (イ) 相続開始の直前において対象会社の役員であったこと
- (ウ) 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること
- (エ) 相続のあった日の翌日から 5 カ月を経過する日に会社の代表者であること
- 対象会社の要件（措法 70 の 7 の 2 一、措令 40 の 8 の 2 ）
- (ア) 中小企業基本法の中小企業であること<sup>10)</sup>
- (イ) 非上場会社であること
- (ウ) 資産管理会社に該当しないこと<sup>11)</sup>
- (エ) 従業員数が 1 名以上であること<sup>12)</sup>

事業継続期間の要件として相続の申告期限から 5 年間事業を継続する必要がある。その具体的な要件としては、

- (ア) 認定を受けた会社の代表者であること
- (イ) 雇用（従業員数）の 8 割以上を維持すること
- (ウ) 相続した対象株式を保有していること、等が挙げられる。

次に、事業継続期間経過後の取扱いとしては、納税猶予の対象株式を継続保有していれば、納税猶予は継続される。また、(ア)当該経営者（後継者）が死亡した場合、(イ)会社が破産または特別清算した場合、(ウ)対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の譲渡を行った場合、(エ)次の後継者に対象株式を贈与し、その後継者が取得した株式につき、「贈

<sup>9)</sup> この特例は、同族会社の親族内での事業承継の円滑化を支援するものであるため、推定相続人でない親族（例：娘婿、孫、兄弟姉妹、甥姪）に遺贈した場合にも対象とされる（親族以外の第三者に遺贈した場合には、適用対象とはならない平 25 改正前措法 70 条の 7 の 4 第 2 項 3 号イ）。よって、「親族」の範囲は、6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族をいう（民法 725 条）。なお、平成 25 年度改正においては、親族外承継の円滑化を図るため、「贈与者（先代経営者）の親族」としての要件が廃止された。

<sup>10)</sup> 特例有限会社、持分会社も対象となる。

<sup>11)</sup> 「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金、預金等の特定の資産の保有割合が総資産の帳簿価額の総額の 70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入額の 75%以上の会社をいう（ただし、一定の事業実態のある会社は除かれる）。

<sup>12)</sup> 対象会社またはそれと支配関係がある法人が、外国会社（対象会社の特別子会社に該当するものに限る）の株式等を有する場合にあっては 5 名以上である。

与税の納税猶予の特例」の適用を受けた場合には、猶予されている相続税の全部または一部の納付が免除される。

さらに、事業継続期間中に毎年 1 回、報告基準日（相続税の申告期限から 1 年を経過する日）の翌日から 3 カ月以内に経済産業局に対して所定の報告書を提出する必要がある。税務署に対しても別途「継続届書」（事業継続期間中は毎年 1 回、期間経過後は 3 年に 1 回）の提出が必要となる。

上述したとおり、平成 21 年（2009 年）税制改正時に創設された新事業承継税制は、適用要件の複雑さ、手続きの煩雑さに加えて、要件を満たさなくなった場合に、猶予されていた税金に一括納付を課されるというリスクの影響からその活用例が極めて少なかった<sup>13)</sup>。それは、制度の使い勝手の悪さ、手続きの煩わしさ、制度の複雑さが原因とみられていた。それというのも、事業承継税制にかかわる部分が租税特別措置法と円滑化法に規定されているものの、適用要件等の重複や用語の定義等が両法律間にまたがって適用されるなど複雑であったこと、また、事前確認制度と申請を 2 回しなければならないなど、手続きの複雑さが原因となっていたからである。そこで、経済産業省中小企業庁、日本税理士連合会および日本商工会議所等から要件の緩和に対する要望が強く出され、平成 25 年度において、次のような改正が行われた。

## 2 . 平成 25 年度における改正の目的と効果

非上場株式についての相続税の納税猶予に関して、平成 25 年 3 月 29 日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 5 号）が成立し、同月 30 日に公布された。その主な内容は、(ア) 経済産業大臣による事前確認制度の廃止（旧措規 23 の 9 、 23 の 10 、旧円滑化省令 6 七ト(4)(6)、八ト(3)(5)）、(イ) 雇用維持要件について、雇用の 8 割以上を 5 年間平均への緩和（新措法 70 の 7 の 2 二）、(ウ) 納税猶予打ち切りの場合、利子税の負担を軽減<sup>14)</sup>（新措法 70 の 7 の 2 の<sup>29)</sup>、新措法 70 の 7 の 2 の<sup>28)</sup>）(エ) 経営承継相続人（後継者）の要件のうち、被相続人の親族であることとする要件を撤廃する（旧

<sup>13)</sup> 認定件数は、21 年度が相続 153 件、贈与 29 件、22 年度が相続 133 件、贈与 67 件、23 年度が相続 62 件、贈与 72 件、24 年度は相続 98 件、贈与 70 件（推計）と推移した。利用状況をみると、相続税の認定申請は 381 件、贈与税の認定申請は 168 件（平成 20 年 10 月～平成 24 年 9 月）中小企業庁 HP 参照。また国税庁の相続税申告実績によると、非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度適用件数および猶予税額は、平成 20 年分は 45 件、56 億円であり、21 年分は 146 件、43 億円ととても活用されているとはいえない（税と経営〔2012〕）。

<sup>14)</sup> 納税猶予税額の全部または一部を納付する場合において、利子税の引下げ（現行 2.1% 0.9%）承継 5 年超で、5 年間の利子税を免除する。

措法 70 の 7 の 2 三イ) 等々である<sup>15)</sup>。これらの改正は、いずれも本制度の活用促進を目的としている。(ア)の事前確認の廃止は平成 25 年 4 月 1 日以降の確認申請時から適用され、(イ)(ウ)(エ)の要件は、平成 27 年 1 月 1 日以降の相続等から適用される。

既述したように、相続税の納税猶予制度は、相続税単独の制度ではなく、その適用を受けるためには、相続が発生する前に経済産業大臣の確認を受ける必要があった。このような事前確認制度が不要となったことは、相続発生までに後継者を決定しなくてよくなったため、使い勝手が良くなったといえるだろう<sup>16)</sup>。しかし、中小企業の事業承継における課題である「後継者の確保」という根本的な問題は解決しておらず、単なる後継者問題を先送りしているに過ぎない。

また、雇用維持要件について、従前の「5 年間毎年、雇用の 8 割以上を確保する」ことが、「5 年間における平均が 8 割以上を確保する」に緩和された点については、5 年間は、納税猶予が取り消されないという効果が得られる(傍線 - 筆者)。この点については、「雇用の確保」=「地域経済の活力」という政策目的に合致するという意味で意義ある改正といえるだろう。

加えて、親族内での後継者確保が困難となっている近年、従業員等に会社を継がせたいという中小企業経営者が増えている中で、親族外承継者も事業承継税制の対象となり、親族外承継に対する税制措置が拡充されたことは、中小企業の継続を図り、雇用の維持・創出の点から評価できるだろう。

しかしながら、円滑化法は、第 1 条において、「代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ・・・」とあり、既に後継者が存在していることを前提とした法律となっており、円滑化法の効果は一部の中小企業者に限定されたものとなっている。すなわち、上述したように、「後継者の確保」という課題には対応されていない。

### 3 . 非上場株式等に係る新事業承継税制の課題

事業承継税制は、優遇税制の形をとりながら、本来は個人による財産処分権を事業の継

<sup>15)</sup> その他の主な改正点としては、制度の名称変更つまり「納税猶予」から「納税猶予及び免除」と改められた。また、担保提供手続の簡素化等(株券不発行会社への適用拡大)、税務署への提出書類の簡素化等がある(大蔵財務協会・前掲注 2、595 - 641 参照)。

<sup>16)</sup> たとえば、親族内に後継者が 2 名いる場合、事前確認を受けるにはどちらかを後継者として確定しなければならなかった。

続、従業員等の生活の維持へと誘導する仕組みとあってよいだろう<sup>17)</sup>。現時点において、相続税制を廃止することはできないであろうし、事業用資産を一般資産と切り離し、法律で明文化された事業承継税制を創設することは当面は考えられない。しかしながら、欧米主要国が事業承継支援を相続税制に優先させ最重要課題としていることを考えると、わが国も雇用の確保や地域の経済活力維持の観点から事業承継を最優先課題と位置付ける必要がある。それには次のような課題が考えられる。

まず、制度の普及が重要であろう。そのためには、要件等の簡素化が必要である。平成 25 年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られ、平成 27 年 1 月より施行されることになっている。その改正が行われたことは評価できるが、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であると考えられる。それは、同制度に対しては、経営者だけでなく税法の専門家である税理士からも、「使いづらい」という声が上がっており、「事業承継税制は手続きが多く要件も厳しい。途中で雇用を確保できなくなれば納税義務が発生し、会社に大きな負担が発生する。事業計画もままならない。顧問先にはとても勧められない」と制度の実用性の低さが指摘されているからである<sup>18)</sup>。

事業承継税制の普及が進まないことに関して、「事業承継税制は、創設から平成 26 年 3 月末までの 5 年間で 846 件しか利用されていない。最大の要因は、中小企業の一番の相談相手である税理士が敬遠していることにあると思う<sup>19)</sup>」という報告がなされていた。確かに、手続きの煩雑さや場合によっては損害賠償を突きつけられる可能性もあるため、安易に事業承継税制を推進できない一面があることも否定できない。それは、承継相続人が相続税の法定申告期限から 5 年の間に、代表者でなくなる等により経済産業大臣の認定が取り消された場合には、猶予税額の全額を納付する、上記の 5 年経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式等の割合に応じた猶予税額を納付する、上記により、猶予税額の全額または一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。さらに、事業継続期間（5 年間）は経済産業大臣による事業継続のチェックを受け、その後は 3 年毎に税務署への届け出が必要になる。このように、申告後の手続き、事業継続できるかの不安が残るからである。事業承継の円滑化を図るために、事業承継税制の制度化と要件の拡充と簡素化を早期に実現してほしい。また、中小企業の実情を

<sup>17)</sup> 田中治〔2010〕103 頁。

<sup>18)</sup> 納税通信第 3339 号、平成 26 年 9 月 22 日。

<sup>19)</sup> 品川芳宣〔2014〕『税のしるべ』平成 26 年 8 月 25 日。

理解している税理士も事業承継問題に積極的に取り組む必要がある。

次に、相続税・贈与税の納税猶予制度について、円滑な事業承継を実現するため事業承継税制の見直しを行う。それは、株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げること、経営承継相続人等が死亡するまで株式を所有しないと猶予額が免除されない制度を5年経過時点で免除するよう見直すことである<sup>20)</sup>。

について、非上場株式制度の軽減割合は、特定事業用宅地等との均衡の視点から、80%となっているが、現行相続税制度においては、両制度を同じ事業承継税制という枠内においているので、各制度間における趣旨・目的の不整合、軽減額等の不均衡が生じている。個人形態の事業用宅地減額制度と法人形態の事業用資産である非上場株式等に係る猶予制度は、事業を継続し雇用を維持するための事業承継税制であるならば、統一的な制度であって欲しいものである。について、事業承継税制の趣旨からすれば、適用要件である事業継続年数（5年間）というのは、当該企業の地域経済への貢献等の効果が発現しているとも考えられる。中小企業に対して、一定期間の事業継続を経た場合（5年経過時点）は、納税猶予額について免除してもよいのではないだろうか。なぜなら、厳しい環境の下、企業間競争を強いられ、雇用の流動化が激しい中小企業は、5年後、会社の存在すら分からないのに、雇用を維持し続けることは保証できないと考えられるからである。

事業承継税制の趣旨・目的とは、わが国経済の基盤となるべき中小企業の事業承継を促進するため雇用の確保や地域経済活力維持の観点から総合的に支援することである。その一環として税制面では、相続税の特例措置の大幅な拡充が急務となっている。換言すれば、事業承継税制を促進するということは、富裕者の財産の保護に資するものではなく、従業員等の生活権の保護すなわち生存権的財産の保護を意味している。すなわち、憲法上の応能負担原則からいっても生存権的財産には軽減されるべきであるということになる。

中長期的には、事業用資産を一般資産と切り離し、法律で明文化された本格的な事業承継税制を創設し、事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要があると考える。

---

<sup>20)</sup> 日本商工会議所・平成25（2013）年7月18日、13頁。

## 第3部

### 事業承継における非上場株式評価



## 第7章 非上場株式評価の問題点

第3章から第6章まで、事業承継税制の制度について、事業承継税制の必要性、現行課税方式での問題点やその課題について考察した。

中小法人、特に同族会社の承継問題の中心は「株式の評価」であるといえる。現在、中小企業の大部分は、納税問題から法人化しており、中小法人は、株主＝経営者であることを意味している。それ故、同族会社は、株主と経営者が同一であり、経営者の相続開始は即座に株式の承継を意味している。ここに、株式の承継に伴う相続税の問題が生じる。しかし、非上場株式は換金性がなく、仮に換価し相続税を納付した場合には、事業承継ではなく経営権の委譲を意味している。このように同族会社の事業承継と相続税納付の問題は対立する関係にある。さらに、親族外承継における事業承継については、売買に伴う企業価値の算定が必要となってくる。その場合、適正な売却価格の算定が困難となり、M&A等が進まない要因となっている。

そこで、本章では、株式評価がなぜ必要なのか、その場合、財産評価の基本となる「時価」とは何かについて、評価通達の判定基準が否定された非上場株式の判決事例を踏まえ、非上場株式評価を通達に委ねることから生じる諸問題により、事業承継の立場での非上場株式評価のあり方を考察する。

### 第1節 非上場株式評価の現状

#### 1. 非上場株式評価の必要性

事業承継においては、平成18年(2006年)の会社法施行に伴い<sup>1)</sup>、相続があった場合に、相続により株式を取得した相続人に対して、会社は株式の売渡請求を行うことができる制度が設けられた(会社法174条)。また、事業承継のための相続時精算課税<sup>2)</sup>で特定同

<sup>1)</sup> 「新会社法」は改正後の会社法(平成17年7月26日法律第86号)である。

<sup>2)</sup> 相続時精算課税制度は、生前贈与を容易にして次世代への資産の移転を促進するため創設された(平成15年(2003年)3月法律第8号)。この制度は、生前贈与について、受贈者の選択により、現行の贈与税制度に代えて、その選択にかかる最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に必要事項を記載した届出書を所轄税務署長に提出した場合に適用する(相法21の9)。この制度の適用対象となる贈与者は、65歳以上の親、受贈者は20歳以上の推定相続人(贈与者の直系卑属)である(相法21の9)。ただし、平成25年改正で、平成27年1月1日以後の贈与につき、贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げ、受贈者の範囲に20歳以上である孫が追加された(措法70の2の5)。この贈与税の額は、選択した年以後については、現行贈与税の基礎控除110万円を控除せず、特定贈与者ごとに、贈与財産の価額の合計額から非課税枠2500万円(相法21の12)を控除

族株式に関する特例が設けられた( 措法 70 の 3 の 4 )。このように、非上場株式の評価は、相続・贈与のみならず売買・M&A 等の企業再編を行う場合などのさまざまな場面で必要不可欠なものとなってきた。

既述したように、事業承継の方法は、一般的に、親族承継、従業員等への承継、M&A の 3 種類であるといわれている。この時、事業承継のためオーナーの議決権株式の集中に際し、税務上の時価が問題になるのは、と の場合である。の親族承継は、所有と経営を分離しないで承継される経営のし易さから株式を買集める場合であり、の M&A では、オーナーが M&A に先だって株式の買集めをする際に「時価」が問題になりやすい。取引相場のない会社の株式の評価において、その必要性が生ずる場合はさまざまであるが、共通する特色としては、(イ)株価形成に市場要因が入らない、(ロ)株式保有の性格(支配株主か少数株主か)により価格が異なる(一物多価)、(ハ)不動産評価をどの方法で行うかによる影響が生ずる場合もある、などが指摘できる<sup>3)</sup>。特に、以下の場合において、株式評価が必要とされる。

まず、取引相場のない会社の株式評価が求められるのは、相続や贈与の場合が最も頻度が高い。相続や贈与の対象財産に非上場株式が含まれる場合には、上場株式と異なり、市場価格が定められていないため、株価を算定しなければならない。特に、相続税・贈与税においては、相続、遺贈または贈与により無償取得した株式の価額を課税標準として、納付すべき税額を計算することになるので、その取得株式の価額をどのようにして評価するかということは基本的事項である。なお、相続税を計算するための財産評価方式として、国税庁は、「評価通達」のなかで、非上場株式の評価について、類似業種比準方式、純資産価額方式、配当還元方式などを示している。この具体的な評価方式は、第 9 章第 2 節において記述する。

次に、株式譲渡の場合であるが、売買は、契約自由の原則により、売買価額を自由に決めることができるが、経済的行為としての売買である以上、売り手はより高く売り、買い手はより安く買いたいと思うのが自然だろう。このような経済的行為において、その売買当事者が第三者同士であり、資本関係、親族関係などに問題がなければ、その成立した取引価額はまさに時価といえよう。しかし、売買当事者が資本関係や親族関係など特別な関

---

した後の金額に一律 20%の税率を乗じて計算する( 相法 21 の 13 )

<sup>3)</sup> 村松司叙〔1994〕20 頁。

係にある場合には、一般の市場とは異なる価額により売買が成立することもあり得る<sup>4)</sup>。このような売買契約による税務処理については、売買当事者の組合せ、すなわち、法人間取引、法人・個人の取引、および個人間取引における価額により、その判断基準に相違がある<sup>5)</sup>。また、私契約として締結された売買の価額が不当に高額または低額の場合に、租税回避という問題が発生し、税法により課税権が行使される可能性もある<sup>6)</sup>。

したがって、取引価額については、その適正性、経済合理性、取引の目的、当事者の資産処分による損益の処理、取得後の利用状況などを精査し、税務上の時価基準、評価額等の規定による処理が行われることとなる<sup>7)</sup>。

既述したように、わが国の中小企業は、経営者の高齢化の進行により事業承継問題への関心が高まってきており、その多くが同族経営であり、後継者問題および相続税等のさまざまな要因により円滑な事業承継が行われていないのが現状である。その中小企業では、後継者とそれ以外の相続人との間に株式の買取価格をめぐる問題が存在し、その買取価格の算定が重要課題の一つとなっている。さらに、同族関係者間での取引の場合は、税務的な観点からの評価額も考慮する必要がある。

## 2．財産評価の基本的考え方

### (1) 時価の意義

相続税法においては、同法 22 条において、相続等により取得した財産の価額は、「当該財産の取得の時ににおける時価」によることとされ、同法 7 条において、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた者は、「当該対価と当該譲渡があった時ににおける当該財産の時価」との差額について贈与をうけたものとみなされる。このように、相続税法においては、「時価」の評価が課税価格算定の重要な要件となる。

「時価の意義」について、相続税に係る評価通達では、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者

<sup>4)</sup> 高価譲渡や低廉譲渡の場合には、贈与税の問題、みなし譲渡の問題など、上場株に比べ課税される範囲が広がっている（岩下忠吾〔2010〕82頁）。

<sup>5)</sup> 同上、84頁。

<sup>6)</sup> 学説上、租税回避とは、「私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済目的ないし経済的効果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除する行為」であるとされている。すなわち、納税者は、私法上の選択可能性を利用して、通常の法形式を選択した場合と同じような経済効果を達するために異常な法形式を選択し、それによって通常の法形式の場合に生じる租税負担を軽減または排除しようとするところがある（金子宏〔2013〕114頁）。

<sup>7)</sup> 岩下・前掲注 4、84頁。

間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による」(評基通 1(2))と定めている。

この評価通達の意図するところは、まず、いつの時点の時価であるかという評価時点が問題となる。相続税法では、相続、遺贈または贈与により財産を取得した時であり、原則として、被相続人の死亡の日であり、贈与の場合は、契約その他法律的原因に基づいて財産権を取得した日である。すなわち、相続財産等の価額は、課税時期における時価により評価することになる。ところが、実務上、株式評価の具体的な取扱いでは、評価上の安全性の配慮等から、評価時点について、若干の弾力性を持たせている<sup>8)</sup>。

次に、評価通達において、時価とは、上述したとおり「課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう」とされている。したがって、時価は、不特定多数の当事者間で通常成立する価額であるから、客観的であり、主観的な要素は排除される。また時価は、自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であるから、客観的な交換価値を示す価額である<sup>9)</sup>。

また、評価通達は、「時価」の意義を上述のように定めながらも、各財産について具体的な評価方法を定めている。非上場株式についても、純資産価額方式等の評価方法を定め、時価評価ができるようにしている。しかし、このような評価額は、実務的には、一種の基準価額または標準価額を意味し、本来の「時価」である客観的交換価額から乖離することも<sup>10)</sup>。このような乖離から生じる弊害を防止するために、評価通達の取り扱いの中で自動安全装置的な措置が設けられている<sup>11)</sup>。

たとえば、非上場株式の価額を純資産価額方式で評価する場合に、課税時期前3年以内に取得した土地等を通常の取引価額で評価すること(評基通 185) 上場株式等の価額の評価においては、課税時期の属する月以前3月間の価額変動を斟酌して評価することができるが、負担付贈与等により取得した上場株式等の価額の評価においては、その斟酌は認め

---

<sup>8)</sup> たとえば、上場株式については、証券取引所の公表する終値を基として評価することとしているが、相続税、贈与税における評価に当たっては、課税時期の終値ばかりではなく、課税時期の属する月前三カ月間の各月の終値の月平均額も評価要素として採用しており、非上場株式を類似業種比準方式より評価する場合においても同様の配慮が加えられている(竹中正明・前田繼男・関俊彦(共著)(1987) 77頁〔前田執筆〕)。

<sup>9)</sup> 東京地裁昭和55年9月3日判決(昭和52年(行ウ)第294号)行集31巻9号1750頁、東京高裁平成7年12月13日判決(平成7年(行コ)第99号)行集46巻12号1143頁。

<sup>10)</sup> 品川芳宣〔2004〕14頁。

<sup>11)</sup> 同上、14頁。

られないこととされている（評基通 169(2)、174(1)口、173(3)口）。さらに、非上場株式を純資産価額で評価する場合に、通常、評価会社が所有する各財産の帳簿価額と評価通達による評価額との評価差額に対する法人税相当額が控除される（評基通 185、186 - 2）が、評価会社が有する株式等の純資産価額の計算においては控除されないこととなっている（評基通 186 - 3）。これは、法人税相当額の控除を利用した節税（租税回避）を防止するための措置となっているのである。換言すれば、このような措置は、内容の当否は別として、納税者側の予測可能性の保障に適うものである<sup>12)</sup>。

それでも、評価通達が実務で機能し続けているのは、「相続税の課税対象となる財産は多種多様であり、客観的な交換価値が必ずしも一義的に確定されるものではなく、それにもかかわらず、相続財産の客観的な交換価値を個別に評価する方法を採ると、その評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生じることを避け難く、また、回帰的かつ大量に発生する課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあり、むしろ、あらかじめ定められた評価方式により画一的に評価する方が、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から見て合理的である」<sup>13)</sup>と判示されているように、現実的に客観的な交換価値を求めることは困難であるから、画一的に評価通達で定めた方が合理的であるとしている。

また、例外の場合については、「かかる画一的な評価方法をすることによって、かえって実質的な租税負担の公平を害し、また、相続税法の趣旨や財産評価基本通達の趣旨に反するような結果を招く特段の事情のない限り、財産評価基本通達に基づいて相続財産の評価を行うことは適法であると解するのが相当である」<sup>14)</sup>と判示されている。

さらに、最高裁でも評価通達によることは、「通達は法規の性質を持たないものの、評価基本通達ならびに評価基準による評価は、税務行政の適正、合理的処理、納税者間の公平性の観点からして、特別の事情のない限り、適正妥当なものというべきであって、かく解したところで何ら憲法 84 条の租税法律主義に違反するものではない」<sup>15)</sup>として、問題な

---

<sup>12)</sup> 同上、123 頁。

<sup>13)</sup> 東京高裁平成 17 年 5 月 18 日判決（平成 17 年（行コ）第 23 号）税資 255 号 153 頁。

<sup>14)</sup> 高松高裁平成 16 年 12 月 16 日判決（平成 16 年（行コ）第 16 号）税資 254 号 354 頁。

<sup>15)</sup> 最高裁平成 9 年 2 月 25 日第三小法廷判決（平成 7 年（行ツ）第 198 号）税資 222 号 538 頁。

租税法律主義は租税に関する事項を法律により規定することを要請している。よって、租税法解釈に当たっては、法律を前提とし、法規に表現されていることのみを解釈の対象とするのである。

租税法は憲法と密接な関係を持っている。そこで確立された租税法律主義は、国民の財産権を侵害する租税について、すべて国民の代表である国会が定めた法律によるべきこととされ、また、国民は法律に規定されている範囲においてのみ納税義務を負担し、もって国民の財産権を国家権力による恣意的な侵害から守ろうとするものであるとされている。このことは、憲法 84 条において、「あ

しとしている。

ただし、評価通達による評価額が本来の「時価」である客観的交換価額との乖離から生じる弊害を防止するため、各財産の個別的限定条項に対し、評価通達総則 6 項（以下「通達 6 項」という）において、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」として、同通達の取り扱いの全体に及んだ包括的限定条項が設けられている<sup>16)</sup>。

## （２）通達運用のあり方

上述したように、相続税における相続財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価によることとされているが、一般的に、実務上の評価は、評価通達に基づいて行われており、国税庁および納税者、さらに裁判所でさえも、この評価通達をあたかも法規のように扱う傾向にある、というのが実情である<sup>17)</sup>。そもそも通達とはいかなる存在なのだろうか。

「通達」とは、上級行政庁の長が、国家行政組織法の規定に従って、下級行政庁の長に対して、法令の解釈・適用および行政の運営方針等についての行政命令として発出されるものである（国家行政組織法 14 ）。よって、行政組織の内部では拘束力を持つことになるが、納税者に対しては拘束力を持つ「法規」ではない。また、裁判所も、それに拘束されるものではない。しかし、税務行政においては、税務官庁から多数の通達が出されており、租税法律主義の下、法令によって定めるべき課税要件等が通達によって実質的に定められている<sup>18)</sup>。

このように、通達は、法規ではないが、実際には法規と同じような機能を果たしている。このため、租税法律主義と通達との関係において、通達の法的性格等が論じられている<sup>19)</sup>。その通達の適否について、「通達は上級行政庁が法令の解釈や行政の運営方針などについて、下級行政庁に対してなす命令ないし指令であるから、国民に対して拘束力を有する法規とは異なるものである。しかしながら、租税実務においては、通達に基づく画一的な取扱い

---

らたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定められている。すなわち、租税法律主義とは、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないことを宣言した租税法の基本原則である（金子・前掲注 6、74 頁）。

<sup>16)</sup> 品川・前掲注 10、116 頁。

<sup>17)</sup> 同上、14 頁。

<sup>18)</sup> 齋藤奏〔2004〕36 頁。

<sup>19)</sup> 財産評価通達が相続税・贈与税の課税標準を実質上規定する性格から、憲法 84 条の租税法律主義に違反するのではないかとの主張に対し、判例は、「相続税法第 22 条の規定が『時価』算定を課税庁に一任したもの、又は一任したと同視すべきものであると解することはできず」と判示し、違憲ではないとした（最高裁昭和 49 年 6 月 28 日第三小法廷判決（昭和 48 年（行ツ）第 69 号）税資 75 号 1123 頁、東京高裁昭和 48 年 3 月 12 日判決（昭和 45 年（行コ）第 64 号）シュト 140 号 24 頁）。

がされており、このような取扱いは、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から見て合理的なものというべきである。したがって、通達の定めが租税法規に照らして合理性を有する限り、当該租税法規の適用に当たっては、通達の定めに従った解釈、運用を行うのが相当である。」<sup>20)</sup>と述べられている。

この判例は、一般論・原則論としては妥当であるが、通達を特定の納税者または事案に適用した場合に不合理な結果が生ずることもある。そのような場合には、通達に修正を加えたり、当該通達の適用を避け、法規の趣旨に即した何らかの合理的な解決を図ることも認められるだろう<sup>21)</sup>。ただし、評価通達の適用が相続税負担の回避・軽減等、不合理ないし不相当な結果を招く場合には、それと異なる解釈・適用を適法と認める裁判例がある<sup>22)</sup>。これは、基本通達によらない評価のことであり、一般に通達 6 項を根拠として行われている<sup>23)</sup>。この通達 6 項は、国の利益のために適用した例が多かった<sup>24)</sup>。しかし、評価通達の適用が納税者にとって不合理である場合には、納税者の利益を守るためにも、この通達 6 項を積極的に使いたいところではある。しかし、「国税長官の指示を受けて評価する」と規定されているように、はたして実務上、効果的に活用されているのか疑問である。

したがって、租税法律主義において、通達は法源に該当しないけれども実質的な法規範性をもつことについては、通達の法的性格、法的機能、法的拘束力等を踏まえた上で、通達の限界を認識した運用が必要であろう。すなわち、通達は、第一次的には税務官庁部内での職務命令手段として発出されるものであるが、納税者を実質的に拘束し、かつ、租税法律主義が保障している法的安定性と予測可能性に深く関わることになる。その意味で、通達は、税務官庁と納税者の間で共有されているといえる<sup>25)</sup>。また、通達は、一般的な事実関係を想定した法令解釈に係るものが多いので、通達の運用においては、それぞれ個別事情に応じた弾力的運用が望まれる<sup>26)</sup>。

<sup>20)</sup> 東京地裁平成 12 年 7 月 13 日判決（平成 7 年（行ウ）第 266 号）訟月 47 巻 9 号 2785 頁。

<sup>21)</sup> 金子宏〔2002b〕14 頁。

<sup>22)</sup> 裁判例として、東京高裁平成 5 年 3 月 15 日判決（平成 4 年（行コ）第 93 号）行集 44 巻 3 号 213 頁がある。

<sup>23)</sup> 金子・前掲注 21、15 頁。

<sup>24)</sup> 同上、15 頁。

<sup>25)</sup> 国民の財産保障のためには、租税法律主義における法的安定性と予測可能性が確保されなければならない。すなわち、納税者が、経済活動をする上で、租税のおよぼす影響を同一の「租税法律の規定」から全て予測することが可能となつてはじめて、納税者の納税義務が安定している法的安定性、納税者が租税のおよぼす影響を容易に予測することが可能となる予測可能性を確保することができる（品川・前掲注 10、160 頁）。

<sup>26)</sup> 同上、160 頁。また、渋谷雅弘氏によると「通達の拘束性を過度に捉えることは望ましくなく、むしろ一応のめやすといった程度に考えるべきである」とのことである（渋谷雅弘〔2000〕710 頁）。

以上から、実務上、財産評価については、評価通達基準に依存しているのが現実である。ところが、株式保有特定会社の評価をめくり、評価通達を否定した判決があり、その判定基準が見直された。次節において、非上場株式の評価が評価通達によらないことが合理的であるという判決について、納税者が勝訴した事例を検討してみることとする。

## 第 2 節 非上場株式評価の判決事例

非上場株式の評価に当たっては、「株式保有割合」<sup>27)</sup>が 25%以上である大会社の全てについて、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社<sup>28)</sup>に比して著しく株式等に偏っていることから、「株式保有特定会社」に該当するとして、その株式の評価は、純資産価額方式で評価するか、あるいは S1 + S2 方式<sup>29)</sup>で評価しなければならないとされている。具体的評価方式の分類は第 9 章で記述する。

ところが、株式保有特定会社の判定基準に合理性がないとして、納税者の主張を認め、その適用を否定した東京高裁平成 25 年 2 月 28 日判決（平成 24（行コ）第 124 号、LEX/DB25500443）があった。

### 1．株式保有特定会社に該当しないこととした判決

#### （1）事例の概要

本件は、平成 16 年 2 月 28 日の被相続人甲の死亡により開始した相続において、その子 X1 および X5 の 5 名（原告・被控訴人、以下「X1 ら」という）が共同相続人となった。P 社は、合成樹脂および金属等による容器・医療用具等の製造および販売等を目的とする会社で、評価通達 178 の区分では「大会社」に該当する。また、Q 社は、不動産の取得および管理等を目的とする会社で、評価通達 178 の区分では「中会社」に該当する。

X1 らは、P 社株式および Q 社株式について、いずれも非上場株式に該当し、本件相続開始時点における P 社株式の価額を、大会社についての原則的評価方式である「類似業種比準方式」により、1 株当たり 4,653 円と評価し、Q 社株式を特別の評価方式である S1

<sup>27)</sup> 「株式保有割合」とは、会社が有する資産の合計額に占める株式および出資の価額の合計額の割合をいう。

<sup>28)</sup> 標本会社とは、全国の証券取引所に上場している会社について、毎年それらの会社の事業内容に応じて日本標準産業分類を参考に分類したものである（岩下忠吾〔2014〕121 頁参照）。

<sup>29)</sup> S1+S2 方式とは、評価会社の資産のうち、株式等以外の資産を S1、株式等の資産を S2 と区別し、S1 については類似業種比準方式を、S2 については純資産価額方式を用いて評価する方法をいう（評価通達 189 - 3）。



+ S2方式により1株当たり19,132円と評価して、本件相続税に係る相続税を法定申告期限内に申告した。

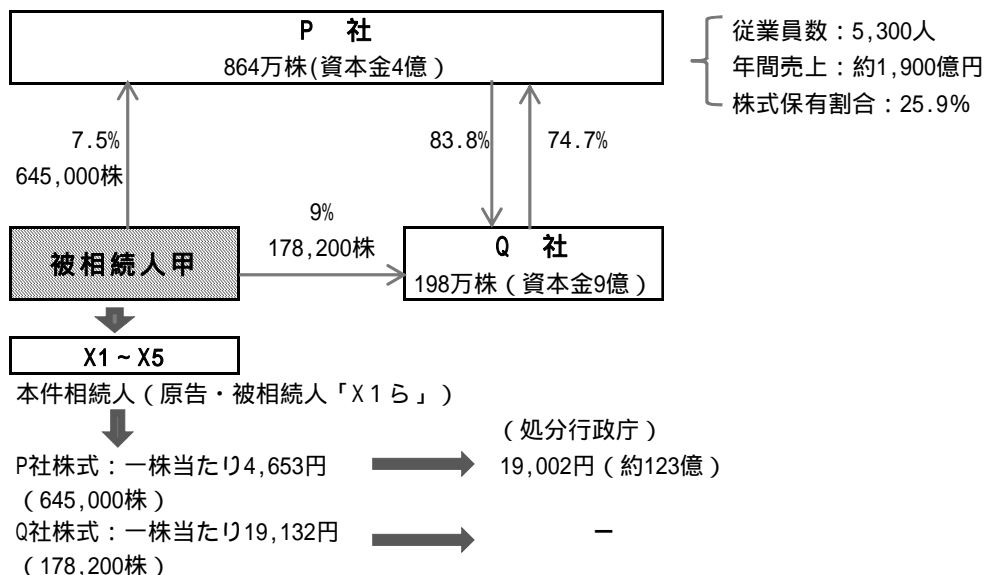
これに対し、処分行政庁(被告・控訴人)は、P社株式の1株当たりの価額については、P社が「大会社」に該当し、かつ、株式保有割合が25%を超えているので「株式保有特定会社」に該当すると判断し、その価額をS1+S2方式によって1株当たり19,002円で評価すべきとする更正処分等をした。X1らは、本件更正処分等を不服として、国(被告)に対し、本訴を提起した(【図表7-1】参照)。

X1らが相続したP社およびQ社のうちP社の株式保有割合は25.9%であり、これは評価通達によれば株式保有特定会社に該当し、純資産価額方式またはS1+S2方式で評価すべきところ、X1らはP社の事業規模が上場会社に匹敵する(従業員数5,300人、年間売上約1,900億円)の理由から類似業種比準方式により評価した。

本件相続開始時点で、P社はQ社の発行済株式総数198万株のうち83.8%を有していた。一方、Q社は、P社の発行済株式総数864万株のうち74.7%を有していた。

本件の第一審は、東京地裁平成24年3月2日判決(平成21年(行ウ)第28号、LEX/DB25481239)で、裁判結果は納税者の勝訴であった。

【図表7-1】被相続人・P社・Q社関係図



## (2) 争点および当事者の主張

本件の争点<sup>30)</sup>のうち、主たる争点は、「P社が株式保有特定会社に該当するか否か」とい

<sup>30)</sup> 本件争点は、本件相続開始時に本件各会社が有していた資産の価額に係る評価額、P社が株式保有特定会社に該当するか否か、本件各会社株式の「時価」の評価方式およびその金額、X1

う点である。なお、Q社が株式保有特定会社であることについては争われなかった。

論点としては、相続税法第22条である「時価」とは何か、評価通達の制定の趣旨（画一的な評価が必要かなど）同通達の適用のあり方、また、評価通達と租税法律主義との関係、株式保有特定会社の定義、評価通達における株式保有特定会社の株式評価方式の合理性、評価通達における株式保有特定会社の株式評価方式の適用に当たっては、納税者の租税回避行為の意思の有無に関する判断を必要とするか、最終的に、本件P社株式はどのように評価すべきか、等である。

### 原告 X1 らの主張

X1らは、株式保有割合が25%以上の大会社を一律に「株式保有特定会社」とすることは不合理であると主張した。

株式保有特定会社に係る特別の評価方式が用いられる合理性とは、「事業を営むことよりも株式を保有することを主たる目的の会社の場合には、類似業種比準方式の適用の前提が満たされなくなることによって初めて基礎づけられるものであって、評価会社が保有する株式の含み益により類似業種比準方式による評価会社の株式の評価と当該株式の適正な時価との間に生じる開差が、高い株式保有割合により無視できなくなるからというようなことが理由となるものではない」<sup>31)</sup>ことであり、さらに、節税ないし租税回避行為としての要素が現に存在するか、これらの要素の存在が明らかに推認できるような状況にある時である。

本件において、P社は、事業を営むことを主たる目的とする会社であって、実際には持株会社でありながら事業をカムフラージュで営むような会社ではないから、株式保有特定会社に係る評価方式を適用するのは合理的ではない。

また、株式保有特定会社と認定される株式保有割合25%基準は、同基準が設定された平成2年当時仮に適正であったとしても、その後の独占禁止法の改正や本件相続開始当時の企業統計の数値に照らして、妥当性を失っている。

### 被告処分行政庁の主張

処分行政庁は、P社が株式保有特定会社に該当するか否か、より具体的には、株式保有割合が25%以上である大会社を一律に「株式保有特定会社」とする基準（改正前の評価通達189(2)以下「本件判定基準」という）を適用することの合理性があることについて、

---

らにつき国税通則法65条4項に規定する正当な理由が認められるか否か、などであった。

<sup>31)</sup> 東京高裁平成25年2月28日判決（平成24（行コ）第124号）LEX/DB25500443TKC法律情報データベース、被控訴人らの主張より参照。

評価通達の平成 2 年改正の趣旨に述べられているとおり(第 8 章 100 - 101 頁参照) 本件判定基準は合理的なものであると主張した。すなわち、上記のような評価会社の株式の価額は、その有する株式等の価値に依存する割合が一般に高いものと考えられるため、当該会社の有する資産の価値を的確に反映できる評価方式である純資産価額方式または株式保有特定会社の事業の実態を株式の価額の評価に反映されるために部分的に類似業種比準方式を取り入れた評価方式である S1 + S2 方式によるべきこととした。

また、租税回避行為の弊害の有無を主たる考慮要素として株式保有特定会社に該当するか否かを個別的に判断することは、誤りであると主張した。その理由は、「原判決は、租税回避行為の弊害を考慮要素として挙げた上で、P 社の価額の評価に関して、原則的評価方式による評価額と適正な時価との間の開差を利用したいわゆる租税回避行為の弊害を危惧しなければならないものとはいい難いとして、P 社の事業実態等を踏まえ、同社はその株式の価額の評価において株式保有特定会社に該当するものとは認めるに足りないと結論づけている。しかし、評価通達の平成 2 年改正の趣旨は、あくまで株式取引等の実態に照らし、株式及び出資の評価の適正化を図ったものであって、租税回避を封じることが主たる目的としたものではない。したがって、株式保有特定会社に該当するか否かを判断するに当たって、租税回避行為の弊害を考慮要素として重視することは、上記評価通達改正の趣旨を離れて新たに独自の要件を付加することになり相当でない」<sup>32)</sup>ということであった。

### (3) 判旨引用

本件判決は、第一審の判示を全面的に引用して、その結論を維持した。第一審、控訴審いずれも納税者側が勝訴し、大会社における株式保有特定会社の株式保有割合が 25%基準を適切でないとしたため、処分行政庁側は上告を断念した。

控訴審判決の要旨は、以下のとおりである。

#### 相続財産である株式の「時価」について

相続税法第 22 条は、相続により取得した財産の価額は、特別の定めがあるものを除き、「当該財産の取得の時における時価による」と定めており、この時価とは、相続開始時における当該財産の客観的交換価値と解されている。「時価」については、一般に市場を通じて不特定多数の当事者間における自由な取引により形成されている市場価格が相当であるとされている。しかし、非上場株式は、市場価格が形成されていないため、その時価を容

<sup>32)</sup> 東京高裁平成 25 年 2 月 28 日判決(平成 24(行コ)第 124 号)LEX/DB25500443TKC 法律情報データベース、控訴人の主張より参照。

易に把握するのは困難である。

したがって、非上場株式については、合理的と考えられる評価方式によって得られた金額をもって「時価」と評価すべきこととなる。

### **相続税法第 22 条の時価と評価通達との関係**

相続税に係る課税実務においては、評価通達において相続財産の価額の評価に関する一般的基準を定め、画一的な評価方式によって相続財産の価額を評価することとされている。このような方法が採られているのは、客観的な交換価値が必ずしも一義的に確定されていないためである。仮に相続財産の客観的な交換価格（時価）を画一的な評価方式によらないで個別事案ごとに評価することになると、その評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった金額が相続財産の「時価」として導かれる結果が生じてしまう。また、課税庁の事務負担が過重なものとなり、課税事務の効率的な処理が困難となるおそれもあることから、相続財産の価額をあらかじめ定められた評価方式によって画一的に評価することが相当であるとの理由に基づくものである。

したがって、評価通達による評価方式が合理的なものである限り、全ての納税者に当該評価方式を適用すべきであり、特定納税者あるいは特定の相続財産についてのみ評価通達の定める評価方式以外の評価方式によって行うことは、納税者間の実質的負担の公平に欠けることとなり許されない。しかし、その評価通達による評価方式を適用した場合、かえって実質的な租税負担の公平を害することが明らかな場合には、評価通達の定める評価方式以外の評価方式によって行うことができることとされた。

### **本件判定基準における合理性**

評価通達の平成 2 年改正において、「資産構成が著しく株式等に偏っている会社を株式保有特定会社等として定義」し、特別な評価方式（現行の評価通達 189（2）および 189（3））が置かれた。まず、上記評価通達において、次のア、イが規定されていることに合理性が認められた。

ア その株式の評価方式を純資産価額方式または S1 + S2 方式によるべきこととしたこと。

イ 平成 2 年改正時点において、評価通達 189（2）の定めのうち、大会社につき株式保有割合が 25%以上である評価会社を一律に「株式保有特定会社」とし、その株式を上記の特別な評価方式によって評価すべきものとしたこと。

続けて、平成 2 年当時の法人企業統計を基に算定された資本金 10 億円以上の会社の株

株式保有割合の平均値は 7.88%であったこと等に照らして、本件判決は、「大会社につき株式保有割合が 25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社とし、その株式を(中略)特別な評価方式によって評価すべきものとしたことに合理性が認められる。(中略)さらに、本件相続開始時においては、株式保有割合 25%という数値は、もはや資産構成が著しく株式に偏っているとまでは評価できなくなっていたといわざるを得ない」<sup>33)</sup>と判示した。

### 株式保有特定会社への該当性

以上から、株式保有特定会社への該当性としては、「評価通達 189 の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が 25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社と定める本件判定基準は、本件相続開始時においてもなお合理性を有していたとはいえない。また、評価通達の平成 2 年改正の趣旨が、課税の公平の観点から、原則的評価方式による評価額と適正な時価との開差の是正と株式の価額の評価の一層の適正化を図ることを目的としたものであるとしても、上記開差が租税回避行為に利用されるケースがあったことが同改正の契機となったことからすれば、租税回避行為の弊害の有無を株式保有特定会社該当性の考慮要素とすることも妥当かつ当然であるといわざるを得ない」と判断された。

したがって、P 社が株式保有特定会社に該当するか否かは、形式的な本件判定基準によるのではなく、「その株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するのが相当である」とし、P 社の従業員数、総資産価額、直前期末以前 1 年間における取引金額、株式時価総額、業界内の市場シェア、本店以外の工場・研究施設の存在および租税回避行為の弊害の有無などの実質的な基準を考慮して、「P 社の企業としての規模や事業の実態等は上場企業に匹敵するものであり、P 社株式の価額の評価に関しては、租税回避行為の弊害を危惧しなければならないというような事情はうかがわれない」ことから、控訴審判決は、「P 社は株式保有特定会社に該当することは認められない」と判示した。

## 2. 判決の検討

本件判決の後、処分行政庁は上告を行わず、高裁判決をもって終了した。この判決を受

<sup>33)</sup> 平成 2 年当時の類似業種の平均的な株式保有割合は 7~8%に過ぎず、25%という数値は、一般会社の株式保有割合の 3 倍から 4 倍という数字になる。このことから考えると、一般に「株式保有割合が 25%以上」という状態は、資産構成が著しく株式に偏っていると認識されていた。ということは、本件判定基準が、本件相続開始時(平成 16 年)において、“当該会社の資産構成が著しく株式に偏っている”と評価されなければならない。平成 15 年度の「法人企業統計」によると、株式保有割合の数値は 16.31%であり、本件判定基準とされる 25%と比して格段に低いとまではいえない。

けて、国税庁は平成 25 年 5 月 27 日付で評価通達 189(2)に定める株式保有特定会社の判定基準を改正し、株式保有割合について、大会社の 25%以上を中会社および小会社と同じく一律に「50%以上」と改めた<sup>34)</sup>。

本件事例は、原告である納税者が評価通達に反した評価で申告し、被告である処分行政庁が評価通達に則った評価を主張したことについて、裁判所は、株式保有特定会社に該当した会社の評価を評価通達により行うこと自体は合理的であると認めるものの、その評価通達の当該規定は、評価通達が定められた当時の状況と大きく変化しており、大会社における 25%という数値はもはや合理性がないとして、その株式保有割合に加えて企業としての規模や事業の実態等を総合考慮した判断を示すことで原告の主張を認めた事例である。

今回の判決は、評価通達の基本的な枠組みそのものは認めながら、その判定基準の数値の妥当性について、司法が積極的に統計資料を調査して、平成 2 年の制定当時には、その合理性は肯定できるものの、平成 16 年当時、既に合理性を失っていると判示している点については妥当な判断であると考えられる。

このように、評価通達の合理性について、評価通達の画一的な評価方式のみならず実質的なものをも含めて判断したという点については、中小企業の事業承継者へ、評価通達の解釈による問題点を投げかけたのではないだろうか。

通達は、行政組織の内部では拘束力を持つことになるが、納税者や裁判所は通達に拘束されるものではない。しかし、実務上、日々の租税行政は、運用指針として通達に依存して行われているのが実情であり、一般的な拘束性がないとはいえないだろう。すなわち、租税法の解釈・適用に関する多くの問題は、通達に従って解決され、現実には、通達は法源と同様の機能を果たしているといっても過言ではない状況にある<sup>35)</sup>。これに対して、本件判決は、評価通達によった場合は、かえって納税者間の実質的負担の公平に欠けることとなるときは評価通達によることが許されない旨を判示した。

また、通達は法解釈学的には法源性を有しないが、税務の実務において、その通達自体があたかも法律であるかのごとく扱われ、長い年月にわたり慣習化してしまっているの

<sup>34)</sup> この改正は平成 25 年 5 月 27 日以後に相続、遺贈または贈与により取得した場合について適用されることになるが、過去の相続等の申告内容に異動が生じる場合には、国税通則法の規定に基づき、この通達改正を知った日の翌日から 2 ヶ月以内に更正の請求を行うことで相続税の還付を受けることができる(通法 23 三)。しかし、法定申告期限等から 5 年(贈与税については 6 年)を経過している場合については対象とならない(通法 70 )。

<sup>35)</sup> 金子・前掲注 6、106 頁。

はないかと考えられる。わが国の憲法には、「国民の納税義務」<sup>36)</sup>と同時に、「租税法律主義」<sup>37)</sup>の原則が定められている。租税法律主義の具体的概念の中に、「租税法律主義のもとでは、一般に行政先例法、慣習法等は成立する余地がない」<sup>38)</sup>として、「租税法律主義」の範疇に慣習法を取り込むことが否定されている。課税実務において、通達が慣習化され、法源と同様の機能を果たしているとすれば、通達が納税者の意思決定を拘束する限り、通達においても納税者の法的安定性と予測可能性を確保されなければならない<sup>39)</sup>。

以上から考えると、本判決の事例にあるような中小企業者の事業承継者にとって、合理的かつ実態に即した株式価額の評価方式として妥当な判断であるとされた判決は、意義のある判決であり、中小企業事業承継税制に次のような影響を与えた。

すなわち、国税庁は、株式保有割合の基準を「小会社」、「中会社」および「大会社」を通して「25%以上」から「50%以上」に改めた。しかしながら、税負担の差異に関する基準が単なる通達で規定されて良いのか疑問である。経済社会を支える中小企業にとって、納税猶予制度等の優遇措置を拡大していくことは重要であるが、その根底となる株式評価の算定基準の問題をまず根本的に見直す必要があるのではないだろうか。確かに株式保有特定会社等については特別な評価方法が必要であることは理解できるものの、その基準の根拠が通達であるところに問題があると考えられる。

判決後、株式保有特定会社の判定割合は「50%基準」に止められ、会社の規模や実情は問われなかった。このような中で、たとえば、事業承継税制の手法として、株式を49%、土地を50%保有するという財産管理会社を設立することによって類似業種比準方式を適用させるという節税手段が現実となった場合、形式的には、類似業種比準価額にして株価を引き下げることが可能と考えられる。確かに、事業承継を考える上で、この判決は、株式を相互持合いするなど、節税を意図した株主構成を構築し、株式保有比率が50%以上に

<sup>36)</sup> 憲法第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と定められている。

<sup>37)</sup> 憲法第84条「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定められている。

<sup>38)</sup> この点は、「商慣習」(商法1条2項・19条1項、会社法431条・614条、会社計算規則3条等)が許容される商法領域とは本質的に異なる(北野弘久〔2007〕98頁)。

<sup>39)</sup> 税務通達に反した課税処分<sup>40)</sup>の効力について、「税務通達が行政組織内部における上位行政庁から下位行政庁に対する命令手段であるから、その命令手段に反した課税処分が納税者に対して違法性を及ぼすものではないという論理は、税務通達が納税者に対し事実上の拘束力を有していること、かつ、税務通達が単なる行政組織内部の命令手段に止まらず税務行政における税務官庁の方針と納税者の意思決定の橋渡しとしての役割を果たしていることを無視したものであり、容易に与することはできない」とされ、何らかの違法性が存することを意味している(品川・前掲注10、154頁)。

ならないよう押さえておけば、類似業種比準方式を適用することが可能になる。しかし、このような場合、実質的には管理会社として純資産価額方式を適用すべきではないだろうか。これらが現実になる可能性も含めて評価方法の見直しが必要になってくる。上記のような個別評価通達の改正によって、課税価格が唐突に変更されるとすれば、納税者の法的安定性や予測可能性が損なわれ、租税法律主義とは相いれないことになる。

また、中小企業の事業承継者にとっては、事業用財産等は収入の源であり、事業用土地や店舗は生活の基盤である。中小企業経営者の多くは、事業継続を前提に留保金の処分等を行うことなく資本充実を図り、金融機関の信頼を得るとともに個人資産の担保提供をしてきた。これらは、正に生活に必要な生存権的財産であり、財産権の保障として要請されている（憲法第 29 条 1 項）。すなわち、租税法律主義の原則は、租税領域における法的安定性・予測可能性を確保するための法的手段であり、それは税法の執行過程（行政課程・裁判課程）における権力の濫用を阻止することによって、納税者の権利を擁護しようという自由権的権利保障の機能を果たしているのである。

したがって、中小企業における事業承継の立場にたって、法的安定性や予測可能性および生存的財産から勘案すれば、基本的な評価方法や評価方式については、評価通達における非上場株式の評価方法を抜本的に見直すと同時に法律または政省令に規定することを検討する必要があると考える。



## 第 8 章 非上場株式評価の変遷

前章において、その財産の評価は、時価によることとされ（相法 22）実務上、その時価は「評価通達」の定めによって評価した価額によっていることを述べた。しかし、その「評価通達」の合理性につき、その評価通達の適用が否定された非上場株式評価の判決があったことにより、通達による画一的な評価方式のみならず、実質的なものを含めて判断される必要があるのではないかと、今後の評価通達の適用による問題点が投げかけられた。

そこで、本章では、非上場株式の評価がどのような趣旨の下に改正されていったのか、主要な評価通達改正から現在の評価方法に至った経緯を整理することで、評価通達の改正が事業承継のための非上場株式評価に与えた影響を検討する。それによって、次章における各評価方式の問題点の参考としたい。

### 第 1 節 評価通達改正の経緯

#### （ 1 ）昭和 39 年（1964 年）の通達制定（昭 39 . 3 - 25 直資 56）

戦後昭和 21 年（1946 年）3 月財政再建のため、財産税が創設された。非公開株式の評価方法については、法律そのものに評価規定が置かれていた。徴税強行を行った結果、税務行政に対する納税者の不満から反税運動に発展し、減税の必要性から所得控除の引上げと税率の引下げを行い、同時に高額所得層への優遇を是正・補完する目的から「富裕税」が創設された。これは、昭和 25 年（1950 年）から 27 年の 3 年間実施された<sup>1)</sup>。

非公開株式の評価方法として、昭和 26 年（1951 年）1 月 10 日直資 1 - 5「富裕税財産評価通達」に詳細な評価方法が定められた。この「富裕税財産評価通達」が「評価基本通達」の前身で、現在の非公開株式の評価方法の母体となった<sup>2)</sup>。

富裕税が無くなったあとも富裕税財産評価通達の基本的な考え方は維持され、昭和 39 年（1964 年）4 月に評価通達制定された。この評価通達には、全ての財産の評価方法が定められ、現在の評価通達の原型となった。当時は、「相続税財産評価に関する基本通達」というタイトルであったが、平成 3 年（1991 年）12 月に「財産評価基本通達」と改めら

<sup>1)</sup> 商事法務研究会〔1990〕「改正株式評価通達の解説」における基本通達の歴史的経緯参照、27 頁。

<sup>2)</sup> 同上、27 頁。

れた<sup>3)</sup>。そこで、「非上場株式」については、以下のように区分して評価することとされた。

および 以外の会社の株式の評価

ア 会社規模区分（評基通 178）

評価会社を業種区分（卸売業、卸売業以外の業種）および資本金額、直前期末の総資産価額、直前期末以前 1 年間の取引金額に応じて「大会社・中会社・小会社」に区分した。

イ 株主区分（評基通 188）

株主区分としては、a 同族株主<sup>4)</sup>、b 非同族株主（同族株主以外の株主をいう）に区分した。

ウ 類似業種比準方式の創設（評基通 180）

類似業種比準方式の採用方法において、1 株当たりの利益・配当・純資産のみを比準するのではなく、その計算方法において、それぞれの比準要素が突出している場合、それらを平均する調整機能が採られた。それによって、利益や配当の高低が著しい場合はできるだけ平均化するような措置となった。

エ 純資産価額方式の創設（評基通 185）

オ 評価方法（評基通 179）

「同族株主」については、a 大会社は「類似業種比準方式」、b 中会社は「類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式」<sup>5)</sup>、c 小会社は「純資産価額方式」とした。「非同族株主」については、a 大会社は「類似業種比準価額と純資産価額方式の合計額の 2 分の 1」、b 中会社と小会社は「配当還元方式」を採用した。創設にあたり、まず、会社の規模区分は現在の取引金額あるいは総資産価額の概ね半分くらいで設定された。

<sup>3)</sup> 同上、27 頁。

<sup>4)</sup> 「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の 1 人とその同族関係者の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の 30%（最も多いグループの有する持株割合が 50%以上である会社にあつては 50%）以上である場合におけるその株主とその同族関係者をいう（評基通 188）。

<sup>5)</sup> 中会社は、類似業種比準方式と純資産価額方式とを併用して評価する。その併用方式とは次の算式による。類似業種比準価額  $\times L + 1$  株当たりの純資産価額  $\times (1 - L)$

中会社は、大会社と小会社との中間に位置する会社であるが、その規模は一樣ではなく大会社に近い規模を有するものから小会社に近い規模の会社までさまざまである。そこで、中会社の規模に応じ、大会社の株式の評価額と小会社の株式の評価額とのバランスを図ることとしている。このために用いるのが上記算式における「L」の割合である。

上記算式中の「L」とは、評価会社について、直前期末における総資産価額又は直前期末以前一年間における取引金額による基準により判定した割合のうち、いずれか大きい方の割合である（評基 179(2)）。従来、「L」の割合は、大会社を「1」、小会社を「0」とし、中間的な会社である中会社は「0.75」「0.50」「0.25」の三段階とされていたが、昭和 58 年の通達改正により、小会社の株式評価にも併用方式の選択適用が認められ、その「L」の割合が「0.5」とされたことから、中会社における「L」の割合は、「0.9」「0.75」「0.60」に変更され、現在に至っている（岩下忠吾〔2014〕117 頁）。

開業前又は休業中である会社の株式の評価（評基通 189 - 4）

「開業前又は休業中である会社の株式」の価額は、1株当たりの純資産価額によって評価する。

清算中である会社の株式の評価（評基通 189 - 5）

「清算中の会社の株式」の価額は、清算の結果配分を受ける見込金額の課税時期から分配を受けると見込まれる日までの期間に応ずる年8分の利率による複利現価の額によって評価する。

昭和39年（1964年）評価通達の考え方とは、「類似会社比準方式から類似業種比準方式へと変わり、配当還元方式が採用された。その趣旨は、類似会社比準方式は評価しようとする評価会社の規模を問わず全てこれに類似する上場会社数社とを比較して、その評価会社が仮に上場したとしたらどのくらいの値段がつくかということで評価しようとした。しかし、税務処理にあたっては、統一的な処理を要するため、画一的、形式的な処理が重視される。非常に多くの事案を処理しなければならないこともあり、恣意性の入りやすい類似会社の選定は非常にむづかしく、この類似会社の選定のいかんによっては、株価が非常に異なり課税の不公平が生じることになりかねない。また、制定当時の上場株価の水準からみて、類似会社比準価額の方が1株当たりの純資産価額より低くなるとみられていたが、経済の発展に伴い、上場株価水準が必ずしも1株当たりの純資産価額より下回るとはいえなくなった。一方、類似業種比準方式は、上場会社と比較しようという意味では、類似会社比準方式と本質的には変わらないが、個別の会社を選定するかわりに、類似業種に限定してその平均値で比較することで、恣意性を排除し、大量な事案を画一的に処理して課税の統一が図られ、課税の公平が図られると考えられた。配当還元方式は、非上場株式の場合には、経営を支配している株主と、従業員株主および少数株主とでは、所有する株式の経済価値に差があり、商法上いろいろな特権を得るまでの株式の所有がない限り、経済的な実体は単に配当をもらうことに限定されるのではないかというところから、いわば便宜的な評価方法として採用された」<sup>6)</sup>ということであった。

上記の考え方からすると、これまで多くの通達改正が行われてきたわけであるが、昭和39年当時の方が、「時価とは何か」という基本に基づいた評価方法が採られていたといえる<sup>7)</sup>。それは、評価通達において、「時価とは・・・それぞれの財産の現況に応じ、不特定多

<sup>6)</sup> 商事法務研究会・前掲注1、27 - 28頁。

<sup>7)</sup> 品川芳伸・緑川正博〔2005〕、21頁。

数の当時者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう（評基通 1(2)）とされているが、この意図するところは、「時価は、不特定多数の当事者間で通常成立する価額であるから、一方において客観的な要素が考慮されるとともに、他方において主観的な要素は排除される、また時価は、自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であるから、客観的な交換価値を示す価額である」<sup>8)</sup>とされているからである。

## （２）昭和 47 年（1972 年）改正（直資 3 - 16）

### 類似業種比準方式の計算式等

上場株式について、上場株式は課税時期の最終価格で評価することにしてはいたが、株価の変動を織り込んだ形で評価の安全性を斟酌し弾力性をもたせることにより、課税時期の最終価格と課税時期の属する以前 3 カ月間の最終価格の月平均額の価格のうち最も低い価額とされた。それに伴い、非上場株式の類似業種株価の取り方が見直され、「昭和 47 年改正の算式【図表 8 - 1】」における「A」の取扱いも上場企業と同様の取扱いができることとなった。また、比準算式の分母を 3 とし、斟酌率「0.7」<sup>9)</sup>とした。

類似業種比準方式の算式については、昭和 39 年（1964 年）には、3 および 1 という係数を加えて、配当や利益が操作されても、それらを平均することによって、その影響が出ないように評価の適正化が図られていた（昭和 47 年改正前の算式【図表 8 - 1】）<sup>10)</sup>。昭和 47 年（1972 年）には、分母を 3 にして 1 株当たりの利益、配当、純資産額を等分に比較することにより、斟酌率を「0.7」にして、株価を引き下げる効果と同時に「0.7」という斟酌率で置き換えることによって株式評価の簡便化を図るという意図があった。すなわち、「類似業種比準方式では 3 つの比準要素以外の計数化が困難な株価形成要素（会社の将来

<sup>8)</sup> 大阪地裁昭和 40 年 3 月 20 日判決（昭和 37 年（行）第 12 号）行集 16 巻 3 号 378 頁。

<sup>9)</sup> 30%ディスカウントの根拠としては、国会（昭 53・3・8 衆院大蔵委員会）で「取引相場のない株式は、市場性、流通性に欠ける、そのほかの要因も考えて、かた目の評価をしようということで 0.7 を掛けておる。流通性がないというところに最大の着目をした七掛けではないかと思っている」と答弁されている。七掛けの明確な根拠は明らかにされなかったが、国税庁は、この掛け目について長年の実務を通じてほぼ適正な率と述べている（竹中正明・前田繼男・関俊彦（共著）〔1987〕61 - 62 頁〔竹中執筆〕）。

<sup>10)</sup> 算式の分数式は、類似業種と評価会社の比準割合を示し、類似業種の総合判定を 100%とした場合において、評価会社の割合を示したものである。そのウエイトを判定するための基準として、株式投資における指針とされている 1 株当たりの配当金額、1 株当たりの利益金額および 1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）の三つの指標が採用されている。「1 株当たりの配当金額 B・b」「1 株当たりの(年)利益金額 C・c」「1 株当たりの純資産価額 D・d」を「比準要素」といい、これらの比準要素のうち、類似業種（評価会社と同種の上場企業等）に関するものは国税庁からその年に適用すべき数値が公表され、これに対して、評価会社の比準要素は納税者自身で計算することとなっている（岩下・前掲注 5、120 頁）。

性、市場の占有率、資本系列、経営者の手腕、技術力など)については比準要素として加味していないことなどから、評価の安全性に対する斟酌率として、上場株式との格差を一律「0.7」を乗ずることにより評価の安全性を図っていた<sup>11)</sup>。

【図表8-1】類似業種比準方式の算定式

昭和47年改正前の算式	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           上場企業 の平均 株価         </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <span>配当</span> <span>利益</span> <span>簿価純 資産</span> </div>
(イ)	$A \times \left[ \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D} + 3}{6} \right]$
(ロ)	$A \times \left[ \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D} + 3}{4} \right]$
b,c,d : 評価会社の1株当たりの金額 B,C,D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額	

(イ)および(ロ)の算式によって計算した金額のうち、いずれか低い方で評価する。

昭和47年改正の算式	
$A \times \left[ \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right] \times 0.7$	

このように、類似業種比準方式の適用が、配当および利益を下げることで評価のコントロールができるというタックス・プランニングの観点から、評価額を引き下げるといふ原因の一つとなった<sup>12)</sup>。換言すると、評価を引き下げる効果は、操作を可能にしてタックス・プランニングをやりやすくし、時価を引き下げることによって租税回避の一つの温床をつくりだしたということである<sup>13)</sup>。

純資産価額方式の計算方法

純資産価額（相続税評価額）の計算については、下記の算式のとおり、相続税の評価額

<sup>11)</sup> 国税庁〔2000〕「財産評価基本通達等の一部改正のあらまし」(週刊税務通信 2643、28頁)。  
<sup>12)</sup> 昭和47年改正の算式において、Bとb、Cとc、Dとdは、それぞれ類似業種と評価会社の比準要素で、その割合を示し、株価はこれらの比準割合の組合せによって決まる。これらの分数式は、比準要素について、類似業種の金額を1とした場合に、評価会社のその金額が類似業種の何倍に当たるか、または何割に当たるかを計算しようとするものである。また、この計算は類似業種を基準として評価会社の株価の決定要因がどれだけ優れているか、または劣っているかの割合を示すものでもある(岩下・前掲注5、122頁参照)。たとえば、比準要素である配当をなくし、利益をマイナスにすることで純資産価額だけの比準要素で比較することができる。このように、評価会社の株式は評価のコントロールができることとなる。  
<sup>13)</sup> 品川・緑川・前掲注7、35頁。

による純資産価額から、その所有資産の評価替えにより生じる評価差額に対する法人税等相当額の控除を導入した（評基通 186 - 2）。

#### 算式

1 株当たりの純資産価額（相続税評価額）＝（総資産の相続税評価額 - 負債の金額 - 清算所得に対する法人税額等相当額<sup>14)</sup>） / 課税時期における発行済株式数

「法人税額等相当額」控除を認める理由としては、「純資産価額方式によって株式を評価する場合には、上記により会社資産の評価替えに伴って生ずる評価差額に相当する部分の金額に対する法人税等に相当する金額を会社の正味財産価額の計算上控除することとしているが、これは小会社の株式といえども株式である以上は、株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなるので、個人事業主がその事業用資産を直接所有するものとはその所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えたうえで評価の均衡を図る必要があることによるものである。この場合、両者の間には、直接所有と間接所有という所有の違いがあり、その所有の違いについて評価上何らかの形で斟酌する必要がある。その時、個人の手元に戻すためには会社を解散しなければならず、会社を解散するに当たっては、その評価益に対して清算所得として法人税、住民税が課税されるから、その分を控除しておくことで、法人税法上の仕組みと結び付けて控除を設けたのである」<sup>15)</sup>ということであった。

すなわち、小会社は個人企業と同程度の規模であって経営組織は法人組織であるが、その実質は個人企業と同様である。そこで、個人の直接所有と間接所有の違いに着目し、1株当たりの純資産価額の評価額のほとんどが土地の含み益によって高くなっているため、個人事業者の事業用財産には相続税評価額が適用されることとの均衡上、小会社にも相続税評価額によって1株当たりの評価をすべきであるとの理由で評価の引き下げを行ったということであろう。

昭和 47 年（1972 年）頃より中小企業対策が議論され、「株式の時価とは何か」、「通常、取引される価額とは何か」という問題よりも、中小企業の事業承継に対して非上場株式の評価をできるだけ緩く評価できる方法はないか、また緩く評価するに当たって何らかの理

<sup>14)</sup> この控除率は、清算所得に対する法人税等が変更されるたびに変更されてきた。税率の変更については、その変遷を 112 頁に記載。たとえば、42%となったのは、平成 11 年 4 月 1 日以降であり、42%の根拠は、清算所得に対する税率は 27.1%であるため、清算所得に対する法人税、事業税、道府県民税および市町村民税の税率の合計が約 42%となるためである（評基通 186 - 2）。

<sup>15)</sup> 商事法務研究会・前掲注 1、29 頁。

届付けはないかという検討がなされていた。その結果、上述した計算方法がとられたということであった<sup>16)</sup>。

### (3) 昭和53年(1978年)改正(昭53.4.1直評5)

純資産価額方式における評価減を適用した。つまり、一同族グループの持株割合の合計が50%に満たないときは、純資産価額方式により計算する場合に、その80%を評価する(評基通185但し書き)。これは、50%未満の株主グループは相対的に支配力が弱い株主であるため、他の同族株主と相互に牽制し合い支配力が下がるだろう。こういうことを考慮して8割評価にすることによって、中会社と小会社に限定したいわば中小企業対策が背景にあった<sup>17)</sup>。

### (4) 昭和58年(1983年)改正(昭58.4.8直評5)

小会社の株式の評価について、純資産価額方式と類似業種比準方式との併用(Lの割合=0.50)<sup>18)</sup>により評価する方法を選択できることとする(評基通179(3))。

類似業種比準方式の類似業種の採り方を弾力化する(小分類 中分類、中分類 大分類の選択可)(評基通181)。

類似業種の株価について、前年の平均株価を選択できることとする(評基通182)。

商法改正に合わせ、同族株主等の判定において、議決権のない株式を評価会社の発行済株式数から控除する(評基通188-3)。

昭和58年(1983年)の通達改正は、「中小企業の事業承継税制」が昭和58年に創設されたことに鑑み、事業承継対策に重点を置かれた改正であった。

その背景は、まず、昭和56年(1981年)12月に出された「昭和57年度の税制改正答申」において、中小企業経営者の相続問題を取り上げ、「相続税の課税の基礎となる相続財産の評価の在り方については、従来から各種の議論が行われてきているところであるが、最近においてはいわゆる中小企業の事業承継といった観点から議論が行われている。この問題は非上場株式等をどのように評価するかという技術的な側面と、富の再分配機能を有する相続税の性格との関連をどう考えるかという基本的問題を含んでいるので、専門家の意見を聴する等により幅広く検討を加えるべきである」と答申されたことにあった。

<sup>16)</sup> 同上、29頁。

<sup>17)</sup> 同上、30頁。

<sup>18)</sup> 「L」とは、会社の規模により定められている大会社と比較した場合の割合を示している。Lの割合は、大会社を「1」、中会社を「0.9」「0.75」「0.6」、小会社「0.5」としている。同族株主等における中会社、小会社の評価にあたっての規模(具体的には資本金・取引金額・総資産)に応じて、類似会社比準方式と純資産方式による併用を規定しているが、小会社については、Lを「0.5」として評価することができる(評基通179(3))。具体的には、前掲注5に既述。

この提言を受けて、昭和 57 年（1982 年）12 月 23 日の「昭和 58 年度の税制改正に関する答申」において、「相続税については最近、中小企業の事業の円滑な承継の観点から各種の議論が行われているが、中小企業経営者の相続税の課税の実態調査からみても過度の負担を求めているとは認められず、税制上特別の措置を講ずることは適当でない。ただ、小規模な会社の株式は現在いわゆる純資産価額方式のみにより評価されていることから、株式価格の形成要素の一つである収益性についても評価上配慮する余地があるのではないかとする意見があること、大・中規模の会社の株式に適用されるいわゆる類似業種比準方式においてはすでに収益性が織り込まれていること等に留意すれば、現行の株式の評価体系の枠組みの中で収益性を加味することとするのが適当である。また、いわゆる類似業種比準方式についても類似業種の採り方等その合理化を図るべきである。株式評価について改善合理化を図ることの関連で個人が事業の用又は居住の用に供する小規模宅地についても所要の措置を講ずることが適当である」と提言した。

この答申をうけて、小規模宅地等に対する評価減特例の通達<sup>19)</sup>は租税特別措置法 69 条の 3 に盛り込まれ、昭和 58 年 3 月 31 日付直評 4・直資 2 - 95 により廃止された。また、小会社株式に対して類似業種比準価額と純資産価額の折衷方式が認められた。同時に、類似業種および類似業種の株価についても、弾力化が図られ、上記のような改正が行われた。すなわち、類似業種比準価額が大幅に引き下げられた。そういう意味から、事業承継の上では納税者から歓迎される措置が採られたといえる。他方、当時の商法改正に対応して、親子会社間関係間で商法上議決権を有しないとされている株式を発行済株式数から除外するという手当がなされ、同族株主等の支配割合の取扱いが厳格になった。

この改正で、小会社に対しても類似業種比準方式を認め、純資産価額方式と類似業種比準方式の垣根がなくなったといえる。すなわち、小会社に収益性を織り込んだということである。それは、中小企業においても利益があがっている会社とそうでない会社があり、上向きの会社は純資産価額で評価しても問題はないが、右下がりの会社については、現時点の純資産があるからと言ってそのまま評価するというのは問題があるので、その収益性を織り込むべきであるという趣旨であった。

#### （ 5 ）平成 2 年（1990 年）改正（平 2 . 8 . 3 直評 12・直資 2 - 203）

##### 純資産価額方式の適正化

<sup>19)</sup> 通達は「事業又は居住の用に供されていた宅地の評価」について、昭和 50 年 6 月 20 日付直資 5 - 17 により、通達による税務執行上、通常の方法によって評価した価額の 80%相当額によって評価することに取扱われてきた。



ア 評価会社が課税時期前 3 年以内に取得(新築)した土地等および家屋等の価額は、課税時期における通常の取引価額(取得価額)によって評価して純資産価額を計算する(評基通 185)。

イ 評価会社が有する株式等の純資産価額の計算において、評価差額に対する法人税額相当額を控除しないこととした(評基通 186 - 3)。

評価会社が同族会社であり、かつ評価方式に純資産価額が適用される場合、1 株当たり純資産価額の計算に当たっては、186 - 2(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)の定めにより計算した金額は控除しない。すなわち、評価会社の段階で清算所得税を 1 回引けばよいとする考えである。

類似業種比準方式適用の制限

ア 特定の評価会社の区分(評基通 189)

特定の評価会社の株式を定義し、その評価方法を定めた。

イ 特定の評価会社の株式の評価(評基通 189 - 2 ~ 189 - 5)

株式保有特定会社<sup>20)</sup>、土地保有特定会社<sup>21)</sup>、開業後 3 年未満の会社等<sup>22)</sup>、開業前又は休業中の会社及び清算中の会社の各株式については、原則として、純資産価額方式によって評価する。

富裕税当時から昭和 58 年改正に至るまで、株式評価の改正は、納税者にとって有利な形で行われてきた<sup>23)</sup>。また、昭和 39 年以降、昭和 47 年、昭和 53 年、昭和 58 年の株式関係についての通達改正は、一貫して中小企業の事業承継等を考慮してできるだけ安全に評価しようという配慮がなされてきた。

ところが、平成 2 年の改正は、一部納税義務者には税負担の強化を求めるものとなっていた<sup>24)</sup>。その評価通達改正の趣旨は、「財産評価というのは、個別妥当性が求められるので、

<sup>20)</sup> 総資産に占める株式の割合が大会社においては、25%以上(相評ベース)、中会社・小会社においては 50%以上の会社をいう。純資産価額により評価(「S1 + S2」方式の選択可。少数株主は配当還元価額による)。

<sup>21)</sup> 総資産にしめる土地等の割合が大会社においては 70%以上(相評ベース)、中会社においては 90%以上の会社(小会社は対象としない)。純資産価額により評価(少数株主は配当還元価額による)。

<sup>22)</sup> 開業後 3 年未満の会社または類似業種比準価額の比準要素の金額の 2 要素以上が直前期、直前々期において 0 である会社。純資産価額により評価(少数株主は配当還元価額による)。

<sup>23)</sup> たとえば、純資産価額で方式で計算するときに清算所得税分を引いたり、あるいは配当還元方式を幅広く採用するとかいった形で、ほとんどすべてが納税者にとって有利な改正が行われてきた(商事法務研究会・前掲注 1、30 頁)。

<sup>24)</sup> 不当な節税とか不当な租税回避は、評価が適正に行われていないから発生する問題である。それ故に、類似業種比準方式適用の制限として、特定の評価会社の評価基準を設け、特定の評価会社の株式の評価として評基通 189 - 2 ~ 189 - 5 の会社の各株式については、原則として、純資産価額方式によって評価する(品川・緑川・前掲注 7、69 - 72 頁)。

一応各財産を定型化してそれぞれの評価方法を定めるにしても、その財産が置かれた状況に応じて、その定型化した評価方法では法律が予定している『時価』を反映しえない場合も多々ある。安全性、統一性、簡便性に加えて、個別妥当性を常に配慮して行わなければならない。株式評価に関しても、評価の安全性に着目した改正が行われてきたが、株式は経済の変動に応じて取引もいろいろ変化し、また、株式の経済的価値の内容もいろいろ変動する要素を持っているので、従来の評価方法がそういう変動に応じて適切な時価を反映しているかどうかということについては、非常に問題のあるところである。

特に、安全性を考慮した評価は、当然その財産の取引価額と評価額との間に開差を生じさせるので、その開差を利用していろいろな形の節税ができ、結果的には個別妥当性を失った評価になっている。裏を返せば、評価が不適正になっている。いろいろ手練手管を利用する人と、しない人では非常に課税の不公平が生じる。そこで、不公平を是正するためには取引金額と評価額にできるだけ開差を生じさせないようにしなければならない<sup>25)</sup>(傍線 筆者)ということであった。課税公平の観点により、開差の是正および株式価額評価の一層の適正化を図ることを目的に通達改正が行われた。

#### (6) 平成6年(1994年)改正(平6.6.17課評2-8)

会社規模区分における従業員基準の導入(評基通178)

非上場株式を評価する場合の前提となる会社規模の区分基準について、資本金1億円基準に代えて従業員数100人以上の会社を大会社とする改正を行った。

非上場株式を現物出資した場合の法人税額等相当額控除の制限(評基通186-2)

会社規模区分は、元々、取引金額と純資産価額が基準になっていたが、昭和47年(1972年)以後、改正が行われていないこと、また、ペーパーカンパニーについて、類似業種比準方式を適用できないようにするために従業員基準を設けた。

また、非上場株式を現物出資した場合に限定して、法人税額等相当額を控除できないようにした。

<sup>25)</sup> 「改正株式評価通達の解説」・前掲注1、30-31頁。

「評価の安全性」には、たとえば、類似業種比準価額を計算する場合には、上場企業の業種別平均価額を計算するときに課税時期の最終価額を評価するのではなく、課税時期の属する月以前3カ月間の最終価格の平均価額のうち最も低い金額によって評価していること、斟酌率を0.7(または0.6.0.5)を乗じることとしていること、および非上場株式の純資産価額方式のように企業が継続しているのにもかかわらず、個人企業財産とのバランスに配慮して法人税等相当額を控除しているものがある(品川芳宣〔2004〕120-122参照)。傍線について、安全性を配慮がなされている評価通達は一種の推定的な標準価額を意味している。このような評価基準制度に基づく評価額は、当該財産に係る相続税法上の時価(客観的交換価値)を上回らないよう安全性に配慮されているということである(同上、121-122頁参照)。

## ( 8 ) 平成 12 年 ( 2000 年 ) 改正 ( 平 12 . 6 . 13 . 課評 2 - 4 )

会社規模区分における小会社の従業員数基準については、従来、小会社が個人企業の事業規模と変わらない程度のものであるよう「10人以下」としていたが、個人企業の従業員数の実態を踏まえ小会社の従業員数基準を「5人以下」とし、これに合わせて小会社の総資産価額基準を改正した(評基通 178、179、189(3))。

### 類似業種比準方式の改正(評基通 180、189-3(1))

類似業種比準方式における利益・配当・純資産の比準要素を均等で比較していたものについて、比準要素のうち利益金額のウエイトを 3 とし、収益性をより加味したものとし、分母を 5 (1:3:1)<sup>26)</sup>にするという改正が行われた。さらに、中会社および小会社で純資産価額方式と類似業種比準方式を併用して評価する場合の類似業種比準方式の算式における評価の安全性の斟酌率<sup>27)</sup>「0.7」を、中会社については「0.6」、小会社については「0.5」まで引き下げた。(算式について、【図表 8 - 1】(昭和 47 年改正算式)【図表 9 - 3】参照)。

「2 要素以上ゼロの会社」の株式の価額は、純資産価額方式により評価することとしていたが、直前期末を基として計算した場合に 3 つの比準要素の全てがゼロである会社の株式を除き、類似業種比準方式の適用割合(Lの割合 = 0.25)として類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式により評価できることとした(評基通 189(1)(4)、189-2・189-3(1))。

「平成 12 年度の税制改正に関する答申」<sup>28)</sup>において、「取引相場のない株式の評価について、これまでもその適正化に努めてきたところですが、経済社会の変化に応じて、より実態に即した適正な評価を行うとの考え方に基づいて見直すことが適当である」とされたことを踏まえ、「平成 12 年度税制改正の要綱」(平成 12 年 1 月 14 日閣議決定)において、一層の適正化を図ることが盛り込まれ、これを受けて、上記の改正が行われた。

類似業種比準方式における 3 つの比準要素については、従前は株価形成に与える影響度合いが等しいものと取り扱ってきたが、「継続企業を前提とすれば、一般的に、株式の価値は会社の収益力に影響されると考えられ、上場会社のデータに基づき検証作業等を行ったところ、配当金額、利益金額および簿価純資産価額の比重を 1:3:1 とした場合が最も適正に株価が算定されると認められたことから、これを踏まえた類似業種比準方式の算式と

<sup>26)</sup> 分母の「5」は、評価会社の利益がゼロの場合には、「3」とする(週刊税務通信 2643、29頁)。

<sup>27)</sup> 評価会社の評価額の計算において、[A×比準割合]で求めた金額に斟酌率を乗ずるのは、評価会社の株式がその計算された金額により売買される保証がなく、また課税時期現在株式上場または公開していないことからその評価の安全性を図るためのものである(岩下・前掲注 5、123頁)。

<sup>28)</sup> 税制調査会・平成 11 年(1999年)12月。

なっている」<sup>29)</sup>というのが改正の理由であった。

また、評価の安全性にたいする斟酌として、3つの比準要素以外の計数化が困難としてこれまで一律に「0.7」を乗じて評価されていたが、上記のとおりこの割合は、大会社「0.7」、中会社「0.6」、小会社の場合は「0.5」に改正された。その理由については、「取引相場のない株式の発行会社である大半の中小企業は、その情報力、組織力の他技術革新、人材の確保、資金調達力等の点で上場企業に比して劣勢であり、一般にその格差は拡大する傾向にあるといえる」<sup>30)</sup>であるとされた。

その結果、利益が少なければ評価額が引き下げられるが、逆に利益が高くなると従来より高い評価額になる。それは、上場株式等は利益に比例した株価形成を前提にしているため、非上場株式にも利益重視の評価方式に改めたといわれていた<sup>31)</sup>。しかし、株式評価において、「上場企業の平均株価」が利益重視を反映しているにも関わらず、さらに利益要素を3倍するということは、中小企業の事業承継を意識した改正が行われているとはいえない。つまり、事業承継を真に考えなければならない会社は、利益が出ている会社であるが株式の換金性、処分性がない会社であるため、評価額が上がると相続税負担が重くなるのである<sup>32)</sup>。結果として、納税資金の調達が困難となり、やがて事業承継に支障を来すようになる。将来に様々な問題を残した改正となった<sup>33)</sup>。

#### (9) 平成15年(2003年)改正(平15.6.25 課評2-15)

商法改正により、自己株式が資本の控除項目とされたことから、純資産価額の計算上、各資産から自己株式を除き、かつ、発行済株式総数から自己株式を除くこととした(評基通185、189)。

自己株式については、商法において資産性が否定され、資本の控除項目となったことから、それに合わせて改正が行われた。

#### (10) 平成18年(2006年)改正(平18.10.27 課評2-27)

##### 類似業種比準方式

ア 類似業種の株価および各比準要素の数値は「1株当たりの資本金の額」から「1株

<sup>29)</sup> 週刊税務通信 2643、29頁。

<sup>30)</sup> 同上、30頁。

<sup>31)</sup> 品川・緑川・前掲注7、91頁。

<sup>32)</sup> 改正前後を比較すると、利益比準値の割合だけが増えている(1:1:1 1:3:1)。配当と資産の比準が同じならば、3倍となる利益比準値が他の比準値よりも大きいと株価は大きくなる。逆に利益が小さければ株価は小さくなる。1株当たりの株価が改正前と数パーセントの差であっても、相続税の課税価格を計算するとその額は多額になり影響は大きい(週刊税務通信 2633、59頁)。

<sup>33)</sup> 品川・緑川・前掲注7、91頁。

当たりの資本金等の額（法人税法上の資本金等の額）」を 50 円とした場合の株式数を基として計算することとした。

イ 比準要素の 1 つである「1 株当たりの配当金額」は、「利益処分による配当金額」から「剰余金の配当金額」を基として計算することとした。

ウ 評価会社が自己株式を保有する場合には、発行済株式数から自己株式数を控除することとした。

#### 純資産価額方式

平成 18 年の会社法の施行により「利益処分」の規定がなくなったことに伴い、利益処分を前提とした配当金および役員賞与の金額の取扱いについて削除した。

#### （ 1 1 ）平成 20 年（2008 年）改正（平 20 . 3 . 14 課評 2 - 5）

非上場株式の評価における類似業種比準方式の計算方法を改正した。

改正前は、「評価会社の 1 株当たりの利益金額 c」の金額がゼロの場合の算式の分母は「 3 」であったが、改正後は、c の金額がゼロの場合の算式の分母はゼロを上回る場合と同様に「 5 」となった。

#### （ 1 2 ）平成 22 年（2010 年）改正（平 22 . 6 . 16 課評 2 - 18）

平成 22 年度の税制改正において、法人税法における清算所得課税（税率 28 - 1%）が廃止され、清算中の法人についても通常の所得金額に対する課税（税率 30%）が行われることとされたことに伴い、純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定上の「法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」が 42% から 45% に改正された。

#### （ 1 3 ）平成 24 年（2012 年）改正（平 24 . 3 . 2 課評 2 - 8）

平成 24 年度の税制改正において、法人税率の引き下げおよび復興特別法人税が創設されたことを受けて、「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定上の「法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」が法人税（復興特別法人税を含む）、事業税（地方法人特別税を含む）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合が 45% から 42% に引き下げられた。

#### （ 1 4 ）平成 25 年（2013 年）改正（平 25 . 5 . 27 課評 2 - 20）

東京高裁平成 25 年 2 月 28 日判決において、株式保有特定会社の評価に当たって、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断すべきである判決が確定し、現行の株式保有割合が 25% 以上である大会社を株式保有特定会社として

いたが、この高裁判決を受け、会社規模区分にかかわらず、「株式保有割合 50%以上」となった場合に株式保有特定会社に該当する旨の改正が行われた。

## 第 2 節 評価方法の「収益基準」導入

前節において。評価通達改正の経緯を整理してきたわけであるが、日本経済の高株価時代を経て、評価通達は、「時価とは何か」という「理論的」なものから事業承継対策等の「政策的」なものに変遷していったようにも考えられる。

たとえば、類似業種比準方式の採用方法について見ると、昭和 39 年（1964 年）導入時には 1 株当たりの利益・配当・純資産のみを比準するのではなく、それぞれの比準要素が突出している場合、それらを平均化して評価の適正化が図られていた。

しかし、昭和 47 年（1972 年）になると株式評価の簡便化を図るという意図から、上場株式との格差を評価の安全性に対する斟酌率として一律「0.7」を乗ずることで、結果的には評価額を引き下げる効果があった<sup>34)</sup>。事業承継の上では納税者にとって有利な措置がとられたことになる。

昭和 58 年（1983 年）になると、「中小企業の事業承継税制」が創設されたことに伴い、事業承継税制対策に重点を置かれた改正が行われた。改正の一つに、小会社の株式評価について、純資産価額方式と類似業種比準方式との併用を選択可能とした。本来、類似業種比準方式というのは、大会社を上場会社の基準と同じという想定であり、大会社に適用されるべき評価方式であって小会社に対して認められるものではない。このことは、「純資産価額方式とは何か」、「類似業種比準方式とは何か」という垣根がなくなったといえるだろう。このように、「時価とは何か」ということよりも、類似業種の株価の弾力化が図られるなど事業承継の上では納税者にとって歓迎される措置がとられたことにより、事業承継のための政策的な評価に変わってきたともいえる。

平成 2 年（1990 年）年 8 月には、行きすぎた節税対策に対処して株式評価の適正化を図る観点から評価通達の改正が行われた。すなわち、評価が適正に行われていないから、不当な節税や租税回避が起こるのだという意識の問題から評価の適正化を図る目的で通達改正が行われた。その結果、類似業種比準方式の適用が制限されたことにより一部の事業

<sup>34)</sup> 1960 年代後半の日本経済は、高度成長期にあり、株価が上昇していた時期でもあった。1964 年 12 月 12 日に提出された税制調査会の答申には、「経済成長における税負担の増加をいかにして軽減していくか」ということが関心事であった（橋本恭之・鈴木善充〔2012〕48 頁参照）。

承継会社にとっては税負担の強化となった。

平成 12 年（2000 年）には、通達改正による類似業種比準方式の斟酌率 7 割が中会社 6 割、小会社 5 割まで引き下げられ、政策的に弾力化が図られた。しかし、類似業種比準方式における利益・配当・純資産の比準要素を均等で比較していたものについて、利益を 3 倍して、分母を 5 にするという改正が行われた。各割合の合計値を 5 で除すのは、株価の決定要因である各比準要素の割合の単純平均値を算出するためである。その結果、利益が相対的に少ないと評価額を引き下げることができるが、逆に利益が高くなると従来より相当高い評価額になる。事業承継を考えなければならない会社は利益が出ている会社であるはずだが、株式の換金性、処分性がない会社であるにも拘わらず、非上場株式にも利益重視の評価方式に改められたということは、事業承継会社の立場からは厳しい改正となった。すなわち、非上場株式の評価については、企業価値を向上させるため企業努力して評価額を高くすれば相続税が重くなるということにつながる改正となった。

このように、非上場株式の評価は、評価通達に基づき公平性を保っていると考えられるが、換言すると、財産評価方法は法律で規定されず、課税庁側に委ねられていることになる。そもそも、現行相続税法 22 条の「時価」は、単に相続開始時の「時価」と規定しているにすぎず、一定の生存権的財産については、理論上は売買が行われず、通常の意味での売買時価とは異なる。すなわち、一定の生存権的財産における相続税法 22 条の「時価」の法規範的意味は、「利用価額 = 収益還元価額としての時価」と解することができる<sup>35)</sup>。ここでの「時価」とは、当該財産を譲渡しないで、引き続き生存の用に供することとした場合の利用権の価額としての「時価」が存在しているにすぎないからである<sup>36)</sup>。

中小企業の事業承継の立場に立った基本的な評価方法や評価方式については、法律や政省令に規定することが適切であるだろう。また、一定要件を満たす中小企業につき、一定期間の事業の存続を条件とする生存権的財産の対象となる財産については、企業の継続を前提とするならば、収益性が評価に反映される点からは合理的と考えられる。よって、利用価額（収益還元価額）を課税標準とするなどの措置を検討する時期に来ていると考える。

---

<sup>35)</sup> 北野弘久〔2004〕385 - 387 頁。

<sup>36)</sup> 同上、386 頁。

## 第9章 非上場株式評価方式の課題

前章では、主要な評価通達改正から現在の評価方法に至った経緯を整理したが、その改正は、事業承継会社にとっては厳しいものであり事業承継税制本来の目的とは乖離していると考えられた。

非上場株式の評価について、国税庁方式（相続税法）による株式の評価は、相続税・贈与税の課税標準となるものであり、それは、評価通達の定めにより評価された価額である。評価通達では、「財産の評価」について、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する」（評基通1）と述べられているが、非上場株式の評価に当たって、評価通達は中小企業の特性や事情を考慮した評価であるのだろうか。

そこで、本章では、非上場株式評価の分類をした上で、各評価方式の問題点とその課題について整理する。

### 第1節 非上場株式評価の分類

評価通達では、上場株式および気配相場等のある株式（登録銘柄および店頭管理銘柄、公開途上にある株式ならびに国税局長の指定する株式）を厳格に定義し、これら以外の株式をすべて「取引相場のない株式」と定義付けている（評基通168）。

時価の定義によれば、財産の取得者によって時価が異なるということはある。しかし、実際には、評価通達自体が、財産の取得者によって時価が異なる場合を認めている。たとえば、非上場株式については、評価会社を大会社、中会社および小会社に区分し<sup>1)</sup>（評基通178）それぞれの評価会社に応じて、当該株式の時価を類似業種比準方式もしくは純資産価額方式またはそれらの方式の折衷方式によって評価することとしている（評基通179）。

非上場株式は、上場株式等のように取引価格（市場価格）が明らかになっていないので、仮に取引事例がみられる場合でも、その取引価格を客観的交換価値すなわち相続税評価額として株式の評価に採用することには問題がある。よって、非上場株式を会社の規模等に

<sup>1)</sup> 大会社とは、従業員数が100人以上の会社、または、総資産価額が一定額以上で従業員数が一定数以下でない会社、または年間取引金額が一定額以上の会社（評基通178）、中会社とは、従業員数が100人未満の会社で、純資産価額が一定額以上であるか、または年間取引金額が一定の範囲に達している会社（同178）、小会社とは、従業員数が100人未満の会社で、総資産価額が一定額未満であるか、または従業員数が一定数以下であり、かつ年間取引金額が一定金額未満の会社（同178）をいう。



関係なく同一の方法によって評価することは適当でないので、それぞれの会社の規模等の実態に即した評価を行うこととしている<sup>2)</sup>。

具体的に、非上場株式の評価体系の概要を示すと、【図表 9 - 1】のとおりである。

【図表 9 - 1】取引相場のない株式の評価体系図（概要）

取引相場のない株式	一般の評価会社の株式	原則的 評価方式	会社の規模区分	評価方式
			大会社	類似業種比準方式（類似業種比準方式と純資産価額方式の選択ができる）
			中会社	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式
		小会社	純資産価額方式（類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式の選択ができる）	
		特例的 評価方式	配当還元方式	
	特定の評価会社の株式	特定の評価会社の区分		評価方式
		比準要素数 1 の会社		純資産価額方式（類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式の選択ができる）
		株式保有特定会社		純資産価額方式（「S1 + S2」方式の選択ができる）
		土地保有特定会社		純資産価額方式
		開業後3年未満の会社等		
開業前又は休業中の会社		清算分配見込額の複利原価による評価方式		
清算中の会社				
	特例的 評価方式	配当還元方式		

（出所）谷口裕之〔編著〕〔2013〕『財産評価基本通達逐条解説』556頁参照、筆者加工。

評価通達では、発行会社の規模に応じて、それに相応する評価方式を採用している。すなわち、上場会社に匹敵するような大会社の株式は、上場会社の株式評価との均衡を図ることが合理的であるので、原則として、類似業種比準方式により評価する。ただし、納税義務者の選択により、1株当たりの純資産価額によって評価することができる（評基通 179(1)）個人企業とそれほど変わるところがない小会社の株式は、個人企業者の財産評価との均衡を図ることが合理的であるので、原則として、純資産価額方式により評価する。ただし、納税義務者の選択により、類似業種比準方式と純資産価額方式とを併用する方式によることもできるとしている（評基通 179(3)）。大会社と小会社との中間にある中会

<sup>2)</sup> 谷口裕之〔2013〕553 - 554 頁。

社の株式については、大会社と小会社の評価方式の併用方式によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、類似業種比準価額を純資産価額方式によって計算することができる（評基通 179(2)）。

株主の中には、事業経営への影響度の少ない同族株主の一部および従業員株主（以下「同族株主以外の株主等」という）が存在している。これら同族株主以外の株主等が取得した株式（いわゆる少数株主の株式）については、実質的には、単に配当を期待するだけであり、評価手続きの簡便性を考慮して、特例的评价方式である配当還元方式により評価することとしている（評基通 188 - 2）。

既述したように、平成 2 年の改正により、株式保有特定会社および土地保有特定会社について、特別的评价方法が定められ（評基通 189、189 - 2、189 - 3）さらに、開業前または休業中の会社については純資産価額方式のみによる評価を行うこと（評基通 189 - 4）清算中の会社については分配見込額の複利現価の額による評価を行うことが定められた（同 189 - 5）。

また、株主の態様に応じた株式の評価方式の区分は、【図表 9 - 2】のとおりである。

【図表 9 - 2】株主の態様による区分

株主の態様による区分				評価方式
会社区分	株 主 区 分			
同族株主のいる会社	同族株主	中心的な同族株主がない場合		原則的評価方式
		中心的な同族株主がいる場合	中心的な同族株主	
			取得者持株 5%以上	
	取得後持株 5%未満（役員を除く）			
同族株主以外の株主				配当還元方式
同族株主のいない会社の場合	持株割合の合計が 15%未満のグループに属する株主			原則的評価方式
	持株割合の合計が 15%以上のグループに属する株主	中心的な株主がいる場合	取得後持株 5%未満（役員を除く）	
			取得後持株 5%以上	
中心的な株主がない場合				

株主の態様に応じた株式の評価方式は、同族株主のいる会社の場合は、同族株主が取得

した株式については、一般的に原則的評価方式を適用し、同族株主以外の株主が取得した株式および同族株主であっても中心的同族株主がいる場合に、中心的な同族株主・役員以外で株式取得後 5%未満である者が取得した株式については、特例的評価方式である配当還元方式が適用されている（評基通 188、188 - 2）。さらに、評価通達においては、【図表 9 - 2】のとおり複雑な評価方式が規定されている<sup>3)</sup>。

このように、評価通達では、本来、評価基準となる取引価額が存在しない「非上場株式」の時価について、所定の評価方式によって評価し得ることとしている。よって、実務上は、評価通達によらないことが相当と認められるような特別の事情がある場合を除き<sup>4)</sup>、評価通達による評価が原則とされている。

## 第 2 節 各評価方式の課題

### （1）類似業種比準方式

類似業種比準方式とは、【図表 9 - 3】の算定式により、「上場企業の業種別平均株価」である類似業種の株価を基に、評価対象会社の 1 株当たりの「配当金額」、「利益金額」および「簿価純資産価額」と上場企業の業種別平均値とを各々比較した割合を用いて比準し、会社規模毎に異なる「斟酌率」を乗じて評価する方法を採っている。大会社は原則的評価方法であり、中会社・小会社については、純資産価額方式との組み合わせで評価上を用いることができるとされている。株価の構成要素として、株式 1 株当たりの配当金額、利益金額および簿価純資産額のみならず、事業の種類およびその将来性、市場占有率、資本の系列、経営者の手腕などがあり、その他具体的に計数化してとらえることのできない要素もあるので、3 要素の比準価額に対して、斟酌率を大会社「0.7」、中会社「0.6」、および小会社「0.5」として評価の安全性を図っているといわれている（評基通 180(1)(2)）<sup>5)</sup>。

<sup>3)</sup> 「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 30%（50%以上のグループが有るときは 50%）以上である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう（評基通 188(一)）。

「中心的な同族株主」とは、課税時期において、同族株主の一人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族（これらの者の相続関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 25%以上である会社を含む）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 25%以上である場合におけるその株主をいう（評基通 188(二)）。

<sup>4)</sup> 特別の事情がある場合、他の合理的な時価の評価方法によることができるとされた判例として、相続税更正処分取消請求事件（純資産価格の計算上法人税等相当額を控除することの可否）東京地裁平成 10 年 9 月 29 日判決（平成 8 年（行ウ）第 24 号）LEX / DB28040109）がある。

<sup>5)</sup> 高橋靖〔2002〕57 頁参照。

【図表9-3】類似業種比準方式の算定式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 上場企業 の業種別 平均株価             </div>	( 配当 ) ( 利益 ) ( 簿価純資産 ) ( 斟酌率 )						
A ×	$\left[ \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right] \times$						
	<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">大会社</td> <td style="padding: 5px;">0.7</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">中会社</td> <td style="padding: 5px;">0.6</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">小会社</td> <td style="padding: 5px;">0.5</td> </tr> </table>	大会社	0.7	中会社	0.6	小会社	0.5
大会社	0.7						
中会社	0.6						
小会社	0.5						
	b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額 B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額						

では、具体的にどのような課題が考えられるのだろうか。

### 比準要素の問題点

比準価額である1株当たりの「配当金額」・「利益金額」・「簿価純資産価額」の3要素は、従来、同じ比重で考慮するものであったが、平成12年度の税制改正により、「配当金額」・「利益金額」・「簿価純資産価額」の比準割合は、1:3:1とされている（評基通180）。これは、継続企業を前提とすれば、一般的に、株式の価値は会社の収益力に最も影響されると考えられるところから、適正に株価の算定がなされるとみとめられたことによるものである。しかし、3要素のうち、「利益金額」は「3倍」で計算されるため、類似業種比準価額を引き上げるためには、「利益金額」を引き下げるのが最も有効な対策となる。たとえば、評価会社の利益が減少すれば、配当も減少するか、または無配となり、そのうえ、相対的に純資産価額も減額となるだろう。よって、株価減額対策により、高収益企業の成長意欲を削ぐ要因になりかねない。

### 斟酌率の問題点

類似業種比準価額方式の算定中、最後に、斟酌率を大会社「0.7」、中会社「0.6」、小会社「0.5」を乗じている。これは、上場株式の市場価格の形成には将来の予想収益に対する期待等投機的要素があるのに対し、非上場株式の場合には、そのような要素もなく、また、容易に売却できないことから手堅く評価するという評価の安全性に配慮したものである<sup>6)</sup>。しかし、そもそも、これらの斟酌率という数字は、どのような根拠をもって算出されたものなのか、評価の安全性にたいする配慮が欠けているように考えられる。

類似業種比準方式は、上場会社の株価にスライドさせて非上場株式を評価しようとして

<sup>6)</sup> 高野幸大〔2005〕234頁。

いるものであり、比準させ得る理論的根拠あるいは経済的基盤を欠いているといえる。それは、上場企業のもつ本来の株価が、しばしば企業の財務内容とまったくかけ離れた異常な株価高騰や下落の事実から、大幅に乖離することからも上場株式の経済的実質を証明しているとは限らないからである<sup>7)</sup>。

しかしながら、実務的な手法としては、上場会社株価を参照せざるを得ないだろう。それならば、修正株価をきめ細かく算出する。たとえば、株価の安全対策としての「斟酌率」を一律に、大会社「0.7」、中会社「0.6」、および小会社「0.5」とするのではなく、売上高に応じて細かく修正を加えていくという方法もあり得ると考える。

## (2) 純資産価額方式

純資産価額方式とは、課税時期において評価会社が所有する各資産の相続税評価額の合計額から、課税時期における各負債の額の合計および会社資産の評価替えによって生ずる評価差額に対する法人税等相当額を控除した金額を、課税時期における発行済株式総数で除して計算した金額を1株当たりの純資産価額とする方式である(評基通185)。ただし、中・小会社については、株式の取得者とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の50%以下である場合には、この算式による1株当たりの評価額の80%をもってその評価額とする(評基通185ただし書き、179(3))。

一株当たりの純資産価額は、【図表9-4】の算式により計算する(評基通185)。

【図表9-4】純資産価額方式の算定式

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{l} \text{総資産価額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{相続税評価額によって} \\ \text{計算した金額} \end{array} \right) - \text{各負債の金額} - \text{評価差額に対する} \\ \text{の合計額} \quad \text{の合計額} \quad \text{法人税等相当額} \end{array} \\
 \hline
 \text{課税時期における発行済株式数} \\
 \text{※ 評価差額に対する} \\
 \text{法人税相当額} = \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{総資産価額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{相続税評価額} \\ \text{によって計算} \\ \text{した金額} \end{array} \right) - \text{各負債の金額の合} \\ \text{計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{総資産価額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{帳簿価額に} \\ \text{よって計算し} \\ \text{た金額} \end{array} \right) - \text{各負債の} \\ \text{金額の合} \\ \text{計額} \end{array} \right] \right\} \times 42\%
 \end{array}$$

では、純資産価額方式の評価に関する課題について考えてみたい。

### 評価差額に対する法人税等相当額の問題点

純資産価額方式は、平成22年度(2010年)税制改正において、【図表9-4】に示すように、平成22年10月1日以後に解散した法人に対する清算所得課税が廃止されたことにより法人税額相当額を算定する際に評価差額に乗じる割合が42%から45%に改正された。

<sup>7)</sup> 田中章介・田中将〔2010〕605頁。

しかし、復興特別法人税（法人税額に対する 10%の付加税）が創設されたため<sup>8)</sup>、平成 24 年 4 月 1 日以後の相続、遺贈または贈与により取得した非上場株式の評価に対しては 42% に減額された<sup>9)</sup>。ただし、平成 26 年度の税制改正において復興特別法人税が廃止されたことに伴い、平成 26 年 4 月 1 日以後の相続等により取得した非上場株式の評価に対しては、42%から 40%に改正された（平成 26 年改正 H26 4.3 課評 2 - 11）。

評価差額に対する法人税等相当額制度が創設されて以来の割合は、次のとおり漸次変遷している。

適用 時期	昭 47 1.1~	昭 49 5.1~	昭 56 4.1~	昭 59 4.1~	昭 62 4.1~	平元 4.1~	平 2 4.1~	平 10 4.1~	平 11 4.1~	平 22 10.1~	平 24 4.1~
割合	47%	53%	56%	57%	56%	53%	51%	47%	42%	45%	42%

非上場株式の評価で法人税等相当額を控除するのは、株式の保有によって間接的に資産を保有する者と財産を直接的に保有できる者とを同一の条件下に置き、評価のバランスを図る観点から行われた。

しかし、事業承継においては、中小企業の後継者問題の解決策として、事業承継の円滑化を目的とした株式譲渡や事業譲渡を採用するが増え、近年の承継方法の傾向をみると M&A を活用した外部への売却が増加しているのである。つまり、相続税・贈与税の評価方法については、非上場株式における純資産価額方式の計算で、法人税等相当額が控除されているが、上記 M&A を活用する場合の非上場株式の譲渡でも純資産価額方式が株価の算定に適用されているにもかかわらず、その際の法人税および所得税については、非上場株式の評価方法が明示されていないため、評価差額に対する法人税等相当額の金額は控除されない<sup>10)</sup>。

非上場株式の評価では、法人税等相当額が控除された場合と控除されなかった場合とは非上場株式の評価に大きな差が生じ、この評価差額に現行の 42%を乗じた金額によって評価額が変動することになり、非上場会社の事業承継に対して多大な影響を与えることに

<sup>8)</sup> 復興特別法人税は、平成 23 年 12 月 2 日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法である（平成 23 年法律第 117 号）。

<sup>9)</sup> 法人税等相当額を計算する場合の割合は、法人税、復興特別法人税、事業税、道府県民税および市町村民税の税率を基礎として計算される（評基通 186 - 2）。

<sup>10)</sup> 法人税法の課税については、評価方法が明示されていないため、法基通 9 - 1 - 13（上場有価証券等以外の株式の価額）同 9 - 1 - 14（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）および同 9 - 1 - 15（企業支配株式等の時価）等の基本通達を拠りどころとして評価している。同様に、所得税の課税についても、評価方法が明示されていないため、所基通 23~35 共 9（株式等を取得する権利の価額）同 59 - 6（株式等を贈与した場合の「その時における価額」）等の基本通達を拠りどころとして評価している。所得税基本通達および法人税基本通達が法人税等相当額を控除しない理由は、非上場株式の売買が行われる場合には、その発行会社が将来に向けて存続することを前提とし、解散することは予定されていないからである（中小企業庁・平成 21（2009）年 2 月、18 頁）。

なるのである。

したがって、中小企業事業承継への配慮の必要性から、非上場株式の評価において、純資産価額方式の計算は、M & Aを活用する際の法人税および所得税の評価においても法人税等相当額を控除すべきだと考える。

#### 負債性引当金計上の問題点

相続税法第14条において、「前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、确实と認められるものに限る」と規定されており、金額または決算期日の確定していない債務である賞与引当金や退職給与引当金などの負債性引当金の計上は認められていない。

また、評価通達第186条では、純資産価額計算上の負債として、「前項の課税時期における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれることに留意する」と規定しており、近い将来発生する可能性が高い賞与引当金についても相続税法上の債務として取り扱われていない。すなわち、負債性引当金は、純資産価額方式においては一切計上が認められていないのである。その理由としては、「個人企業の負債については相続税法第14条の規定により确实な債務に限り債務控除の対象とし、これらの引当金及び準備金については債務として取り扱わないこととされているので、個人の企業用財産の評価とのバランスを考慮してこれらの引当金及び準備金の額を債務に含めないこととしたものである」と説明されている<sup>11)</sup>。

純資産価額方式が現に事業を継続している会社の評価にあたり、清算を前提とした評価方法が適用されていることを考慮すると、「その時点で将来の債務負担の基礎となるべき法律関係が成立している」債務は、控除すべき負債に含めるのが妥当であると考えられる。これらは、引当金と捉えるよりも、むしろ「未払金もしくは未払費用」として捉えるべき性格のものであろう。よって、賞与引当金や退職給与引当金を「未払金もしくは未払費用」として認識した場合には、1株当たりの純資産評価額の算定において負債性引当金を控除することの妥当性を見出すことができる<sup>12)</sup>。「近い将来発生する可能性の高い負債性引当金については、法人税法の規定如何にかかわらず、相続税の純資産価額方式での評価上、負債

---

<sup>11)</sup> 谷口裕之編〔2013〕631頁。

<sup>12)</sup> 高沢修一〔2011〕855頁。

として認めるべきである」<sup>13)</sup>と提案したい。

### 課税時期の問題点

純資産価額方式では、評価会社は課税時期において、各資産を評価通達の定めにしたがって再評価しなければならないのが原則である（評基通 185）。しかし、実務上では、評価会社が課税時期現在で仮決算を行っておらず、直前期末から課税時期までに資産および負債について著しい増減がないため評価額の計算に影響が少ないと認められるときは、直前期末の帳簿価額を基に純資産価額を計算することができるとされている（評基通 185）。そのため、直前期末の決算貸借対照表を基に、土地、借地権、建物、有価証券、電話加入権等は評価通達に基づいて課税時期の評価がなされるのに対し、棚卸資産、売掛金、什器備品等の資産は帳簿価額に基づき評価がなされている（評基通 185）。

したがって、評価通達による純資産価額は、一部の資産については取得価額による評価がされ、他方、土地や有価証券については処分価格を基に評価が行われているものと考えられる。すなわち、評価の基礎となる考え方が不統一であり、課税の便宜ないし価格算定の容易さが重視されているように思われる<sup>14)</sup>。

### （３）配当還元方式

配当還元方式とは、評価会社の 1 株当たりの配当金額<sup>15)</sup>を基として、【図表 9 - 5】の算式により計算した金額によって評価する（評基通 188 - 2）。ただし、その金額が原則的評価方式によって計算した金額を超える場合には、その原則的評価方式により計算した金額によって評価する（評基通 188 - 2）。元本の価額に還元されるべき配当金額は、評価会社の直前期末以前 2 年間の各事業年度における年平均配当金額とし、元本の価額に還元すべき利率は 10%としている。この資本還元率を 10%としているのは、非上場株式は将来の値上り期待その他配当金の実額による利回り以外の要素がある上場株式とは異なっていることや収益が確定的であり、また、安定している預金や公社債とは異なることから、比較的高い還元率を採用することで評価の安全性を図ることとしたものである<sup>16)</sup>。

配当還元方式は、【図表 9 - 2】で示したように、同族株式のいる会社の同族株主以外

<sup>13)</sup> 日本公認会計士協会編著〔2009〕30 頁。

<sup>14)</sup> 後藤正行〔2001〕111 頁。

<sup>15)</sup> 「1 株当たりの配当金額」は、直前期末以前 2 年間ににおけるその会社の剰余金の配当金額（特別配当、記念配当等を除く、ただし、その金額が、2 円 50 銭未満のものおよび無配のものにあつては 2 円 50 銭とする）の合計額の 2 分の 1 に相当する金額を、直前期末における発行済株式数（1 株当たりの資本金等の額が 50 円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を 50 円で除して計算した数によるものとする（評基通 183（一））。

<sup>16)</sup> 谷口・前掲注 2、674 頁。



の株主が取得した株式、 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの（役員を除く）が取得した株式、 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において持株割合の合計が 15%未満のグループに属する株主が取得した株式、 中心的な株主があり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において持株割合の合計が 15%以上のグループに属する株主で、その者の株式取得後 5%未満であるもの（役員を除く）が取得した株式のいずれかに該当する株式について適用されている（評基通 188）。

【図表9-5】 配当還元方式の算定式

その株式に係る 年配当金額	×	その株式の1株当たり の資本金等の額
10%		50円

配当還元方式が認められる理由としては、「右会社のすべての株式価額は、本来、類似業種比準方式により算定されるべきであるが、これには多大の労力を要し、かつ、一般的に算定価額がかなり高額になることから、持株割合が僅少で会社に対する影響力を持たず、ただ配当受領にしか関心のないいわゆる零細株主が取得した株式について、類似業種比準方式により算定することが適当でないため、このような株主の取得する株式の評価の特例として簡便な配当還元方式によるものとしたことにあると考えられ、したがって、一つの評価対象会社に二つの株価を認めた訳ではなく、あくまで当該株式の時価は類似業種比準方式により算定される価額によるものというべきである」<sup>17)</sup>という判例がある。すなわち、配当還元方式は、事業経営に参画することもなく、単に配当を期待するにとどまるという実質のほか、複雑な計算を避け、簡便な評価の特例として採用されている。

他方、実務上において、経営者が評価対象会社の配当金を低く抑えていると、株式評価額が低めに算定されることとなり、他の評価方式による評価額を下回ることが多い。それでは、配当還元方式にはどのような課題があるのだろうか。

#### 一物二価の問題点

特例的な配当還元方式を認めることにより、1人の被相続人から同一会社の株式を取得した複数の株主が、それぞれ所属するグループの持ち株数によって、その株式の評価額が

<sup>17)</sup> 大阪高裁昭和 62 年 6 月 16 日判決（昭和 61 年（行コ）第 45 号）訟月 34 卷 1 号 160 頁。

異なる点である。たとえば、A(5%以上の持株数になるとする)が同族グループに属せば、原則的評価方式によることになり、Bが同族株主以外のグループに属せば配当還元方式によることになる(【図表9-2】参照)。

上記の場合、原則的評価方式による株式の評価計算を行っており、計算が簡便であるという配当還元方式は成り立たず、明らかに一物二価を認めることとなり、課税の公平上問題がある<sup>18)</sup>。

#### 対象株主範囲の問題点

前述したことからわかるように、取得後の株式数が、その会社の発行済株式数の「5%未満」である者が取得した株式であれば、零細株主にのみ適用されると理解しやすいが、【図表9-2】のとおり、配当還元方式が適用される株主の範囲は、実際には「5%未満」の株主だけでなくかなり広範囲である<sup>19)</sup>。このように、零細株主だけではなく、相当数の所有株主にも適用される点が問題点である。

#### 時価とすることの問題点

同族株主が、零細株主から株式を購入した場合には、原則的評価方式で評価することになり、それを配当還元方式での購入となると、原則評価方式による価額との差額は、贈与税が課税されることになる(所基通59-6)。よって、零細株主とはいえ、配当還元価額は客観的な交換価値を表現しておらず、時価とはいえないだろう<sup>20)</sup>。

上記以外にも、資本還元率は10%と固定のままでよいのか、さらに、「一株当たりの配当金額」を計算する場合に、直前期末以前2年間におけるその会社の剰余金の配当金額の平均金額となっているが、その配当金額は2年分でのよいのかなどの問題点も考えられる。

配当還元方式は、本来、事業経営に影響力の少ない一部の少数株主等や単に配当を期待するにすぎない株主が保有する株式を簡便性に配慮して評価する特例的評価方式である。それにもかかわらず、この方式を利用すると、類似業種比準方式等の原則評価方式を適用した場合と比べ、その評価額を著しく引き下げることが可能となるので、この評価方式を利用し、租税回避するといったケースが後を絶たないのが現状である。

【図表9-6】は、少数株主(同族株主以外)となって、配当還元方式が適用され、相続税等を大幅に軽減できるスキームを利用し争われた事例である。【図表9-6】を見て判るように、なぜ、同一の株式でありながら、評価方式における評価額に大幅な差があるのだ

<sup>18)</sup> 黒木貞彦〔1994〕67頁。

<sup>19)</sup> 同上、68頁。

<sup>20)</sup> 同上、70頁。

ろうか。これでは、評価額を引き下げたいと考えている納税者にとっては、時価を引き上げる方法を与え、それによって、租税回避の温床をつくりだしているといえるのではないだろうか。

【図表 9 - 6】各評価方式による一株当たりの評価額

最高裁平成 11 年 2 月 23 日 平成 10 年（行）第 191 号 （税資 240 号 856 頁）	純資産価額 ----- 16,743 円	配当還元価額 ----- 500 円
東京高裁平成 12 年 12 月 8 日 平成 12 年（行サ）第 180 号 （税資 249 号 1035 頁）	純資産価額 ----- 17,223 円	配当還元価額 ----- 208 円
東京高裁平成 13 年 1 月 30 日 平成 11 年（行コ）第 226 号 （税資 250 号 8826 頁）	純資産価額 ----- 17,078 円	配当還元価額 ----- 208 円
最高裁平成 13 年 6 月 28 日 平成 13 年（行ツ）第 30 号 （税資 250 号 8935 頁）	純資産価額 ----- 17,038 円	配当還元価額 ----- 38 円
最高裁平成 13 年 6 月 29 日 平成 13 年（行ツ）第 70 号 （税資 250 号 8937 頁）	純資産価額 ----- 17,052 円	配当還元価額 ----- 38 円
大阪高裁平成 16 年 7 月 28 日 平成 15 年（行コ）第 70 号 （税資 254 号 9708 頁）	純資産価額 ----- 974,417 円	配当還元価額 ----- 5,000 円

既述したように、「時価」とは、課税時期における当該財産の客観的交換価値をいい、この交換価値とは、それぞれ財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいう。しかし、財産の客観的交換価値は、必ずしも一義的に確定されるものではないことから、実務においては、財産評価の一般的評価基準が評価通達によって定められている。

しかしながら、この評価通達は、画一的な評価方式によって財産の時価、すなわち客観的交換価値が評価されているので、特例の納税者または事案に適用した場合に、しばしば不合理な結果を生じることがある。たとえば、評価通達による画一的な株主区分が、ある評価会社の株主 A（51%）、株主 B（49%）であった場合、A には原則的評価方式、B には配当還元法方式が適用される一方で、持株割合が 5%程度の株主にも原則的評価方式が適用される場合がある（【図表 9 - 2】参照）。このような場合に、評価通達を形式的に適用すると、当該財産の客観的な交換価値の評価方式として、合理的とはいえないだろう。

少数株主における判決事例については、「個別に少数株式の価値が検討される必要があり、  
『取得者が実質的に責任と権限を有する株主』であり、配当の恣意的な操作が行われる  
可能性がある場合や配当以外による保有目的・価値がある場合であれば、評価通達の原則  
に従って、配当還元方式を適用すべきでない。しかし、『会社に対する直接の支配力を  
有さず、配当を受領すること以外に経済的利益を享受することのない少数株主』である場  
合には、価値が配当期待権しか主たる要素となり得ない。この場合、通達によらない『特  
別の事情』として、配当状況に着目した配当還元方式によるのが合理的である」<sup>21)</sup>とされ  
ている。また、5%の形式基準に対して、「『実質基準』が用いられる余地があるか否かに  
ついて、株主区分において、課税庁により50%未満の株主でも『実効的に支配しうる地位  
にある』と判断され支配株主として評価（通達によらない評価）が行われている」<sup>22)</sup>とさ  
れている。

---

<sup>21)</sup> 東京高裁平成12年9月28日判決（平成11年（行コ）第104号）税資248号1003頁。

<sup>22)</sup> 東京高裁平成17年1月19日判決（平成16年（行コ）第123号）訟月51巻10号2629頁。

## 終章

中小企業は、なぜ、ゴーイング・コンサーンとして永続性をもって事業経営を行わなければならないか。中小企業の事業が継続されるということは、従業員の雇用維持・創出、そこから地域経済の活性化につながり、また、中小企業が持つ高度な技術等の承継すなわち「多様で活力ある企業を残す」ことにつながるからである。

事業承継税制とは、円滑な事業承継を行うため、相続税等の減免措置として、国が税制面の支援として設けた制度である。その背景には、中小企業の事業用財産等は生存権的財産であるが故に担税力が弱く、中小企業の雇用を維持するために必要不可欠な財産であり事業継続における一種の資本であると考えられているのである。

わが国は、事業承継税制を、政策的、臨時的、応急的なものとするのか、それとも、本来的、恒常的、継続的なものとするのか、方向性を定めずに一時的な対応をすれば、グローバルな世界経済の中で、中小企業は生き残りが困難となるであろう。

事業承継の立場にたって、今後、わが国はどのように対応していくのか、あるいは対応すべきなのかについて、これまで論じてきたことを踏まえ、「中小企業事業承継税制」および「事業承継における非上場株式評価」の2つの視点を整理することにより、本論文の締めくくりとしたい。

### 中小企業事業承継税制のあり方

第1の課題は、議決権株式の集中化である。後継者の経営権安定化を図るためには、後継者に自社株式を集中的に保有させることが必要である。安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、会社法を活用し後継者の経営安定化を図ることができる。そのためには、種類株式を活用することも有効である。また、株式を承継する方法として売買が考えられるが、その場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある<sup>1)</sup>。

第2の課題は、相続税課税方式の見直しである。既述したように、相続税と事業承継税制は密接な関係があり、まずは、相続税の課税方式の見直しが検討されるべきであろう。相続税には、遺産課税方式と遺産取得税方式があり、わが国は、遺産取得税方式を前提としながら相続税の総額を遺産総額と法定相続人数等により計算するという法定相続分課税方式が採られている。しかし、この方式には、事業承継税制の優遇措置を適用した場合、

<sup>1)</sup> 日本商工会議所・平成25(2013)年7月18日参照。

後継者に事業承継税制の優遇措置を講じると後継者以外にも相続人の相続税を軽減することとなり、事業承継税制の趣旨から逸脱してしまうという問題点が含まれている。すなわち、後継者以外にも相続税を軽減することになるのである。さらに、一人の相続人等に申告漏れが発生すると、他の共同相続人等にも追徴税額が発生するなど公平面での不平等の増幅につながりかねないとした問題点も含まれている。よって、納税者の人的事情を配慮して、相続の態様ごとに異なった課税標準、税率、および納税手続等を定めるような相続税課税方式の見直しが必要となる。

第3の課題は、親族外承継者への対応である。事業承継税制は、これまで主として、親族内承継を対象としてきた。承継法による「金融支援」は親族外承継でも対象になるが、税制は主として親族であることが要件とされている<sup>2)</sup>。中小企業が維持存続していくためには、事業承継税制は欠かせない税制となるであろう。それならば、事業の継続・発展を図る観点から、親族外承継、個人事業の場合における承継等を含めて、所得税法や法人税法を含めた税制の対応が課題となってくる。

第4の課題は、要件・事務手続きの簡素化である。納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られたことは評価できるが、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。経済産業大臣による事業継続(5年間)のチェック、その後、3年毎に税務署への届け出、また、80%の雇用確保要件を維持するために、かえって経営の継続が困難となるのではないかと懸念、さらに、納税猶予が打ち切られた場合に、猶予された税額に猶予期間に係る利子税を合わせて納付しなければならないことなどの税負担も事業承継税制の制度選択を躊躇させる要因となっている。更なる要件緩和や事務手続きの簡素化が望まれる。わが国は、ほとんどの国税で申告納税方式を採用しており、ある程度の事務負担はやむを得ない。しかし、常に合理性を追求している事業者の事務負担を考えると、事業承継の円滑化を図るためにも、必要最小限に止まるよう十分に配慮し、その簡素化を早期に実現してほしい。

第5の課題は、事業承継税制の確立である。平成27年度からの基礎控除の引下げおよび最高税率引上げ等の相続税の課税強化は、中小企業や個人事業主の円滑な事業承継を困難にするだけでなく、わが国資産の海外流出を招きかねない。競争相手国であるアジア諸国等が相続税を廃止する中、わが国の現行税制における課税強化は少子・高齢化社会の到

---

<sup>2)</sup> ただし、平成27年1月1日以降の相続等から経営承継相続人の要件から被相続人の親族であることとする要件が撤廃された(旧措法70の7の2 三イ)。

来に對しやむを得ないとしても、国際化に対応する税制の構築、相続税等の存在、特に、非上場株式の評価額が高く評価され、相続税の税負担問題が事業承継に大きな影響を与えていることは、早急に対処し、是正する必要があるだろう。

事業承継税制のあり方について、「一定の要件等を満たす中小零細企業の相続税制(贈与税制)のあり方も、一定期間の事業の継続を条件として生存権の対象になる財産については現行の資本価額ではなく利用価額(収益還元価額)を課税標準とするなどの措置が導入されるべきである。市場性のない株式においても利用価額(収益還元価額)による方法が原則的評価方法として導入されるべきだろう。要するに、法理論的には、事業承継税制のあり方も、憲法の意図する人権秩序のなかに税制を組み込むためにはどうすべきかを基本的視角から検討されるべきである。このような視角から構成された事業承継税制は『不公平税制』ではなく、むしろ憲法適合的な税制であるといえよう」<sup>3)</sup>といわれている。

現行の相続税制は、富の集中の是正から課税強化が強まり、社会的・経済的要請からの事業承継税制とは、その目的や方向性が異なっていると考えられる。事業承継が単なる個別企業の円滑な世代交代に止まるのではなく、将来にわたって企業が有する高度な技術・技能の円滑な承継による中小企業の活性化が図られるよう事業承継税制の拡充を含め、中小企業の事業承継を総合的に支援していくことが重要である。

中長期的には、優良中小企業が事業用資産を損なうことなく、次世代に事業を承継できるよう、経済の活力を發揮させるための有効な税制の確立、すなわち事業用資産を一般的資産と分離した制度としての事業承継税制の構築が必要である。また、事業用資産の承継に係る非課税措置を実現することも有効であろう。

### 事業承継における非上場株式評価のあり方

既述したように、非上場株式の評価に当たっては、評価通達に定める方式が原則であるが、評価通達によらないことが相当と認められる場合には、他の合理的な時価の評価方式によることが認められている。非上場株式評価の課題としては、「評価方式の採用方法」と「非上場株式評価制度の法定化」であると考える。

まず、非上場株式の評価方式であるが、それには収益方式<sup>4)</sup>、比準方式<sup>5)</sup>、純資産方式<sup>6)</sup>

<sup>3)</sup> 北野弘久〔1983〕331 - 333 頁。

<sup>4)</sup> 収益方式とは、評価対象会社が将来継続していくことを前提として、評価対象会社の将来生み出される収益を予測し、適正な割引率によって現在価値を導き株価を算定する方式をいう。この評価方法には、将来のフリーキャッシュフローを予測し株価を算定する DCF 方式、将来の予測利益を基に株価を算定する収益還元方式、評価対象会社の配当金に着目して株価を算定する配当還元方式などがある(中小企業庁・平成 21(2009)年 2 月、9 頁)。

があり、どの評価方式を採用するかにより価額に大きな影響を与える。しかし、税法上の非上場株式の評価は、評価通達 178~189 - 7 に定められており、相続税の財産評価を目的としているため、原則として、課税の公平の観点から、課税時期における清算価値に着目し、将来の企業価値を考慮する収益方式の考え方は取り入れられていない。

所有と経営が分離していない中小企業は、事業資金借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては制約を受けている。

このように、法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準じるものとして扱い、担保付個人資産の評価額の一定割合を減額する特例を創設する。また、一定要件を満たす中小企業につき、一定期間の事業の存続を条件として生存権的財産の対象となる財産については、現行の資本価額ではなく、利用価額（収益還元価額）を課税標準とするなどの措置を導入し、相続税の評価方法の見直しを検討すべきだろう。加えて、市場性のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税が重くなるという弊害が生じているので、こうした点を踏まえ、評価通達における非上場株式の評価方法を抜本的に見直す必要がある。

「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」(平成 21 年 2 月)において、実務上活用されている収益還元法や DCF 方式など多様な評価方法が提示されているように、評価通達における非上場株式の評価方法も将来の企業価値を考慮する収益性に着目した評価方法を取入れることを提言したい。その場合に、将来の収益や超過収益をどのように見積もるか、ブランドの超過収益への貢献をどのように考えるかがポイントとなるだろう。

次に、「株式評価制度の法定化」である。ドイツでは、相続税における財産評価は、「評価法」という法律が体系化され、それに基づいて行われている（相続税法 12 条 1 項）<sup>7)</sup>。一方、わが国では、実務上の評価は、評価通達に基づいて行われており、その評価を巡り、しばしば納税者と国税庁との間で争われるケースが少なくない。それは、現在の評価方法

---

<sup>5)</sup> 比準方式とは、評価対象会社と類似する公開会社等の配当、利益、純資産などを基礎とし、類似する公開会社の要素に調整を加えて株価を算定する方法をいう。この評価方法には、類似する公開会社の株価を基礎とする類似会社比準方式、類似する会社の実際に行われた過去の取引価額を基礎とする取引事例方式がある（同上、14 - 15 頁）。

<sup>6)</sup> 純資産方式とは、評価対象会社のストックとしての資産および負債に着目して株価を算定する方法をいう。この評価方法には、評価対象会社の貸借対照表上の資産および負債を基礎とする簿価純資産方式、評価対象会社の貸借対照表上の資産を時価評価し、簿外負債の計上等追加修正を行った後の資産および負債を基礎とする時価純資産方式などがある（同上、14 頁）。

<sup>7)</sup> 渋谷雅弘〔2004〕175 頁、詳細は第 3 章第 1 節にて既述。



が「時価」の変動に対応できない場合や、適時・適切に改正されない場合等評価通達の合理性が問われているからであろう。

現状では、相続税法第 22 条において、当該財産の価額は「時価による」と定められているのみで、後は評価通達に依存している。評価通達には、拘束性はないというものの、実務上、納税者や裁判所ですら、運用指針として通達に依存している。その評価通達は、「時価とは何か」ということよりも、事業承継のための政策目的を実現するために改正されてきたともいえる。それは、大別すると、中小企業の事業用財産等は生存権的財産であるが故に、一定の規制または制約等があるために一定割合を控除しているものと、評価の安全性を考慮して、類似業種比準価額を計算する際の「0.7(又は 0.6、0.5)」を乗じているもの等がある。この評価の安全性は、市場性・流通性に欠けるため財産評価が困難であること、事案を大量に処理するための必要性等に対する斟酌であると説明されている。これらの評価の安全性(評価上の斟酌)が大きいということは、個々の財産の特殊性に加え、財産評価の困難性を意味していると考えられ、裏を返せば評価が不適正ともいえるのである<sup>8)</sup>。

財産の評価は、財産の種類により個別性に加え、評価通達にのよる形式基準のみならず、実態にあった評価の観点から評価することも必要であろう。すなわち、通達による形式的な要件を満たすだけでなく、同時に実質的な事実認定をも判断要素として必要とされているのである<sup>9)</sup>。

以上から、中小企業の雇用を安定させ、より経済的発展を目指すためには、事業承継税制のさらなる改正が必要であると考えられる。事業承継円滑化を地域経済活性化対策として重点的に位置付けるならば、将来的には、現行相続税から分離した事業承継税制の確立および財産評価の法定化が必要であろう。その法定化の具体的内容については今後の研究課題として進めていきたい。

---

<sup>8)</sup> 品川芳宣〔2004〕121 - 122 頁。

<sup>9)</sup> たとえば、通達の取扱いを形式的に適用した納税者の主張が排斥された事例では、裁判所は、形式的に通達に掲げるいずれかの事実がありさえすれば当然に退職給与と認めるべきという趣旨ではなく、実質的な退職の事実がないとして、納税者の請求を棄却した(東京高裁平成 17 年 9 月 29 日判決(平成 17 年(行コ)第 78 号)訟月 52 巻 8 号 2602 号) 通達の取扱いは例示であり実質的に判断する必要があるとされた事例(東京地裁平成 20 年 6 月 27 日判決(平成 18 年(行ウ)第 466 号)(平成 19 年(行ウ)第 270 号)判タ 1292 号 161 頁)。

## 謝 辞

本研究は、筆者が熊本学園大学大学院 商学研究科 商学専攻 博士後期課程在学中に研究をまとめたものです。

本研究に関して終始ご指導ご鞭撻をいただきました指導教授の末永英男教授に心より感謝申し上げます。末永教授には、博士後期課程3年間にわたり、論文の作成過程において、筆者の細部にわたる問題点の指摘等、学位論文の完成まで、丁寧かつ熱心なご指導を賜りました。本当にありがとうございました。

学位論文の審査において、本論文をご精読いただき貴重なご指導とご助言をいただきました工藤栄一郎教授、池上恭子教授に心より感謝申し上げます。

長崎大学大学院経済学研究科の岡田裕正教授に心より感謝申し上げます。岡田教授には、長崎大学大学院の在学中、修士論文の作成にあたり、論文の基本を厳しくも優しくご教示いただきました。本当にありがとうございました。

末永ゼミの先輩の皆様、大学院での学びを温かく見守り応援して下さいました。また、末永ゼミの宮崎裕士さん、ゼミの中心的存在として先生との橋渡しを快く受けて下さり、仲間が一丸となることができました。心より感謝申し上げます。

日常の議論を通じて多くの知識や示唆を頂いた末永ゼミの仲間の皆様、皆様との学びの中で出会いの大切さを知ることができました。それに、研究を進めていく上で大きな励みとなりました。心より感謝申し上げます。

最後に、仕事と大学院との両立を応援して下さい、温かく見守って下さった田中会計事務所の所長はじめ職場の皆様、心より感謝申し上げます。皆様のご理解とご支援のおかげで論文を書き上げることができました。ここに深い感謝の意を表して謝辞と致します。

## 参考文献

### 【図 書】

1. 石 弘光〔2008〕『税制改革の渦中であって』岩波書店。
2. 〔2012〕『増税時代』筑摩書房。
3. 井堀利宏〔2011〕『要説：日本の財政・税制〔4訂版〕』税務経理協会。
4. 今仲清・増山英和〔2013〕『中小企業の事業承継戦略』TKC出版。
5. 岩崎政明〔2005〕「相続税を巡る諸問題」水野正一（編）『資産課税の理論と課題（改訂版）』税務経理協会。
6. 岩下忠吾〔2009〕『21年度税法による中小企業の最新事業承継税制』中央経済社。
7. 〔2014〕『非上場株式の評価と承継対策』税務経理協会。
8. OAG 税理士法人資産税部〔編者〕〔2008〕『Q&A 株式評価の実務全書』ぎょうせい。
9. 風岡範哉・小池幸三〔2010〕『通達によらない評価の事例研究』現代図書。
10. 片桐正俊〔2007〕「税制改革の展開と今後の方向」片桐正俊（編著）『財政学 転換期の日本財政（第2版）』東洋経済新報社。
11. 金子 宏〔2010〕『租税法理論の形成と解明 上巻』有斐閣。
12. 〔2013〕『租税法（第18版）』弘文堂。
13. 神山弘行〔2010〕「アメリカにおける遺産税・贈与税改革の変遷と課題」海外住宅・不動産税制研究会（編著）『相続・贈与税制再編の新たな潮流』日本住宅総合センター。
14. 川越憲治・大野正道〔編著〕〔1989〕『事業承継の法務と税務』財經詳報社。
15. 神田秀樹〔2013〕『会社法〔第15版〕』弘文堂。
16. 北野弘久〔1978〕『企業・土地税法論』勁草書房。
17. 〔1983〕『憲法と税財政』三省堂。
18. 〔1995〕〔編者〕『争点 相続税法』勁草書房。
19. 〔2004〕『現代企業税法論』岩波書店。
20. 〔2007〕『税法原論〔第六版〕』青林書院。
21. 企業再建・承継コンサルタント協同組合〔編著〕〔2007〕『企業承継の考え方と実務』ダイヤモンド社。
22. 黒木正人〔2007〕『事業承継の相談事例』商事法務。
23. グラントソントン太陽 ASG 税理士法人〔2012a〕『親族「内」事業承継』税務経理協会。
24. グラントソントン太陽 ASG 税理士法人〔2012b〕『親族「外」事業承継』税務経理協会。
25. 小池正明〔2009a〕「相続税の納税猶予制度の活用と税務」税務経理協会〔編者〕『新

事業承継と非上場株式評価の税務』税務経理協会。

26. 佐藤和男〔2005〕『土地と課税』日本評論社。
27. 齋藤 奏〔2004〕『租税法原論』税務経理協会。
28. 品川芳宣〔2004〕『租税法主義と税務通達』ぎょうせい。
29. 品川芳宣・緑川正博〔共著〕〔2005〕『相続財産評価の理論と実践』ぎょうせい。
30. 渋谷雅弘〔2000〕「相続税における財産評価の法的問題」確井光明・小早川光郎・水野忠恒・中里稔（編者）『公法学の法と政策（上）』有斐閣。
31. 神野直彦〔編集〕〔2003〕「インタビュー 税はどうあるべきか—国民主権を獲得するために」『別冊 環 税とはなにか』藤原書店。
32. 末永英男〔1994〕『税務会計研究の基礎』九州大学出版会。
33. 〔2012〕『法人税法会計論(第7版)』中央経済社。
34. 〔編著〕〔2012〕『「租税特別措置」の総合分析』中央経済社。
35. 鈴木祿弥〔1996〕『相続法講義』創文社。
36. 高田亮爾・上野紘・村社隆・前田啓一〔編著〕〔2013〕『現代中小企業論〔増補版〕』同友館。
37. 高野幸大〔2005〕「資産評価を巡る問題点（土地以外）」水野正一（編）『資産課税の理論と課題（改訂版）』税務経理協会。
38. 武田昌輔〔1981a〕『DHCコンメンタール相続税法』第一法規。
39. 竹中正明・前田繼男・関俊彦（共著）〔1987〕「相続税における非公開株式の評価方法」『非公開株式の評価と税務〔新訂版〕』商事法務研究会。
40. 田中章介・田中 将〔2010〕『新版 相続・相続税事例選集』清文社。
41. 谷口裕之〔編著〕〔2013〕『財産評価基本通達逐条解説』大蔵財務協会。
42. 中里 実〔2010〕「フランスにおける相続税と贈与税」海外住宅・不動産税制研究会（編著）『相続・贈与税制再編の新たな潮流』日本住宅総合センター。
43. 中小企業庁〔2006〕『中小企業白書 2006年版』ぎょうせい。
44. 〔2007〕『中小企業白書 2007年版』ぎょうせい。
45. 〔2011〕『中小企業白書 2011年版』同友館。
46. 〔2012〕『中小企業白書 2012年版』日経印刷。
47. 〔2013〕『中小企業白書 2013年版』佐伯印刷。
48. 土地政策研究会〔1990〕『逐条解説土地基本法』ぎょうせい。
49. 富岡幸雄〔1981〕『中小企業の事業承継と税制』ぎょうせい。
50. 〔1983〕『中小企業の相続税はこうなる』税務経理協会。
51. 〔2001〕『事業推進型承継税制への転換～事業承継税制の推移と改革構想』ぎょうせい。
52. 中村 稔〔編著〕〔2012〕『日本の税制（平成24年版）』財經詳報社。
53. 長沼進一〔2007〕『現代の租税理論』片桐正俊（編著）『財政学 転換期の日本財政

- (第2版)』東洋経済新報社。
54. 西島章次・久保広正〔編著〕〔2012〕『現代の世界経済と日本』ミネルヴァ書房。
  55. 野口悠紀雄〔1989〕『土地の経済学』日本経済新聞社。
  56. 〔2005〕「相続税の理論的基礎」水野正一(編)『資産課税の理論と課題(改訂版)』税務経理協会。
  57. 橋本恭之・鈴木善充〔2012〕『租税政策論』清文社。
  58. 平川忠雄・尾崎三郎・後宏治〔2009〕「新事業承継制度活用の実務」税務経理協会(編者)『新事業承継と非上場株式評価の税務』税務経理協会。
  59. 平野秀輔〔2014〕『非上場株式に関する相続税・贈与税の問題点』白桃書房。
  60. 藤巻一雄〔2012〕『日本人の納税者意識』税務経理協会。
  61. 松川正毅〔2012〕『民法 親族・相続(第3版)』有斐閣。
  62. 牧口晴一・齋藤孝一〔2013〕『中小企業の事業承継』清文社。
  63. 水野正一〔2005〕「資産課税の理論と課題 - 資産課税の概念とその根拠」水野正一(編)『資産課税の理論と課題(改訂版)』税務経理協会。
  64. 右山研究グループ〔2009〕『新事業承継税制のすべて - その誕生から現在まで -』大蔵財務協会。
  65. 森信茂樹〔2011〕『日本の税制 何が問題か』岩波書店。
  66. 八ツ尾順一〔2003〕『時価課税の規定と事例研究』清文社。
  67. 山田 弘〔編〕〔2003〕『財産評価基本通達逐条解説(平成15年版)』大蔵財務協会。
  68. 山田ちづ子〔2010〕「ドイツ相続・贈与税制の新展開」海外住宅・不動産税制研究会(編著)『相続・贈与税制再編の新たな潮流』日本住宅総合センター。
  69. 山本守之 = 守之会〔2001〕『検証 税法上の不確定概念』中央経済社。
  70. 吉村政穂〔2010〕「英国相続税」海外住宅・不動産税制研究会(編著)『相続・贈与税制再編の新たな潮流』日本住宅総合センター。
  71. 来栖三郎〔1976〕「相続税と相続制度」『田中二郎先生古希記念論文集』『公法の理論(中)』有斐閣。
  72. 我妻榮・有泉亨・遠藤浩・川井健〔編著〕〔2013〕『民法3 親族法・相続法(第三版)』勁草書房。
  73. 分林保弘〔2008〕『中小企業のためのM&A徹底活用法』PHP研究所。
  74. 渡邊正則〔2014〕『不動産・非上場株式の税務上の時価の考え方と実務への応用 ~ 裁決・判決からみた税務上の時価 ~』大蔵財務協会。
  75. 渡辺幸男・小川正博・黒瀬直宏・向山雅夫〔2004〕『21世紀中小企業論』有斐閣アルマ。

#### 【雑誌論文等】

1. 新井隆一〔2013〕「再分配異聞」『税研』第167号。

2. 石島 弘〔1983〕「資産税の時価以下評価による課税と租税法律主義」『租税法研究』第 11 号。
3. 〔1993〕「土地評価（時価主義）をめぐる世界の動向」『税研』第 48 号。
4. 石尾 肇〔2002〕「種類株式制度の整備」『税理』第 45 巻第 4 号。
5. 井手英策〔2013〕「格差是正か、経済政策か：贈与税をめぐって」『税研』第 168 号。
6. 伊藤義一〔2012〕「評価通達によらない非上場株式の相続税評価額の適否」『TKC 税研情報』第 21 巻 6 号。
7. 井堀利宏〔2013〕「格差是正と所得・資産課税」『税研』第 168 号。
8. 岩下忠吾〔2002〕「相続税改革の検証」『税研』第 102 号。
9. 〔2010〕「非上場株式の時価算定のポイント」『税経通信』第 65 巻第 13 号。
10. 後 宏治〔2011〕「税務における土地評価」『税務弘報』第 59 巻第 13 号。
11. 大村 巍〔1975〕「相続税の誕生」『税務大学校論叢』第 9 号。
12. 岡田 悟〔2007〕「中小企業の事業承継問題」『調査と情報』601 号。
13. 〔2008〕「M&A による中小企業の事業承継」『調査と情報』第 620 号。
14. 奥谷 健〔2009〕「相続税の課税根拠と課税方式」『税法学』第 561 号。
15. 〔2011〕「ドイツ相続税法の改正と事業承継税制」『税法学 創立 60 周年記念号』第 566 号。
16. 小田切礼〔2002〕「新株予約権制度創設のポイントと活用策」『税理』第 45 巻第 13 号。
17. 確井光明〔1963〕「相続税・贈与税における資産評価」『日税研論集』第 7 号。
18. 風岡範哉〔2009〕「土地・取引相場のない株式の評価と租税訴訟」『税務事例』第 41 巻第 2 号。
19. 柏原智行〔2013〕「「争族」化を防ぐ遺留分対策」『税務弘報』第 61 号。
20. 鹿志村裕〔2012〕「事業承継における会社の譲渡価格の算定」『税経通信』第 67 巻第 6 号。
21. 金子 宏〔2002a〕「相続税制度の構造的改革」『税研』第 102 号。
22. 〔2002b〕「最近 10 年の租税判例の動向」『税研』第 106 号。
23. 金井正義〔2002〕「種類株式の発行による経営への活用策」『税理』第 45 巻第 13 号。
24. 川端康之〔2005〕「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」『日税研創立 20 周年記念論文集』。
25. 黒木貞彦〔1994〕「配当還元方式とその問題点」『税理』第 37 巻第 3 号。
26. 現代税法研究会〔1982〕「中小企業事業承継税制に関する報告書について」『税理』第 25 巻第 3 号。
27. 小池正明〔2008〕「事業承継税制の適用要件（1）」『税研』第 142 号。

28. [2009b]「非上場株式に係る事業承継税制の諸問題」『税法学』第561号。
29. [2012]「非上場株式に係る事業承継税制」『税研』第165号。
30. 小塩隆士・上西左大信〔2011〕「所得の再分配のあり方 格差社会と税制」『税研』第159号。
31. 小林和也・塩谷洋子〔2012〕「諸外国における事業承継税制」『税研』第165号。
32. 後藤正行〔2001〕「取引相場のない株式の評価について」『税法学』第546号。
33. 佐藤悦緒・品川芳宣・小池正明〔2009〕「経営承継法における非上場株式等評価ガイドラインをめぐって」『税経通信』第64巻第3号。
34. 佐藤悦緒〔2008〕「民法の特例の仕組みと適用例」『税研』第142号。
35. 佐藤英明〔2010〕「わが国における『中小企業税制』の意義と展望」『租税法研究』第36号。
36. 佐藤 進〔1993〕「相続税の根拠とあり方」『税研』第52号。
37. 品川芳宣〔1996〕「措置法69条の廃止と評価通達の関係」『税理』第39巻第5号。
38. [2000a]「財産評価基本通達改正の背景とその論点」『税理』第43巻第10号。
39. [2000b]「税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性」『税理』第43巻第14号。
40. [2002]「株式制度の改正がもたらす税務への影響と今後の課題」『税理』第45巻第13号。
41. [2004]「ゴーイング・コンサーンである会社の取引相場のない株式の評価 租税法の視点」『税研』第118号。
42. [2007]「事業承継税制の今日的課題」『税務弘報』第55号。
43. [2008a]「事業承継税制（納税猶予制度）の意義とその問題点」『税研』第142号。
44. [2008b]「事業承継税制と相続税改革の問題点」『租税法研究』第703号。
45. [2012]「評価通達における株式保有特定会社株式の評価方法」『TKC 税研情報』第22巻3号。
46. [2013]「株式保有特定会社の評価方法の是非」『税研』第170号。
47. [2014]「事業承継等の円滑化に向け中間報告」『税のしるべ』8月25日。
48. 渋谷雅弘〔2002〕「相続税制の動向 アメリカとドイツ」『税研』第102号。
49. [2004]「ドイツにおける相続税・贈与税の現状」『日税研論集』第56号。
50. [2008]「相続税の本質と課税方式」『税研』第139号。
51. [2010]「相続税・贈与税の一体化課税の是非」『税研』第151号。
52. 神野直彦〔1984〕「シャウプ勧告における資産課税 相続税・贈与税を中心に」『租税法研究』第12号。
53. [2012]「所得税と相続税・贈与税の改正の方向性」『税研』第162号。

54. 首藤重幸〔2005〕「日本における相続税の現状」『日税研創立 20 周年記念論文集』。
55. 〔2013〕「相続税改革の動向」『税研』第 168 号。
56. 杉田宗久・佐藤悦緒・森信茂樹〔2008〕「事業承継政策をめぐる課題と相続税改革の方向性」『国際税制研究』第 21 号。
57. 杉山康弘・櫻井和儀〔2013〕「M&A・M&O を活用した親族外承継の検討ポイント」『税務弘報』第 61 巻第 5 号。
58. 高沢修一〔2011〕「事業承継における非上場株式の評価に関する問題点」『会計』第 180 巻第 6 号。
59. 高野幸大〔1995〕「相続財産の評価と納税」『租税法研究』第 23 号。
60. 〔2010〕「財産評価の現状と問題点」『税研』第 151 号。
61. 〔2012〕「相続税の課税方式と事業承継」『税研』第 165 号。
62. 高橋 靖〔2002〕「非上場株式会社商家の理論的検討」『税研』第 102 号。
63. 高橋祐介〔2010〕「相続税の税額計算方式の現状と問題点」『税研』第 151 号。
64. 武田昌輔〔1981b〕「中小企業事業承継税制に関する報告書の問題点について」『会計』第 120 巻第 4 号。
65. 〔1989〕「資産税における時価の概念」『税経通信』第 44 巻第 12 号。
66. 〔1993〕「相続税の改善構想」『税研』第 52 号。
67. 田中 治〔2010〕「事業承継税制のあり方」『租税法研究』第 36 号。
68. 〔2012〕「事業承継税制の現状と評価」『税研』第 165 号。
69. 谷口勢津夫〔1996〕「財産評価の不平等に関するドイツ連邦憲法裁判所の 2 つの意見決定」『税法学』第 535 号。
70. 種山和夫〔2013〕「事業承継全体からみる事業承継税制」『税経通信』第 68 巻 6 号。
71. 中東正文〔2010〕「中小企業法制のあり方」『租税法研究』第 36 号。
72. 富岡幸雄〔1981〕「事業承継をめぐる新しい租税論理」『税理』第 24 巻第 12 号。
73. 〔1982〕「事業承継税制の基本的課題」『会計ジャーナル』第 14 巻第 3 号。
74. 野口悠紀雄〔2002〕「相続税の果たすべき役割」『税研』第 102 号。
75. 長岡勝美〔2002〕「種類株式制度改正のポイント」『税理』第 45 巻第 13 号。
76. 橋本守次〔2013〕「株式保有特定会社の判定基準に関する高裁判決について」『税務QA』12月号。
77. 平川英子〔2010〕「フランスにおける中小企業税制」『租税法研究』第 36 号。
78. 芳賀真一〔2010〕「アメリカにおける中小企業税制」『租税法研究』第 36 号。
79. 三木義一〔1991〕「新土地税制における土地評価適正化の方向と問題点」『税理』第 34 巻第 3 号。
80. 〔1995〕「相続税の基本原理の法的再検討」『租税法研究』第 23 号。
81. 〔2002〕「相続・贈与税改革の論点」『税研』第 102 号。
82. 水野忠恒〔2006〕「相続税の意義と根拠」『日税研論集』第 61 号。



83. 村松司叙〔1994〕「このようなときに非公開会社の株式評価が必要となる」『税理』第37巻第3号。
84. 矢内一好〔2011〕「各国の相続税制の概要と問題点」『税理』第54巻第2号。
85. 矢野秀利〔2013〕「逆進性の緩和 所得給付の考え方と課題」『税経通信』第68巻5号。
86. 渡辺裕泰〔2012〕「相続税廃止の世界的潮流と日本」『税経通信』第67巻6号。

#### 【参考資料】

1. 大蔵財務協会〔2013〕『平成25年版改正税法のすべて』。
2. 国税庁〔1983〕『昭和58年改正税法のすべて』。
3. 〔2000〕「財産評価基本通達等の一部改正のあらまし」『税理』第43巻第14号。
4. 中小企業庁〔1981〕『中小企業事業承継税制に関する報告書』昭和56年3月。
5. 〔2009〕『経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン』平成21年2月。
6. 〔2012〕『中小企業事業承継ハンドブック』。
7. 〔2014〕『諸外国の相続・贈与税、事業承継税制等』平成26年3月。
8. 中小企業庁事業承継・第二創業研究会〔2001〕『事業体の継続・発展のために（中間報告）』平成13年8月。
9. 財務省〔1983〕『昭和58年税制改正のすべて』大蔵財務協会。
10. 〔2009〕『改正税法のすべて（平成21年）』大蔵財務協会。
11. 〔2013〕『平成25年版改正税法のすべて』大蔵財務協会。
12. 〔2014〕『非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度』平成26年7月。
13. 〔2014〕『非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度』平成26年7月。
14. 税制調査会〔1984〕『税制調査会関係資料集』。
15. 〔1999〕『平成12年度の税制改正に関する答申』12月。
16. 〔2000〕『平成12年度税制調査会答申』。
17. 〔2001〕『平成14年度の税制改正に関する答申』平成13年12月。
18. 〔2002〕『あるべき税制構築に向けた基本方針』平成14年6月。
19. 〔2007〕『平成19年度税制調査会答申 抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』平成19年11月。
20. 〔2008〕『平成21年度の税制改正に関する答申』平成20年12月。
21. 〔2010〕『平成22年度第2回税制調査会』平成22年6月。
22. 〔2011〕『平成24年度税制改正大綱』平成23年12月。
23. 資本市場クォーターリー2002年冬〔2002〕『わが国の事業承継における相続税の問題点』。

24. 事業承継協議会〔2006〕『事業承継ガイドライン』。
25. 商事法務研究会〔1990〕「改正株式評価通達の解説」『別冊商事法務 122』。
26. 全国法人会総連合〔2012〕『わが国と主要国における事業承継税制の制度比較検討調査に係る報告書』。
27. 日本公認会計士協会編著〔2009〕『中小企業の事業承継税制の論点整理と諸問題の検討』平成 21 年 6 月。
28. 日本商工会議所〔2013〕『平成 26 年度税制改正に関する意見』7 月。
29. 日本税理士連合会〔2000〕『平成 13 年度の税制改正に関する建議書』9 月。
30. 税と経営〔2012〕『視点 どうする事業承継税制』2 月。

### 【外国語文献】

1. Beckert, J.,(2007).The Longue Durée of Inheritance Law: Discourses and Institutional Development in France, Germany, and the United States since 1800.*European Journal of Sociology / Archives Européennes de Sociologie*,48, pp.79-120.
2. Kocakulah. M. C., Austil, D. (2009).Death of Death Taxes: Not Likely, Tax Notes 123 (4), pp.433-446.
3. Frédéric Douet,(2009).*Précis de droit fiscal de la famille*, Litec, Coll: Litec Fiscal 8th ed. Lexis Nexis-Litec.
4. McNulty, J K, (1994).*Federal estate and gift taxation, In a Nutshell*, 5th.edition, St. Paul.
5. Tiley, J. & D. Collison (2003).*Simon's Tiley & Collison: UK Tax Guide 2003-04*, LexisNexis. London.
6. Tiedtke, K.(Hrsg.), (2009).*ErbStg Erbschaftsteuer-und · Schenkungsteuer*,Erich Schmidt Verlag. Berlin.

### 【裁判例】

1. 大阪地裁昭和 40 年 3 月 20 日判決（昭和 37 年（行）第 12 号）行集 16 巻 3 号。
2. 東京高裁昭和 48 年 3 月 12 日判決（昭和 45 年（行コ）第 64 号）シュト 140 号。
3. 最高裁昭和 49 年 6 月 28 日第三小法廷判決（昭和 48 年（行ツ）第 69 号）税資 75 号。
4. 東京高裁昭和 50 年 5 月 28 日判決（昭和 48 年（行コ）第 37 号）税資 70 号。
5. 東京地裁昭和 55 年 9 月 3 日判決（昭和 52 年（行ウ）第 294 号）行集 31 巻 9 号。
6. 大阪高裁昭和 62 年 6 月 16 日判決（昭和 61 年（行コ）第 45 号）訟月 34 巻 1 号。
7. 東京高裁平成 5 年 3 月 15 日判決（平成 4 年（行コ）第 93 号）行集 44 巻 3 号。
8. 東京高裁平成 7 年 12 月 13 日判決（平成 7 年（行コ）第 99 号）行集 46 巻 12 号。

9. 最高裁平成 9 年 2 月 25 日第三小法廷判決(平成 7 年(行ツ)第 198 号)税資 222 号。
10. 東京地裁平成 10 年 9 月 29 日判決(平成 8 年(行ウ)第 24 号)LEX/DB28040109。
11. 東京地裁平成 12 年 7 月 13 日判決(平成 7 年(行ウ)第 266 号)訟月 47 卷 9 号。
12. 東京高裁平成 12 年 9 月 28 日判決(平成 11 年(行コ)第 104 号)税資 248 号。
13. 高松高裁平成 16 年 12 月 16 日判決(平成 16 年(行コ)第 16 号)税資 254 号。
14. 東京高裁平成 17 年 1 月 19 日判決(平成 16 年(行コ)第 123 号)訟月 51 卷 10 号。
15. 東京高裁平成 17 年 5 月 18 日判決(平成 17 年(行コ)第 23 号)税資 255 号。
16. 東京高裁平成 17 年 9 月 29 日判決(平成 17 年(行コ)第 78 号)訟月 52 卷 8 号。
17. 東京地裁平成 20 年 6 月 27 日判決(平成 18 年(行ウ)第 466 号)(平成 19 年(行ウ)第 270 号)判夕 1292 号。
18. 東京高裁平成 25 年 2 月 28 日判決(平成 24(行コ)第 124 号)LEX/DB25500443。
19. 東京高裁平成 25 年 2 月 28 日判決(平成 24(行コ)第 124 号)LEX/DB25500443。